

ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南

碧南市 緑の基本計画

2019～2030



目次

第1章 計画の背景と策定方針	1
1.1 社会経済動向の変化・法制度の動き	1
1.2 上位・関連計画の整理	5
1.3 緑の基本計画策定方針の設定	12
第2章 現況等の調査	15
2.1 自然的条件	15
2.2 社会的条件	19
2.3 緑の現況	30
第3章 市民意識・活動	44
3.1 アンケート調査	44
3.2 緑に関する市民活動	51
第4章 緑に関する解析・評価と課題	53
4.1 前回計画の評価・検証	53
4.2 緑の解析・評価	55
4.3 緑に関する課題	64
第5章 緑のまちづくり目標と基本方針	69
5.1 緑の将来像と基本方針	69
5.2 計画フレームと目標	72
第6章 緑のまちづくり施策の方針	75
6.1 緑地の配置方針	75
6.2 都市公園の整備及び管理の方針	83
6.3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	87
第7章 地域別緑のまちづくり方針	99
7.1 地域区分	99
7.2 地域別緑のまちづくり方針	100
第8章 緑化重点地区の計画	130
8.1 緑化重点地区の設定	130
8.2 北新川駅周辺緑化重点地区の整備方針	131
8.3 碧南駅周辺緑化重点地区の整備方針	134
第9章 計画の実現に向けて	137
9.1 緑のまちづくり推進体制	137
9.2 計画の進捗管理	140
参考資料	参考-1
都市公園の種類	参考-1
用語一覧	参考-2

注記 方針の文末の表現については、以下の考え方で分類しています。

～検討します。	現在はまだ計画がないもので、今後、事業計画として位置づけることができるかを検討していくもの。
～推進します。	現在事業化の見込みがあるものや、改定前の緑の基本計画等で位置づけられていて、事業化されているもの。
～促進します。	他の団体等を含めて、事業化を促すもの。
～図ります。	事業化される可能性が高いもの。

第1章 計画の背景と策定方針

1.1 社会経済動向の変化・法制度の動き

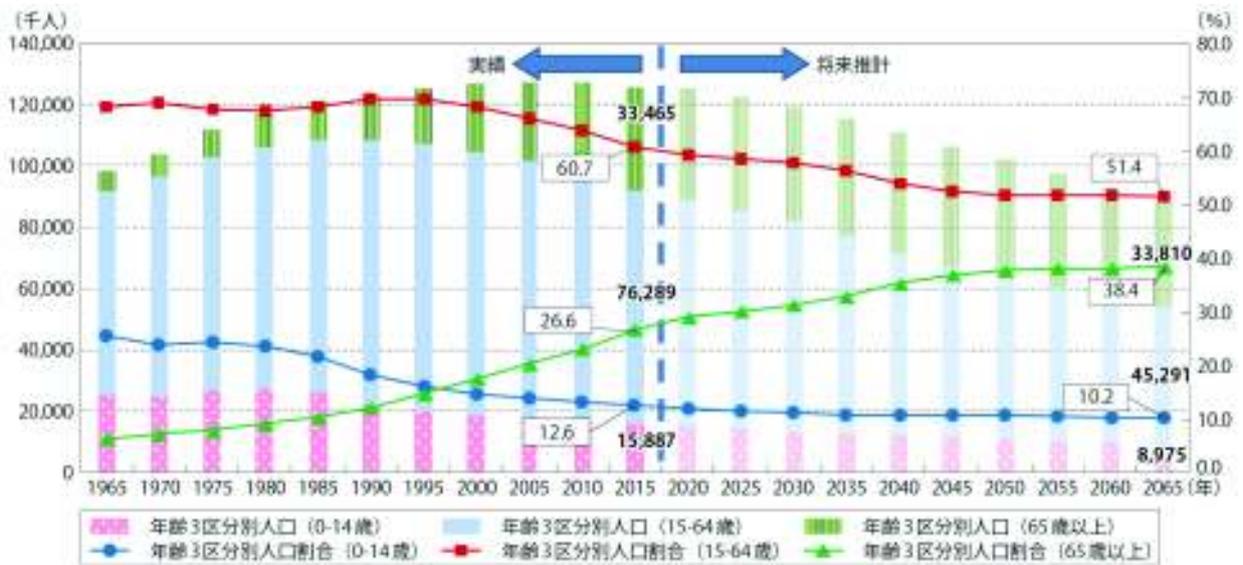
ここでは緑のまちづくりに関し、近年における社会経済の動向や関連法制度の改正等の内容について整理します。なお、関連法制度の改正等については、主に前緑の基本計画が策定された平成21年度以降を対象に整理します。

(1) 近年の社会経済動向

① 人口減少、少子高齢社会の進展

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は2008年をピークに減少に転じており、生産年齢人口も1995年をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計（2017年推計：出生中位（死亡中位）推計）によると、総人口は、2015年の12,709万人から2065年には8,808万人にまで減少すると見込まれています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、2015年の7,629万人から2065年には4,529万人にまで減少すると見込まれています。

特に生産年齢人口の減少は、地域経済の縮小につながる恐れがあるとともに、人口総数の減少に伴い、これまでの拡大型の都市づくりから、将来の人口規模を見据えた持続可能な都市づくりへの転換が求められています。



(注) 1970年以前は沖縄県を含まない。
 資料) 2010年までは総務省統計局「国勢調査報告」、2015年は総務省統計局「平成27年国勢調査 人口等基本集計」、推計値は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2017年推計)の出生中位(死亡中位)推計より国土交通省作成

出典：平成28年度国土交通白書

図1-1-1 日本の総人口の推移・推計

一方、愛知県の人口はこれまで増加を続けてきましたが、2020年頃をピークに減少に転じる見込みとなっています。ただし、県内でも名古屋市東部や西三河中央部等の市町村では、今後当面の間人口の増加が見込まれ、こうした地域特性を踏まえた市街地の形成・再構築が求められます。



※ケース①：出生率が現状程度で推移する場合の将来人口推計

※ケース②：出生率が上昇する場合の将来人口推計

出典：愛知県人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略(H27)

図1-1-2 愛知県の人口の長期的な見通し

② 厳しさを増す財政状況とインフラ施設の老朽化への対応

全国的な傾向として、今後人口の減少に伴う税収減や、高齢化に伴う扶助費の増加等により、自治体の財政運営は一層厳しさを増すことが避けられない状況にあります。一方で、高度経済成長期に多く整備された道路、公園等のインフラの老朽化が進行しており、限られた財源を効率よく配分し、戦略的、効果的な維持管理を進めていく必要があります。

また、厳しい財政状況は、地方公共団体における専門的な知見・技術を有する職員の不足・不在を招き、インフラの管理能力の低下が問題となっています。

③ 都市化の進展と国民の環境問題等への関心の高まり

高度経済成長に伴う急激な都市化に伴い、地表面が建物やアスファルト舗装でおおわれ、まとまった緑地や連続する水辺が姿を消すことによって、都市部では緑地の量・質とも低水準な状態を招いてきました。その結果、都市部では樹林地や農地が限られ、多様な生物が生息・生育できる空間が極めて少なくなり、多様な生物の生息・生育環境となる緑地の保全・創出等の対応が求められています。

近年では、急激な都市化も収束してきていますが、周囲の生活環境や良好な街並み

景観の保全、都市における生物多様性の確保等、国民の環境問題への関心が一層高まっています。

④ 国民の価値観の多様化

我が国では、成熟社会を迎え、国民の価値観の多様化が進んでいます。今までは経済的価値が重要視されてきましたが、最近では歴史・伝統・文化や緑、景観等身近な住環境の充足へのニーズが高まっています。また、住環境向上のため住民自らが様々なまちづくり活動へ参画したいという要望が、より多くなってきています。

このような価値観の変化に対応し、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさを高めるための取組が求められています。

⑤ 巨大地震等の災害への対応

平成23年3月に発生した東日本大震災を契機に、我が国全体として津波等の自然災害に対する意識が高まっています。さらに、近年ではゲリラ豪雨等による土砂災害や河川の氾濫等が頻発し、家屋の倒壊や浸水による被害や人的被害も多く発生しています。こうした災害に対し、公園等のオープンスペースや一団の農地等は緊急時の避難場所や一時的な遊水池等として、また緑道や街路樹等連続した緑は延焼防止帯等として、災害時には住民の安全確保のほか、被害の拡大や二次災害の防止等様々な役割を果たすと考えられます。災害に強いまちづくりの中では、緑の保全・創出を含めた総合的な防災対策を推進する必要があります。



様々な役割を果たす緑

(2) 近年の法制度改正等の動き

緑のまちづくりに関する前回計画策定（平成22年3月）以降の法制度改正等の主な事項は以下のとおりです。

年月	法改正等	概要
平成23年 10月	「生物多様性地域連携促進法」施行	様々な立場の人々が互いに連携して生物多様性の保全のための活動（地域連携保全活動）を促進することで、わが国の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的とするもの
平成23年 10月	「都市緑地法運用指針」改正	「生物多様性地域連携促進法」（平成23年10月1日施行）に基づく、都市緑地法の特例等の内容について記載するとともに、地方公共団体の生物多様性の確保の取組を支援するため、都市緑地法に基づく制度に関する生物多様性の確保の視点を記載
平成27年 4月	「都市農業振興基本法」施行	都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、都市農業の安定的な継続を図るとともに、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とするもの
平成28年 5月	「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	これからのまちづくりに対応した緑とオープンスペースのあり方、都市公園を活用したまちの活力創出の方向性等に関する提言
平成29年 6月	「都市緑地法等の一部を改正する法律」施行（一部は平成30年4月施行）	様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくため、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、都市計画法等を改正するもの

1.2 上位・関連計画の整理

(1) 上位計画

① 愛知県広域緑地計画（2019年（平成31年）3月）

1) 計画の目的

- 一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施すること
- 市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となること

2) 計画の期間

2019～2030年度

3) 計画の理念

豊かな暮らしを支える あいちの緑づくり
～緑の質を高め 多様な機能を活用～

4) 緑の基本方針

緑づくりの基礎……健全で良質の緑

緑の多様な機能（生態系サービス）が人々に十分に提供されるためには、植物の生育が良好であることや多様性があること（健全で良質な緑）が必要

基本方針1 いのちを守る緑

緑の恩恵を享受し、自然と調和し災害にも強い緑の都市づくり

基本方針2 暮らしの質を高める緑

良好な生活環境とQOL（生活の質）を高める緑の空間づくり

基本方針3 交流を生み出す緑

多様な主体との連携と地域の特性を活かす緑づくり



5) 施策

- 「健全で良質の緑」に関する施策
 - 1 植物の生育に配慮した植栽計画の検討
 - 2 健全で良質な緑づくりに向けた普及啓発活動の実施

- 「いのちを守る緑」に関する施策
 - 3 緑の恩恵を享受していくための生物多様性への配慮
 - 【都市の緑の・創出】
 - 【水と緑のネットワークの形成】
 - 4 防災・減災に資する緑とオープンスペースの保全と創出
 - 5 緑を育む行動へと結びつく啓発活動の実施
 - 6 日常の安心につながる公園施設の維持管理と更新
 - 【公園施設や街路樹等の維持管理】
 - 【誰もが安心して利用できる空間の確保】

- 「暮らしの質を高める緑」に関する施策
 - 7 QOL（生活の質）の向上に貢献する身近な緑とオープンスペースの確保
 - 8 心と体の健康を支える緑の活用
 - 【健康と生きがいを支える緑の活用】
 - 【自然とふれあう遊びと学びの場の活用】
 - 9 まちづくりと一体となった魅力的な緑づくりの推進
 - 【集約型都市構造の形成と連携した緑づくりの推進】
 - 【花と緑のまちづくりの推進】

- 「交流を生み出す緑」に関する施策
 - 10 地域コミュニティを育む場としての緑の活用
 - 11 地域の特性を活かした緑のまちづくりの推進
 - 【地域資源を活かした緑の保全と創出】
 - 【公園の魅力を高める手法の導入推進】
 - 12 多様な主体による緑のまちづくりの推進

③ 第5次碧南市総合計画（2010年（平成22年）3月）〔改定中〕

1) 目標年度

2020年度（令和2年度）

2) まちづくりの基本理念

○結びあうまちへ	○育むまちへ	○活かすまちへ
○創造を楽しむまちへ	○安心・安全なまちへ	
○開かれたまちへ	○広がりのあるまちへ	

3) 将来像

ひとのわで 楽しさつくる みなとまち へきなん

4) 目指すべき都市構造

- 1.広域的な都市軸の形成
- 2.集約型の市街地の形成
- 3.良好な居住環境の形成
- 4.産業拠点の形成
- 5.市の特性を活かした都市環境の形成

【緑の拠点】

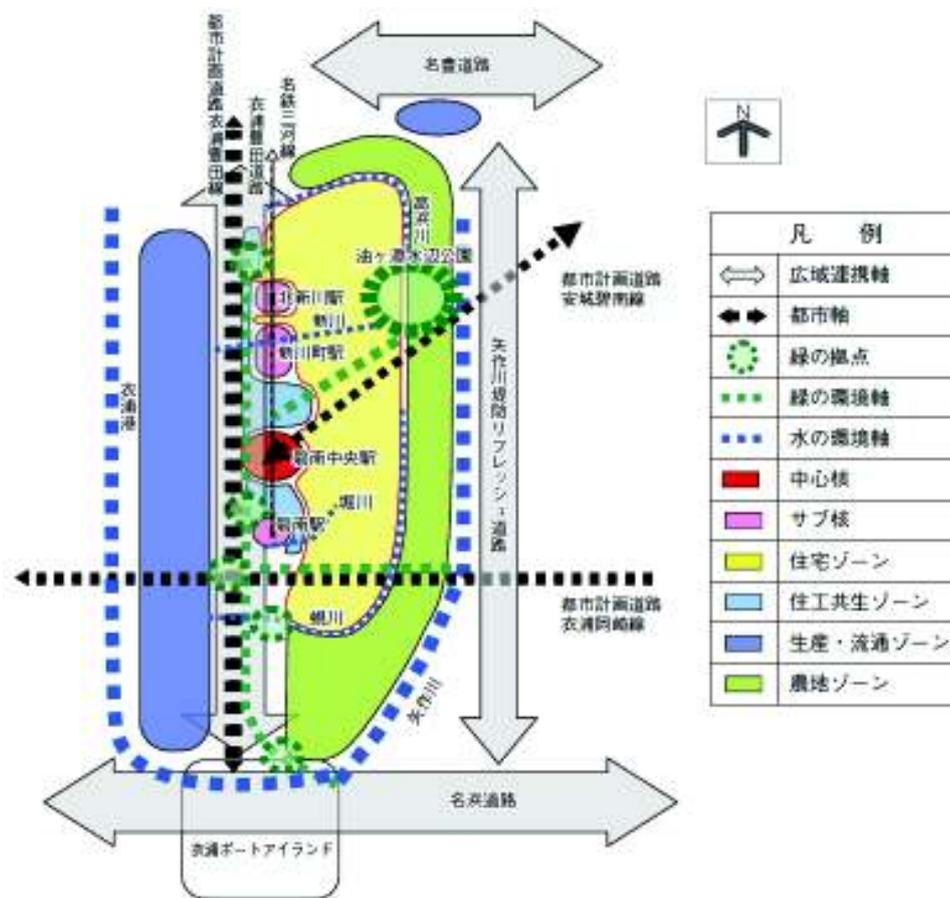


図1-2-3 将来都市構造図

5) 基本計画<本計画関連>

1. 緑豊かなまちづくり

- 緑の拠点と身近な公園・緑地の創造
- 水と緑のネットワーク化
- 協働による緑のまちづくり

2. 有効な土地利用の誘導と計画的な市街地の整備

- 快適な住環境のための規制・誘導
- 既成市街地における市街地整備
- 土地区画整理事業の支援と推進
- 豊かな自然環境の保全と緑化の推進



図 1-2-4 土地利用の方針図

(2) 関連計画

① 第2次碧南市環境基本計画（2014年（平成26年）3月）

1) 計画の役割

本計画は、環境の保全、改善に関する基本的な計画であり、本計画に基づき、市民、事業者、行政の各主体が、積極的に環境保全活動を実践することにより、環境負荷を減らし、持続的な発展が可能な社会をつくり、人と自然が共生した快適で住みよい社会を実現し、後世に継承していくことを目指すものです。

2) 目標期間

2014年度（平成26年度）から2023年度（令和5年度）までの10年間

3) 目指すべき環境の将来像

白砂青松と潮の香り、
そして夜空にきらめく満天の星の似合うまち
碧(みどり) ゆたかな自然公園のようなまち
自ら考え、行動できる、
心も身体も元気な碧南人
知恵と汗で創る、
住みよい住みたい永続可能なまち碧南

4) 環境基本目標

基本目標1：自然環境の保全

- ・自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指します。

基本目標2：まちづくり

- ・市民が環境に配慮し、健康で安心な活気ある生活を送れるまちづくりを目指します。

基本目標3：ひとづくり

- ・地球的視野で環境を考え、率先して環境保全行動を起こすひとづくりを目指します。

基本目標4：循環

- ・資源循環を基調とする環境負荷の小さな循環型の社会づくりを目指します。

5) 4つの基本目標を実現するための施策<本計画関連>

○自然環境の保全

- ・水辺環境の保全と創造
- ・緑地の保全と創造
- ・自然環境の保全と創造における協働体制の充実

- まちづくり
 - ・景観整備の推進
- ひとづくり
 - ・協働による環境保全活動の推進

6) リーディングプロジェクト<本計画関連>

- 自然環境の保全
 - (白砂青松プロジェクト)
 - ・かつての白砂青松を復元させ、市民から遠くなった海辺を、いつかどこかに取り戻そうとする方向性を示し、環境保全の大切さと市民それぞれが環境に果たす役割を再認識してもらおう。
 - (水路・河川浄化プロジェクト)
 - ・水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。
 - (矢作川ふれあいプロジェクト)
 - ・母なる川矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境(水質及び動植物)を保全する。
 - (よみがえれ油ヶ淵プロジェクト)
 - ・緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。
 - (みどり再生プロジェクト)
 - ・みどりを増やし、そこに集ういきものと人が共存できるみどり豊かな碧南にする。
- まちづくり
 - (へきなんの景観保存・創造プロジェクト)
 - ・先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活環境を残す。また、水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。
- ひとづくり
 - (碧(みどり)の道 里親プロジェクト)
 - ・市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にす機運を高める。
 - (みんなで作るまい「碧南環境マップ」プロジェクト)
 - ・小中学校の児童等市民の参加で、碧南を探索しながら、緑地や植物分布、生物分布、碧南市の素敵所、宝になる所、残したい所及び改善したい所等をマップ化する活動を通じて、市民の環境への関心を高め、環境をより良くする行動を実践する人を増やす。

1.3 緑の基本計画策定方針の設定

(1) 計画の位置づけ

緑の基本計画は、都市緑地法第4条において「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定され、市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を定める緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

本計画は、碧南市における上位計画である碧南市総合計画、碧南市都市計画マスタープランのほか、愛知県の計画（愛知県都市計画区域マスタープラン、愛知県広域緑地計画）や緑に関する法令に即して策定します。また、環境、景観、防災等本計画の内容と関連する計画との整合を図ります。

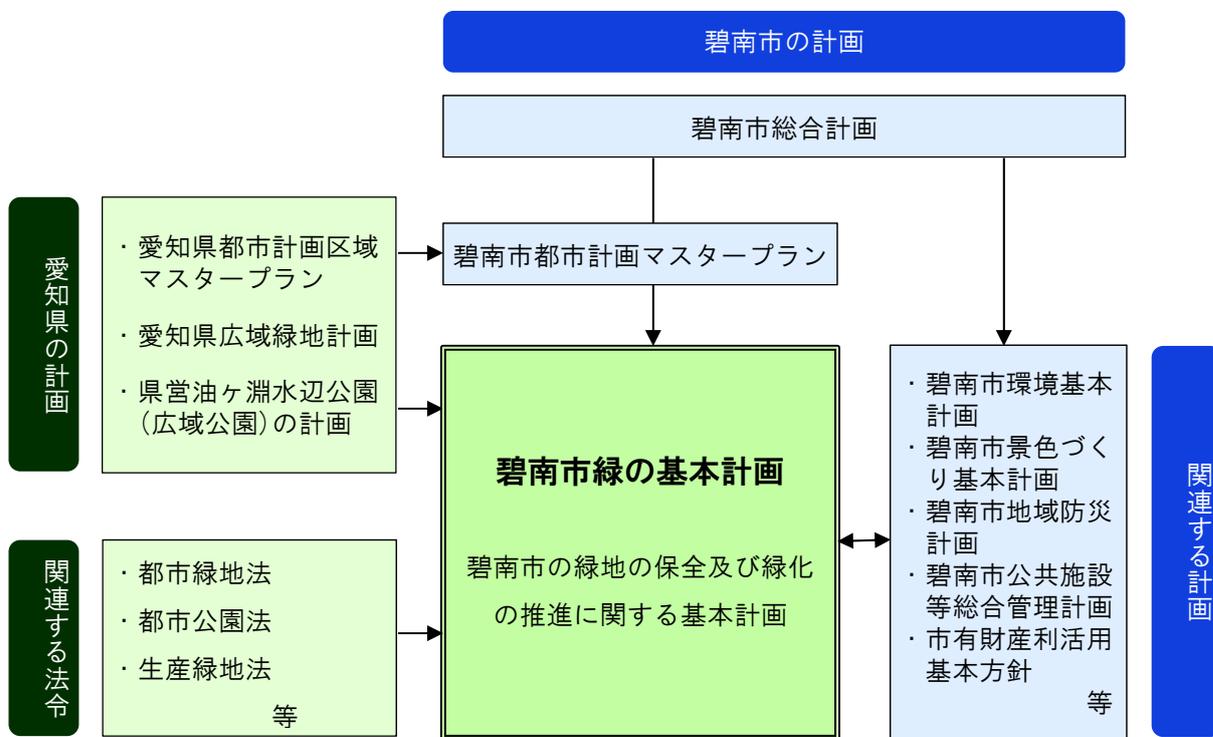
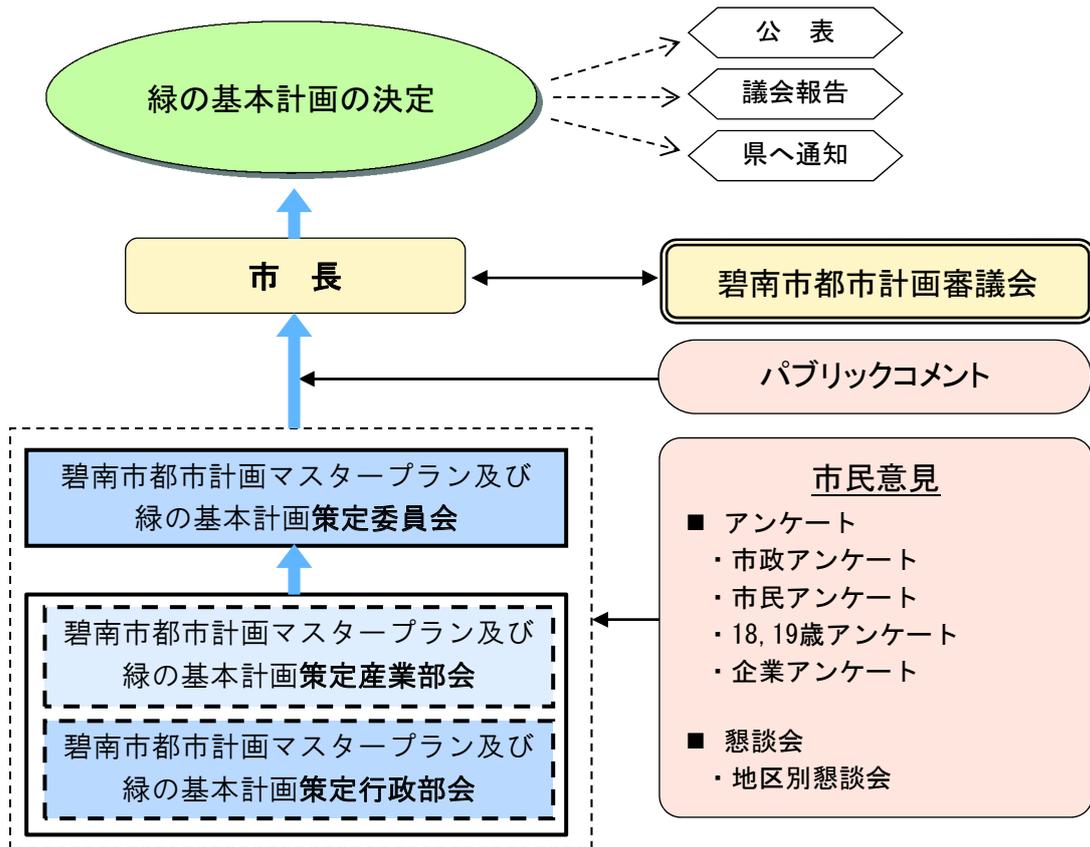


図1-3-1 緑の基本計画と上位計画、関連計画等との関係

(2) 本計画の策定体制

市民・事業者・行政が連携して計画策定にあたるため、都市計画マスタープランの改定に合わせて、本計画を検討する策定委員会及び策定産業部会・策定行政部会を設置するとともに、市民アンケートや地区別懇談会(ワークショップ)等を通して市民やまちづくり団体等の意見を計画に反映することとし、以下の体制で計画策定を進めます。



策定委員会	・計画の策定を目的として、都市づくり・緑づくりに関する調査・審議を行う。
策定行政部会	・計画の策定に関する専門的事項を調査・検討する。 ・関係各課の課長で組織する。
策定産業部会	・計画の策定に関し、市内の事業者から専門的見地で意見をうかがう。 ・碧南商工会議所の各部会メンバー等で組織する。

図1-3-2 計画の策定体制

(3) 本計画策定への取組方針

① 碧南市の現状に合った実効性ある計画立案

碧南市の緑地の現状、緑に関する事業の実施状況等や、それらによって導き出される緑に関する問題点・課題を踏まえ、将来的に実現可能な実効性ある計画を立案します。

② 緑のまちづくりに関する新制度等への対応

民間事業者等による緑地の管理運営制度の拡充や都市公園等の柔軟な利活用方策、都市農地の緑地としての位置づけ、生物多様性への配慮等、近年の都市緑地に関連する制度改革の内容を十分吟味し、本計画へ積極的に取り込み、反映します。

③ 計画への市民意向の反映

中学生や緑化団体等へのアンケート調査、地域の若者や女性も取り込んだ地区別懇談会等を実施し、幅広い層から市民意見の収集に努め、計画へ反映します。

④ 市民・民間事業者等との連携策の充実

これまでは主に行政が行ってきた都市公園や緑地の整備・管理・運営の役割について、市民や民間事業者等の参加を促進するため、効果的な連携体制や仕組み等を充実します。



花しょうぶの手入れ

第2章 現況等の調査

2.1 自然的条件

(1) 位置・地勢

本市は、中部圏の中核都市の名古屋市から40km圏内に位置し、北は油ヶ淵、東は矢作川、南・西は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、地形は、碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地となっています。

油ヶ淵は、海水と淡水が混ざる県内唯一の天然湖沼で、周囲6.3km、面積64haの大きさを誇っています。水に囲まれた特性を活かし、古くから埋め立てによる開発が進められ、矢作川沿いの平七新田、伏見屋新田、前浜新田の開発が行なわれました。

昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受け、大規模な臨海用地が造成され、現在の市域が形成されました。

市域面積（3,586ha）は県土の約0.7%を占めています。

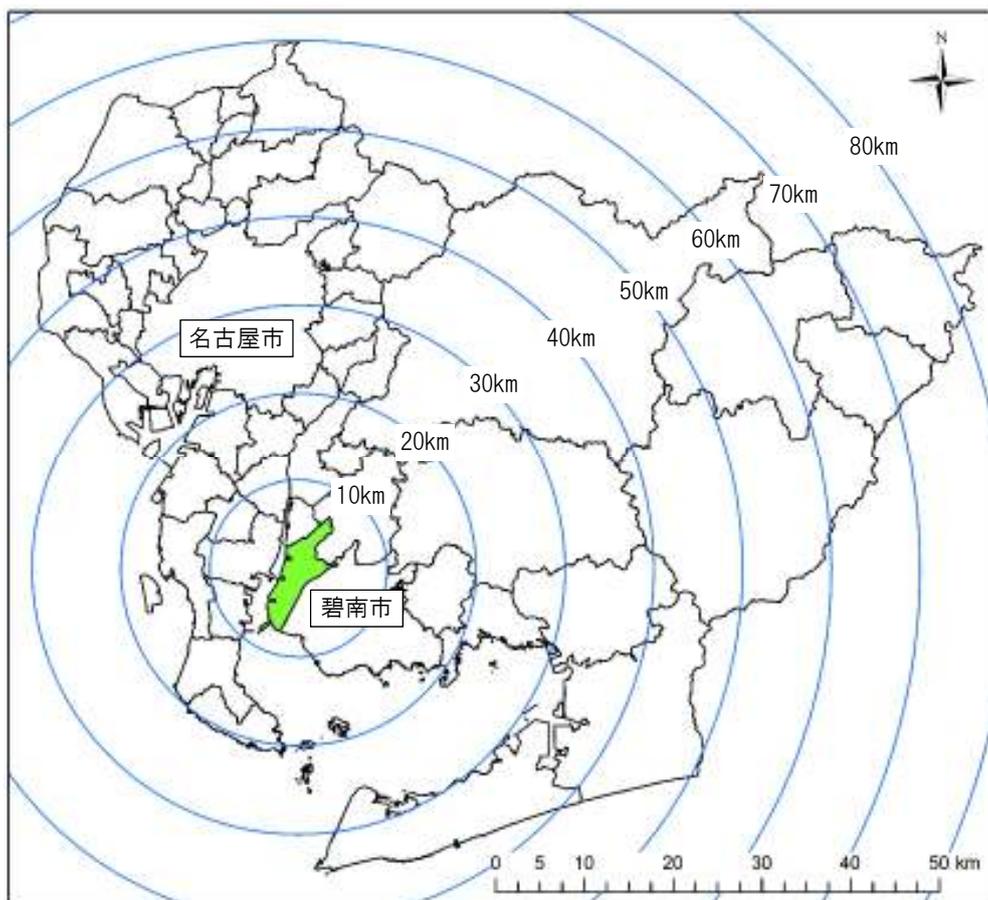


図2-1-1 碧南市の位置

(2) 気象

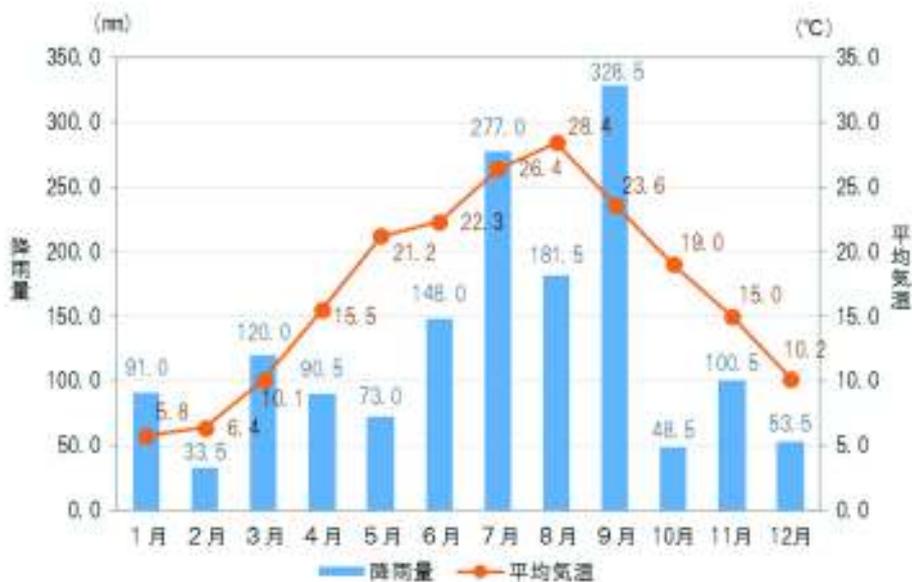
本市は、太平洋側の温暖な気候であり、平均気温は16～17℃程度で推移しています。また、年総雨量は年により変動があるものの、概ね1,000～1,500mmの間で推移しています。

平成27年の月別降雨量・平均気温の推移をみると、降雨量は7月、9月には300mm前後を記録し、少ない月との差が大きくなっています。平均気温は、8月には28.4℃と非常に高いですが、1、2月は6℃前後で夏と冬の温度差が大きくなっています。

表2-1-1 気象概況

区分		18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
気温 (℃)	最高	36.0	37.1	37.5	35.2	37.1	36.9	37.2	38.4	37.1	36.8
	最低	△ 2.3	△ 0.6	△1.5	△ 3.1	△1.3	△2.6	△3.3	△3.0	△2.4	△ 1.0
	平均	15.8	16.5	16.6	16.7	16.6	16.3	16.0	16.5	16.9	17.0
湿度 (%)	最高	97.6	99.0	98.5	98.5	97.5	97.5	98.6	98.1	97.6	98.4
	最低	22.6	22.1	16.8	20.3	17.2	16.9	17.7	22.3	17.4	17.2
	平均	70.5	69.3	71.6	68.6	68.0	72.5	73.5	69.7	69.7	73.4
風速 (m/s)	最大	22.1	6.4	23.0	29.2	18.7	25.3	25.1	28.2	24.4	18.9
	瞬間最大	31.6	31.0	32.1	53.3	28.5	34.7	37.4	37.1	32.6	34.5
	平均	4.5	4.6	4.4	4.5	4.5	4.6	4.7	4.8	4.6	4.3
降雨量 (mm)	総雨量	1,250.0	1,069.0	1,460.5	1,472.5	1,367.5	1,354.0	1,187.5	1,178.5	1,243.0	1,545.5
	日最高雨量	80.5	104.5	86.5	104.5	65.0	85.0	85.5	98.5	61.5	96.5

資料：碧南市の統計情報



資料：碧南市の統計情報

図2-1-2 月別降雨量・平均気温 (平成27年)

(3) 生物の生息・生育環境

植生についてみると、市内にはまとまった樹林地はありませんが、社寺林等として常緑広葉樹及び常緑針葉樹の二次林が点在しているほか、国道247号沿道や臨海部の工業地帯の緑地帯として植林地が分布しています。また、市街化調整区域では水田、畑等の耕作地が広がっています。

油ヶ淵では水生生物調査が5年に1回、定期的に行われており、調査で確認された魚類等の経年一覧を表2-1-2に整理しました。平成25年度の調査では、魚類13科24種、魚類を除く水生動物3種が確認されています。全体的に汚濁に強い種か、塩分に対して広く適応できるものが多く、特にフナ類が多く見つかったほか、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)で特定外来生物に指定されているカダヤシ、ブルーギル、オオクチバスが確認されました。また、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」に記載されているゲンゴロウブナとウナギ(絶滅危惧IB類(EN):IA類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種)、ドジョウ(情報不足(DD):評価するだけの情報が不足している種)が確認されました。魚食性外来生物のブルーギル・オオクチバスは経年的に確認されていることから定着したと考えられ、ヨシノボリ類等の小型魚種への影響が危惧されます。

また、油ヶ淵湖岸では、ヨシ、マコモ等の抽水植物群落が確認されており、オオヨシキリ、セッカ、カイツブリといった鳥類のほか、多様な生物の生息場所となっています。

(4) 河川・湖沼

本市の東部には一級河川の矢作川が、北部には愛知県で唯一の天然湖沼である油ヶ淵が位置し、水辺環境の豊かな地域となっています。油ヶ淵一帯は、約400年前までは北浦と呼ばれる入江でしたが、江戸時代に矢作川の付け替えとその後築かれた堤防により閉塞され、湖沼となりました。当初は、油ヶ淵から排水する河川がなく、降雨時には湛水被害が多く発生したため、江戸時代中期に衣浦港へ排水する新川が開削されました。明治期に入り、明治用水の通水により油ヶ淵上流域の新田開発が活発となり、油ヶ淵への流入量が増加したため、昭和初期には高浜川の開削工事が行われ、現在に至ります。

高浜川や新川では、背後に市街地が広がるため、高潮・洪水対策として護岸工事や水門・樋門の整備が進められています。また、油ヶ淵においても高潮・洪水等に備えて築堤盛土が行われているほか、油ヶ淵水辺公園の整備が県により進められています。

表2-1-2 油ヶ淵水生生物調査結果経年一覧

魚 類		平成 5年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度
ウナギ科	ウナギ	+	+	+	+	+
ニシン科	コノシロ	+	+	+	+	+
コイ科	コイ	+	+	+	+	+
	ゲンゴロウブナ	+	+	+	+	+
	フナ類	+	+	+	+	+
	タイリクバラタナゴ	+	+	+	+	+
	ハス		+	+	+	+
	オイカワ	+	+	+	+	+
	モツゴ	+	+	+	+	+
	タモロコ	+				
	カマツカ		+			
	ニゴイ	+	+	+	+	+
コウライモロコ	+	+	+	+	+	
ドジョウ科	ドジョウ		+			+
ギギ科	ギギ		+	+	+	
ナマズ科	ナマズ	+	+	+	+	+
キュウリウオ科	ワカサギ	+			+	+
アユ科	アユ		+	+	+	
シラウオ科	シラウオ	+				
カダヤシ科	カダヤシ※		+	+	+	+
メダカ科	メダカ	+	+	+	+	
サヨリ科	サヨリ	+	+	+	+	+
スズキ科	スズキ	+	+	+	+	+
サンフィッシュ科	ブルーギル※		+	+	+	+
	オオクチバス※		+	+		+
アジ科	ギンガメアジ		+			
ヒイラギ科	ヒイラギ	+	+			+
ボラ科	ボラ	+	+	+	+	+
	メナダ	+				
ハゼ科	ヨシノボリ類		+	+	+	+
	ヌマチチブ				+	+
	マハゼ	+	+	+	+	+
タイワンドジョウ科	カムルチー		+	+		
ロリカリア科	ロリカリア類（ブレコ）		+			
魚種数	20科32種	21	29	24	24	24

水生動物（魚類を除く）		平成 5年度	平成 10年度	平成 15年度	平成 20年度	平成 25年度
クルマエビ科	サルエビ			+		
テナガエビ科	テナガエビ	+	+	+	+	+
アメリカザリガニ科	アメリカザリガニ		+		+	
イワガニ科	モクズガニ	+	+	+	+	+
イシガメ科	ミシシippアカミミガメ		+	+	+	+
スッポン科	スッポン			+	+	
アカガエル科	ウシガエル※	+	+	+	+	
種数	6科6種	3	5	6	6	3

注）分類・種名・学名は河川国勢調査生物リスト（国土交通省）による

＋印は調査で確認された種

※：特定外来生物

資料：平成25年度油ヶ淵水生生物調査結果（碧南市ホームページ）

2.2 社会的条件

(1) 碧南市の成り立ち

本市は台地上に市街地が発達していますが、台地の縁等には多くの貝塚が確認されており、古くから集落が点在していたと考えられます。台地南端に位置する大浜は、古くから内海沿岸航路の要地として栄え、次第に内陸に向かって集落を拡大していきました。また、台地東南の突端に位置する鷺塚にも、鎌倉時代には集落が形成され、内海での安全な船泊りの場所として発展しました。江戸時代になると、矢作川の藤井・米津間の開削により、大浜湊、鷺塚湊は内陸部と江戸方面を結ぶ交通運輸の要地として大いに賑わいました。また、大浜は大浜塩の産地であるとともに、後背地で生産された酒、みりん、瓦(かわら)等の江戸への搬出港としても繁栄しました。

現在の碧南市は、戦後間もない昭和23年4月5日に碧海郡大浜町、新川町、棚尾町、旭村が合併して市制を施行し、その後、昭和30年に西端地区(碧海郡明治村大字西端)を編入合併して現在に至ります。

昭和30年代以降、衣浦港(衣ヶ浦湾)に面した地域では、臨海工業地帯を造成するための埋め立てが進み、市制施行時には約2,095haであった面積が、現在は約3,586haと、約1.7倍に拡大しました。臨海工業地帯と市街地の間には緩衝緑地が整備され、市民の生活環境の維持に役立つとともに、本市の緑の骨格を形成しています。



大浜てらまち地区

(2) 人口・世帯数の動向

① 人口・世帯数等

本市の人口・世帯数は、平成27年の国勢調査では71,346人、26,477世帯となっています。人口は平成22年まで増加傾向にありましたが、平成27年で減少に転じています。一方、世帯あたり人員は昭和60年の3.77人/世帯から、平成27年には2.69人/世帯へと一貫して減少しており、これに伴い世帯数は平成27年においても増加が続いています。



出典：国勢調査

図2-2-1 人口・世帯数の推移

② 年齢別人口構成

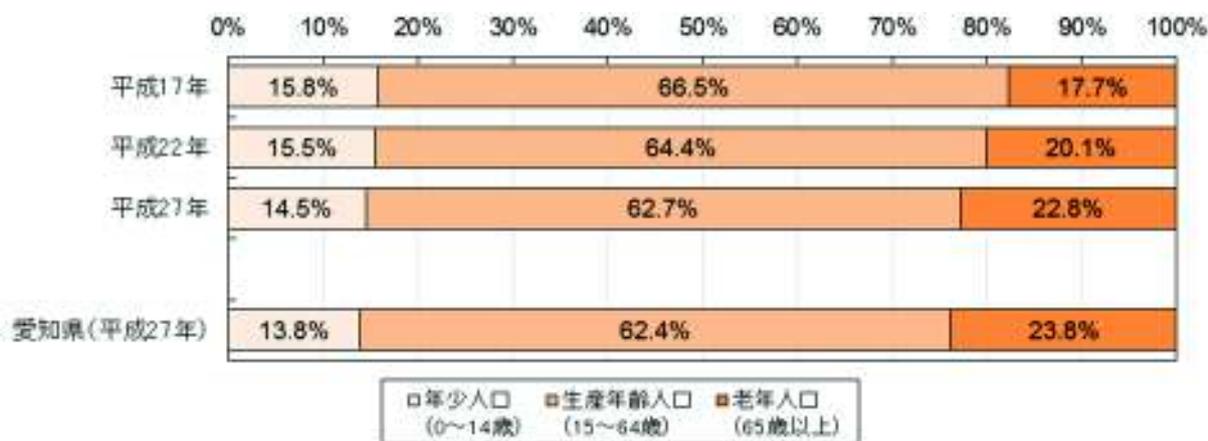
本市の年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年で前者は14.5%、後者は62.7%となっており、年々減少する傾向にあります。一方、老年人口（65歳以上）は平成27年に22.8%で、年々増加する傾向にあり、少子・高齢化が進行していることが分かります。

なお、年少人口、生産年齢人口は県平均を上回り、老年人口は県平均を下回っています。

表2-2-1 年齢別人口構成（碧南市）

区分	平成17年		平成22年		平成27年		平成27年（県）	
	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）	総数（人）	比率（%）
年少人口	11,268	15.8%	11,138	15.5%	10,330	14.5%	1,022,532	13.8%
生産年齢人口	47,509	66.5%	46,299	64.4%	44,563	62.7%	4,618,657	62.4%
老年人口	12,629	17.7%	14,457	20.1%	16,182	22.8%	1,760,763	23.8%
総数	71,408		72,018		71,346		7,483,128	

出典：国勢調査



出典：国勢調査

図2-2-2 年齢別人口構成

(3) 土地利用の状況

① 土地利用の現況

平成25年度都市計画基礎調査による市街化区域内の土地利用の割合は、都市的土地利用では住宅用地が29.5%、工業用地が22.2%（うち工業専用地域が16.7%）、商業用地が3.6%等で、住宅用地の土地利用の割合が高くなっています。

また、自然的土地利用では、農地が6.6%等となっていますが、市街地の地形が概ね平坦地であることから山林等はほとんどなく、自然的土地利用全体で9.0%となっています。

表2-2-2 市街化区域内の土地利用現況

種 別		面積 (ha)	割合 (%)	
自然的 土地利用	農 地	田	4.92	0.2
		畑	135.94	6.4
	山 林	3.74	0.2	
	水 面	14.82	0.7	
	その他の自然地	32.65	1.5	
都市的 土地利用	住宅用地	621.66	29.5	
	商業用地	1 ha 以上の商業施設用地	9.56	0.5
		工業用地	470.24	22.2
		工業専用地域面積	354.08	16.7
	公的・公益用地	274.64	13.0	
	道路用地	291.87	13.8	
	交通施設用地	14.00	0.7	
	公共空地	85.68	4.0	
	その他の空地	0.54	0.0	
	低未利用地	89.78	4.2	
総 計		2,117.00	100.0	

出典：平成25年度都市計画基礎調査

② 市街化区域内農地の分布状況

市街化区域内農地は、これまで“宅地化すべきもの”を基本方向としてきましたが、平成27年4月に施行された「都市農業基本法」により、“都市にあるべきもの”との認識に大きく方向転換されています。

本市の市街化区域内農地は、主に市街化区域の北、東、南の縁辺部に多く分布し、新川町駅から碧南駅の周辺にかけての旧来の市街地にはあまり見られません。

市街化区域内農地のおよそ3割は、生産緑地地区に指定されています。



出典：平成 25 年度都市計画基礎調査

図2-2-3 市街化区域内農地の分布状況

(4) 土地利用規制

① 用途地域等

本市は全域が都市計画法に基づく都市計画区域で、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

市街化区域は、都市計画区域（3,586ha）の59.0%に当たる2,117haです。市街化区域内の用途地域の面積割合は、工業系が50.9%と過半を占め、次いで住居系が43.0%、商業系が6.1%となっています。

工業系の用途地域では、臨海工業地帯の大半が工業専用地域に指定されているほか、旧来の市街地において広く準工業地域が指定されています。

また、商業系の用途地域は、新川町、碧南中央、碧南の各駅周辺のほか、明石公園周辺や大浜地区、棚尾地区の旧来の市街地にも指定されています。

表2-2-3 用途地域の指定状況（平成30年3月告示）

種 類		面積 (ha)	構成比 (%)		
行政区域（都市計画区域）		3,586	100.0	—	
市街化調整区域		1,469	41.0	—	
市街化区域	住居系	第一種低層住居専用地域	75	2.1	3.5
		第二種低層住居専用地域	—	—	—
		第一種中高層住居専用地域	266	7.4	12.6
		第二種中高層住居専用地域	25	0.7	1.2
		第一種住居地域	493	13.7	23.3
		第二種住居地域	19	0.5	0.9
		準住居地域	33	0.9	1.6
	(小 計)		911	25.4	43.0
	商業系	近隣商業地域	111	3.1	5.2
		商業地域	18	0.5	0.9
		(小 計)	129	3.6	6.1
	工業系	準工業地域	390	10.9	18.4
		工業地域	25	0.7	1.2
工業専用地域		662	18.5	31.3	
(小 計)		1,077	30.0	50.9	
合 計		2,117	59.0	100.0	

注) 住居系用途地域の一類型として「田園住居地域」が新たに創設、平成30年4月1日より施行。上表は平成30年3月告示の内容のため、田園住居地域は記載していない。

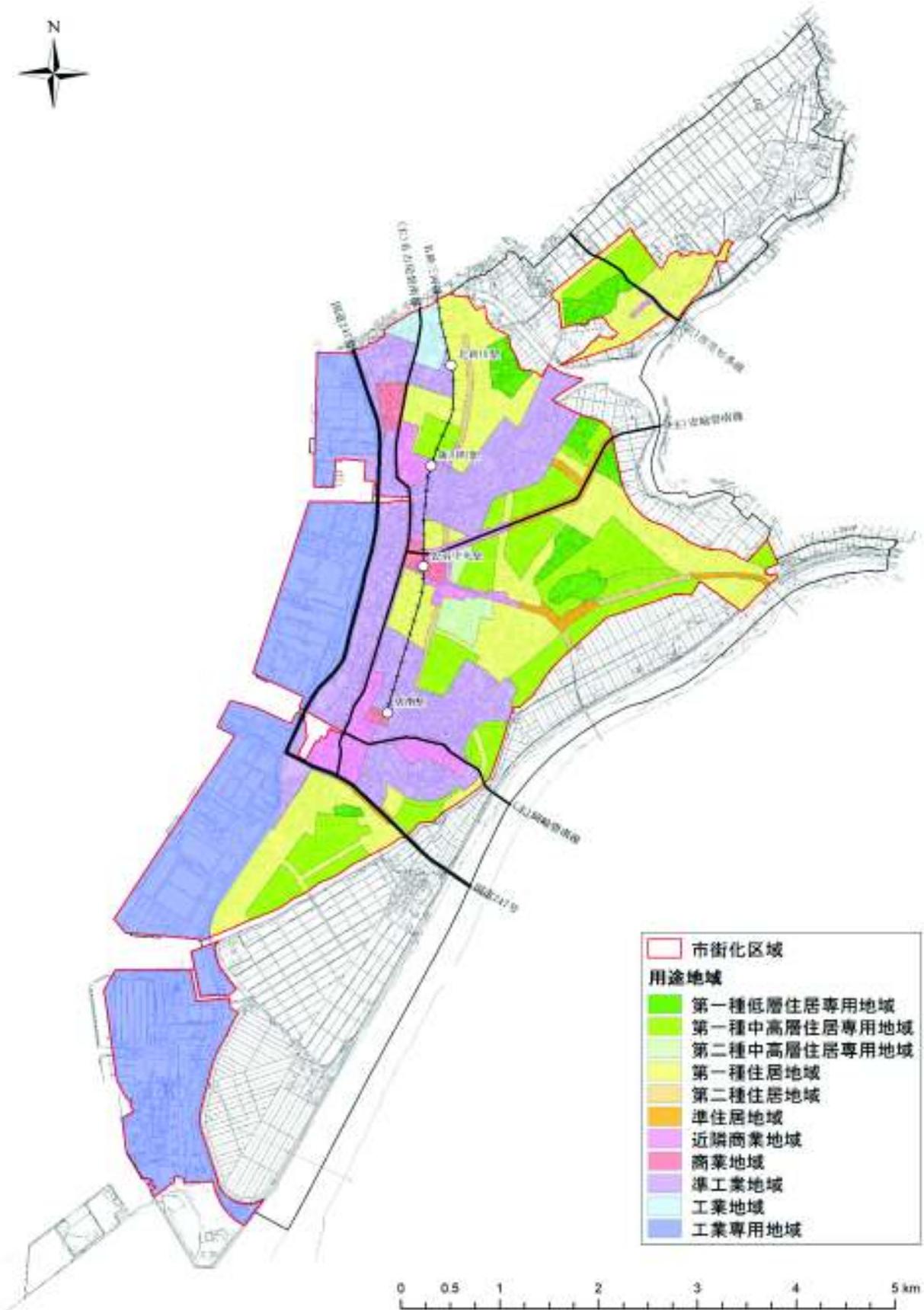


図2-2-4 用途地域図

② 農用地区域

市街化調整区域では、集落地や西端地区の工業系施設が集積して立地する区域等を除き、大部分が農業振興地域農用地区域に指定されています。

③ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域

本市北部に土砂災害警戒区域・特別警戒区域が10ヶ所指定されています。

④ 河川保全区域

矢作川下流部は、堤防先より18mが河川保全区域に指定されています。この区域における工作物の新改築、土地の区画形質の変更には、国土交通大臣又は知事の許可が必要です。

⑤ 海岸保全区域

高浜川河口部から矢作川河口部までの旧海岸線沿いは、海岸保全区域に指定されています。海岸保全区域は、海岸及び海岸保全施設を保護すべき区域として知事が定めており、この区域における工作物の新改築、土地の区画形質の変更には海岸管理者の許可を受ける必要があります。



図2-2-5 土地利用規制状況図

(5) 地域資源

① 景観

本市では、平成19年3月に碧南市景色づくり基本計画を策定し、平成23年2月に景観行政団体へ移行しました。現在、景観計画の策定を進めています。

愛知県は、平成20年3月に「美しい愛知づくり景観資源600選」を指定し、碧南市においては、35資源（29ヶ所）の景観資源が指定されています。これらは市内全域にわたり広く分布し、特に碧南駅周辺において集積がみられます。

表2-2-4 景観資源一覧

No.	資源名	資源の所在
1	大浜漁港	碧南市築山町他
2	大浜熊野大神社	碧南市宮町
3	大浜の路地	碧南市浜寺町
4	旧大浜警察署	碧南市錦町
5	西方寺の太鼓堂	碧南市浜寺町
6	堤の松並木	碧南市川口町他
7	寺とみりん蔵の路地	碧南市浜寺町
8	碧南市大浜地区の小径	碧南市築山町
9	堀川周辺の風景	碧南市音羽町、錦町
10	味噌醸造の景色	碧南市浜寺町
11	海の記憶	碧南市天王町
12	旧新須磨海岸	碧南市天王町
13	旧堤防跡の松並木	碧南市川口町他
14	玉津浦海水浴場の共同シャワー	碧南市宮町
15	碧緑地の遊歩道	碧南市須磨町
16	臨海公園のメタセコイアの道	碧南市浜町
17	矢作川（河口付近）	碧南市中江町他
18	矢作川桜堤み	碧南市三角町
19	油が淵	碧南市油湊町他
20	乳母道	碧南市源氏町
21	衣浦温泉街	碧南市山神町
22	蜷川のポート	碧南市岬町、入船町他
23	小学校の裏門	碧南市新川町
24	新川沿いの遊歩道	碧南市堀方町
25	新川に架かる名鉄三河線のレンガの鉄橋	碧南市籠田町他
26	土塀のある路地	碧南市東浦町
27	南蛮提灯で浮かぶ広藤園	碧南市二本木町
28	西端旧集落の「坂道」「切り通し」「帯状の緑地」	碧南市油湊町他
29	にんじん畑	碧南市稲荷町、河方町
30	碧南市芸術文化ホール前の櫛並木	碧南市鶴見町
31	碧南市中山町地藏通り	碧南市中山町
32	ボードウォーク	碧南市港本町
33	前浜地区の農地	碧南市河方町他
34	緑のトンネル	碧南市荒子町
35	無我苑	碧南市坂口町

出典：美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県）



出典：美しい愛知づくり景観資源 600 選（愛知県）

図2-2-6 景観資源の分布

② 文化財等

文化財は、国指定文化財3件、県指定文化財4件、市指定文化財47件の計54件の指定文化財と、2件の登録有形文化財があります。

表2-2-5 文化財の一覧

平成 30 年 3 月 31 日現在

区分	種別	名称	所有者		
国指定	重要文化財	彫刻	木造阿弥陀如来坐像（菩提山神宮寺旧本尊）	海徳寺	
		工芸品	短刀（朱銘志津（名物稲葉志津）/光徳（花押））	個人	
			刀（無銘来国光）	個人	
県指定	有形文化財	建造物	熊野神社射小屋並に南山矢取塚	熊野神社	
		彫刻	木像聖観音菩薩立像	称名寺	
		工芸品	阿弥陀	称名寺	
			十二光筥	称名寺	
市指定	有形文化財	建造物	経蔵	貞照院	
		絵画	絹本着色蓮如上人寿像	応仁寺	
			絹本着色證如上人影像	西方寺	
			絹本着色蓮如上人絵伝	栄願寺	
		彫刻	木造阿弥陀如来坐像	貞照院	
			木造阿弥陀如来立像	光輪寺	
			木造地藏菩薩半跏像	妙福寺	
			木造三面六臂大黒天立像	遍照院	
			木造阿弥陀如来坐像	遍照院	
			木造阿弥陀如来立像	称名寺	
			木造金剛力士立像	海徳寺	
			木造不動明王立像	個人	
			木造毘沙門天立像	個人	
			木造阿弥陀如来立像	西方寺	
			木造蓮如上人坐像	西方寺	
			木造阿弥陀如来坐像	宝珠寺	
			工芸品	陶製狛犬	熊野神社
				梵鐘	安専寺
		喚鐘		松江区	
		書跡・典籍	今川義元判物	熊野神社	
			墨書六字名号	応仁寺	
			墨書六字名号	応仁寺	
			正信偈文	応仁寺	
			墨書六字名号	栄願寺	
			墨書六字名号	栄願寺	
			墨書六字名号	安専寺	
			墨書六字名号	安専寺	
		歴史資料	鉄眼版一切経	貞照院	
			徳川氏の朱印状	個人	
			善円十七ヶ条制禁状写本	蓮成寺	
			教行信證延書本	蓮成寺	
			松平信忠寄進状並びに定書	称名寺	
			和田氏の寄進状等	称名寺	
			松平広忠の連歌の切並びに筆具 附御連歌の図	称名寺	
			白山社 絵馬群	白山社	
		有形民俗文化財	大浜中区 三番叟人形	大浜中区	
			大浜中区山車	大浜中区	
			大浜中区 乱杭渡り人形	大浜中区	
			熊野神社金的中奉納額	熊野神社	
			鶴ヶ崎区山車	鶴ヶ崎区	
			御座関船雛形本宮丸	熊野神社	
			永坂左兵衛家鬼板形	碧南市	
			大浜中区 囃子・三番叟	大浜中区山車保存会	
		無形民俗文化財	碧南のはやし「チャラボコ」	碧南チャラボコ連合保存会	
			鶴ヶ崎区 囃子・三番叟	鶴ヶ崎区山車保存会	
			霞浦神社のケヤキ	霞浦神社	
		記念物	天然記念物	広藤園のフジ	個人
九重味淋大蔵	個人				
国登録	登録有形文化財	碧南高等学校正門柱	愛知県		

出典：碧南市 HP

2.3 緑の現況

(1) 緑地現況

本市の緑地の現況は、市街化区域では288.14ha、都市計画区域では1,434.56haとなっています。市街化区域では施設緑地や生産緑地地区が多く、市街化調整区域では地域制緑地が多くなっています。

表2-3-1 緑地現況面積

平成30年3月31日現在
単位：ha

		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域	
施設 緑地	都市公園	40.90	3.02	43.92	
	公共施設緑地	69.60	39.50	109.10	
	民間施設緑地	31.94	0.61	32.55	
	施設緑地間の重複	0.91	0.05	0.96	
	計	141.53	43.08	184.61	
地域制 緑地	法によるもの	生産緑地地区	44.07	0.00	44.07
		農用地区域	0.00	846.00	846.00
		河川区域	10.63	287.32	297.95
		計	54.70	1,133.32	1,188.02
	条例によるもの	98.23	0.38	98.61	
計	152.93	1,133.70	1,286.63		
施設緑地・地域制緑地間の重複		6.32	30.36	36.68	
緑地総計		288.14	1,146.42	1,434.56	

資料：碧南市都市整備課

※公共施設緑地：都市公園に準ずる公園的な施設や、市が管理する植栽地のほか、広場、グラウンド等のオープンスペースを有する公共施設のうち、一般市民がスポーツ・レクリエーション目的で利用可能な施設を含める。

※民間施設緑地：市や自治会が管理し公園的利用がなされている寺社境内地、民間が所有するグラウンド等のうち一般市民の利用が可能な施設等。



公園的利用がなされている寺社境内地（御鞆社）

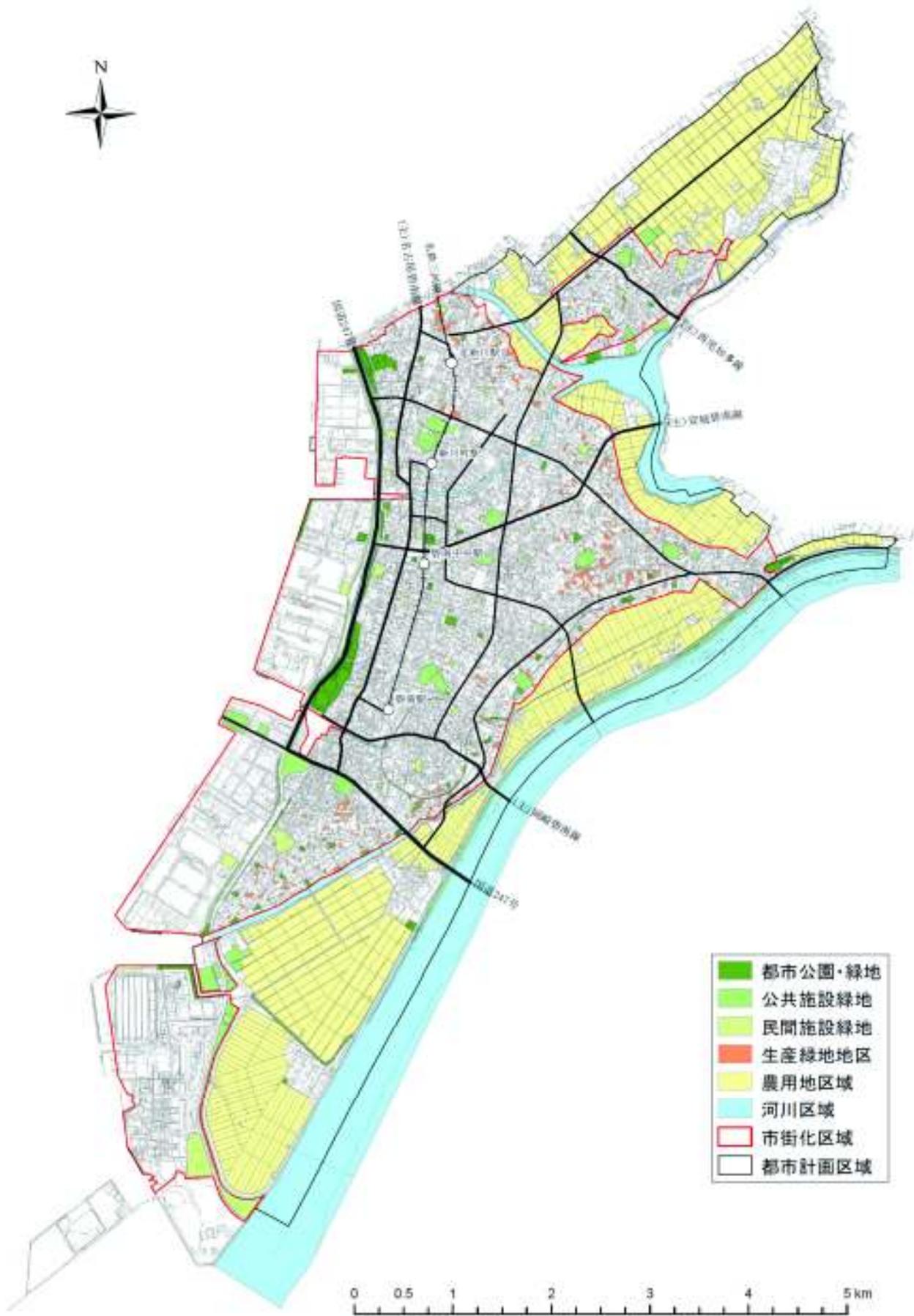


図2-3-1 緑地現況図

本市の都市公園は、市街化区域に48ヶ所（40.90ha）、市街化調整区域に3ヶ所（3.02ha）、計51ヶ所（43.92ha）となっています。

また、公共施設緑地は、180ヶ所（109.10ha）整備されており、ちびっ子広場や都市公園に準ずる公園が多くなっています。

表2-3-2 施設緑地現況

平成30年3月31日現在

種 別		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	40	12.04	2	0.98	42	13.02
		近隣公園	1	2.60	1	2.04	2	4.64
		地区公園	1	7.10	-	-	1	7.10
	都市基幹公園	総合公園	1	12.00	-	-	1	12.00
		運動公園	-	-	-	-	-	-
	基幹公園 計		43	33.74	3	3.02	46	36.76
	特殊公園	-	-	-	-	-	-	
	広域公園	-	-	-	-	-	-	
	緩衝緑地	-	-	-	-	-	-	
	都市緑地	5	7.16	-	-	5	7.16	
緑道その他	-	-	-	-	-	-		
都市公園 計		48	40.90	3	3.02	51	43.92	
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		29	2.35	5	6.91	34	9.26
	臨海部緑地		3	19.74	-	-	3	19.74
	児童遊園		8	0.69	2	0.09	10	0.78
	ちびっ子広場		29	1.45	4	0.14	33	1.59
	ふれあい農園		7	0.19	-	-	7	0.19
	ゲートボール場		9	0.76	-	-	9	0.76
	グラウンド		8	11.84	1	0.70	9	12.54
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		27	1.34	-	-	27	1.34
	道路環境緑地帯		1	11.38	-	-	1	11.38
	河川緑地		-	-	1	30.25	1	30.25
	その他		43	19.86	3	1.41	46	21.27
公共施設緑地 計		164	69.60	16	39.50	180	109.10	
都市公園等 総計		212	110.50	19	42.52	231	153.02	
民間施設緑地	民間の動植物園		3	12.54			3	12.54
	一時開放広場		2	2.59			2	2.59
	寺社境内地		20	13.77	1	0.34	21	14.11
	その他		9	3.04	1	0.27	10	3.31
	民間施設緑地 計		34	31.94	2	0.61	36	32.55
施設緑地間の重複			0.91		0.05		0.96	
施設緑地 総計		246	141.53	21	43.08	267	184.61	

資料：碧南市都市整備課



図2-3-2 施設緑地現況図

本市の地域制緑地は、市街化区域には生産緑地地区、工場植栽地、保存樹林等があり、市街化調整区域には農用地区域、河川区域が大きな面積を占めています。

表2-3-3 地域制緑地現況面積

平成30年3月31日現在
単位：ha

種 別		市街化区域	市街化調整区域	都市計画区域
法によるもの	生産緑地地区	44.07	-	44.07
	農用地区域	-	846.00	846.00
	河川区域	10.63	287.32	297.95
	法によるもの 計	54.70	1,133.32	1,188.02
条例等によるもの	工場植栽地※	89.3	-	89.3
	市指定文化財（緑地）	0.13	-	0.13
	市指定保存樹林	8.80	0.38	9.18
	条例等によるもの 計	98.23	0.38	98.61
地域制緑地 総計		152.93	1,133.70	1,286.63

※工場植栽地：臨海部埋立工場地帯の公害防止協定締結企業の緑化面積

資料：碧南市都市整備課



河川区域（矢作川）

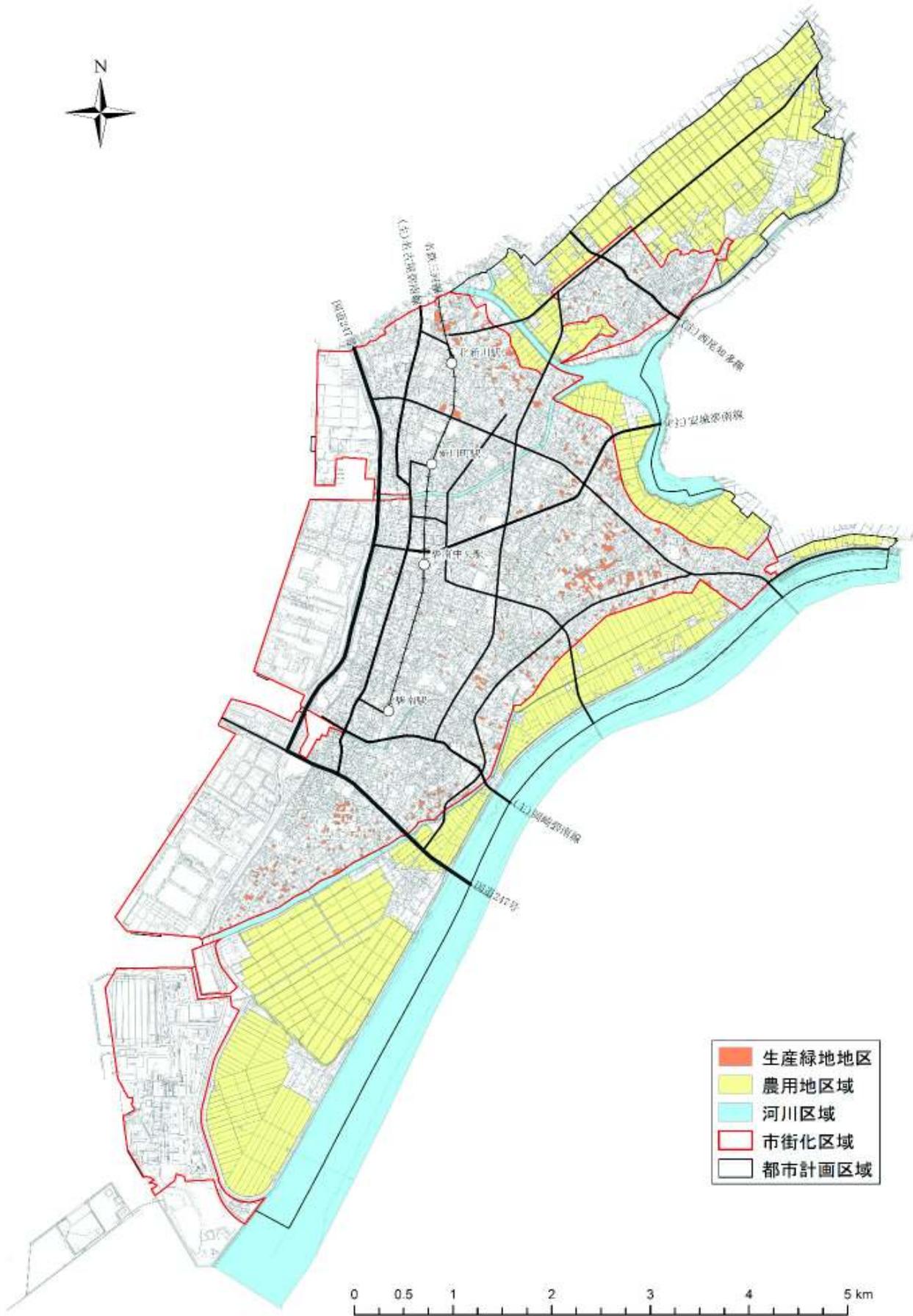


図2-3-3 地域制緑地現況図

本市域の都市計画公園は、合わせて54ヶ所、88.55haあり、そのうち50ヶ所、43.77haが供用済です。

表2-3-4 都市計画公園の現整備状況

平成30年3月31日現在

種 別		市街化区域		市街化調整区域		都市計画区域		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
住区 基幹 公園	街区公園	都市計画決定	41	12.28	2	0.98	43	13.26
		供用済	39	11.89	2	0.98	41	12.87
	近隣公園	都市計画決定	2	3.60	1	2.04	3	5.64
		供用済	1	2.60	1	2.04	2	4.64
	地区公園	都市計画決定	1	5.36	-	-	1	5.36
		供用済	1	7.10	-	-	1	7.10
都市 基幹 公園	総合公園	都市計画決定	1	12.00	-	-	1	12.00
		供用済	1	12.00	-	-	1	12.00
	運動公園	都市計画決定	-	-	-	-	-	-
		供用済	-	-	-	-	-	-
特殊公園	都市計画決定	-	-	-	-	-	-	
	供用済	-	-	-	-	-	-	
広域公園	都市計画決定	1	0.80	1	44.40	1	45.20	
	供用済	-	-	-	-	-	-	
都市緑地	都市計画決定	5	7.09	-	-	5	7.09	
	供用済	5	7.16	-	-	5	7.16	
計	都市計画決定	51	41.13	4	47.42	54	88.55	
	供用済	47	40.75	3	3.02	50	43.77	

※広域公園は、市街化区域、市街化調整区域にまたがるため、都市計画区域全体での箇所数は1ヶ所

資料：碧南市都市整備課



碧南市臨海公園（総合公園）

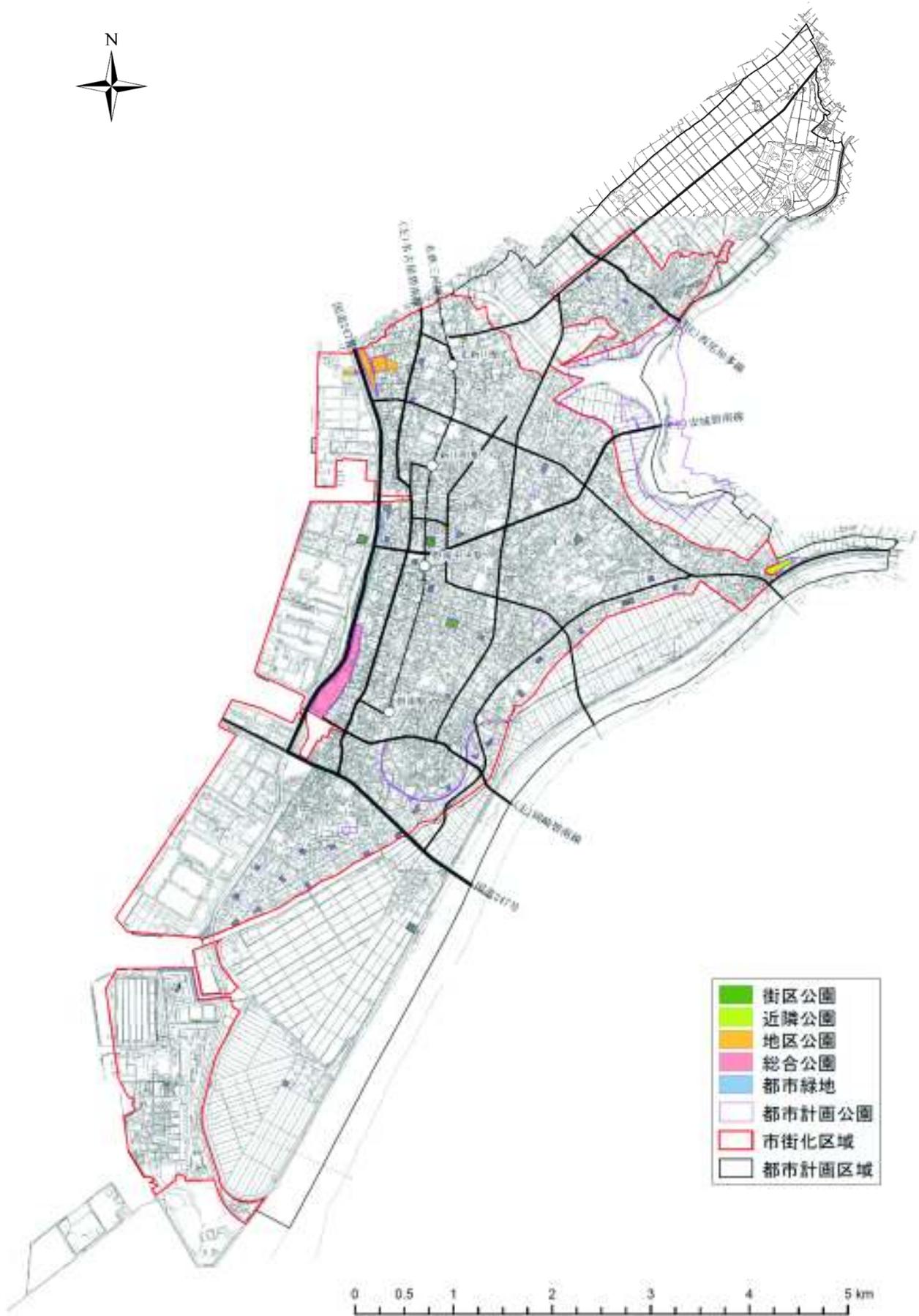


図2-3-4 都市計画公園の整備状況

(2) 緑被現況

本市の緑被率は、市街化区域では19.0%、市街化調整区域では81.0%となっており、都市計画区域全体では44.4%です。

市街化区域内のうち臨海部の工業専用地域内には緩衝緑地等多くの植栽があり、市街化区域内の緑被地の約36%を占めています。それ以外の市街地では、公園や寺社境内地に小規模な樹林が点在しています。

市街化調整区域では、農地が広い範囲を占めており、市街化調整区域内の緑被地の約2/3を占めています。

表2-3-5 緑被面積

区 分	市街化区域 2,117ha				市街化調整区域 1,469ha		都市計画区域 3,586ha	
			内 工業専用地域					
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
樹林地・草地	282	13.3	144	6.8	139	9.5	421	11.7
農 地	109	5.1	0	0.0	805	54.8	914	25.5
水 面	12	0.6	1	0.0	246	16.7	258	7.2
緑被 計	403	19.0	145	6.8	1,190	81.0	1,593	44.4

※緑被面積：上空から見て、樹林や草地、農地、水面が地面を覆っている部分の面積。空中写真、衛星写真を基に樹林地等を抽出し、地図上で面積を計測して算出。

ただし、対象区域を都市計画区域とするため、衣浦港の海水面は緑被面積に含めない。



臨海部の工業専用地域内の植栽



図2-3-5 緑被現況図

(3) 緑化の状況

① 道路緑化

空中写真や現地での確認により、植栽や街路樹のある区間を抽出し、図上で延長を計測しました。

市内の道路緑化（植栽・街路樹のある道路）延長は約45kmあり、そのうち半数以上を市道が占めています。

表2-3-6 道路緑化延長

	緑化延長(m)	延長(改良済)(m)	緑化率(%)
市道	25,374	338,430	7.5
国道	2,577	7,254	35.5
県道	17,217	36,499	47.2
合計	45,168	382,183	11.8

※1：緑化延長は図上計測値

※2：国県道の改良済は5m以上の道路。市道の改良済は4m以上の道路

② 公共施設緑化

空中写真の判読により、公共施設敷地内の植栽地（樹木、草草が覆っている部分）を抽出し、施設ごとにその面積を図上計測しました。

表2-3-7 公共施設緑化面積面積

施設分類	箇所数	緑化面積(m ²)	平均緑化率(%)
市民文化系施設	15	7,816	13.3
社会教育系施設	3	2,500	12.1
学校教育系施設	13	37,466	12.1
子育て支援施設	19	2,812	5.9
保健・福祉施設	5	187	2.9
行政系施設	16	1,948	7.7
公営住宅	7	3,179	8.3
その他	5	9,665	7.0
計	83	65,573	8.8

※対象とする公共施設：「碧南市公共施設等総合管理計画（カルテ編）平成28年度版 碧南市」に載っている施設を対象とした。

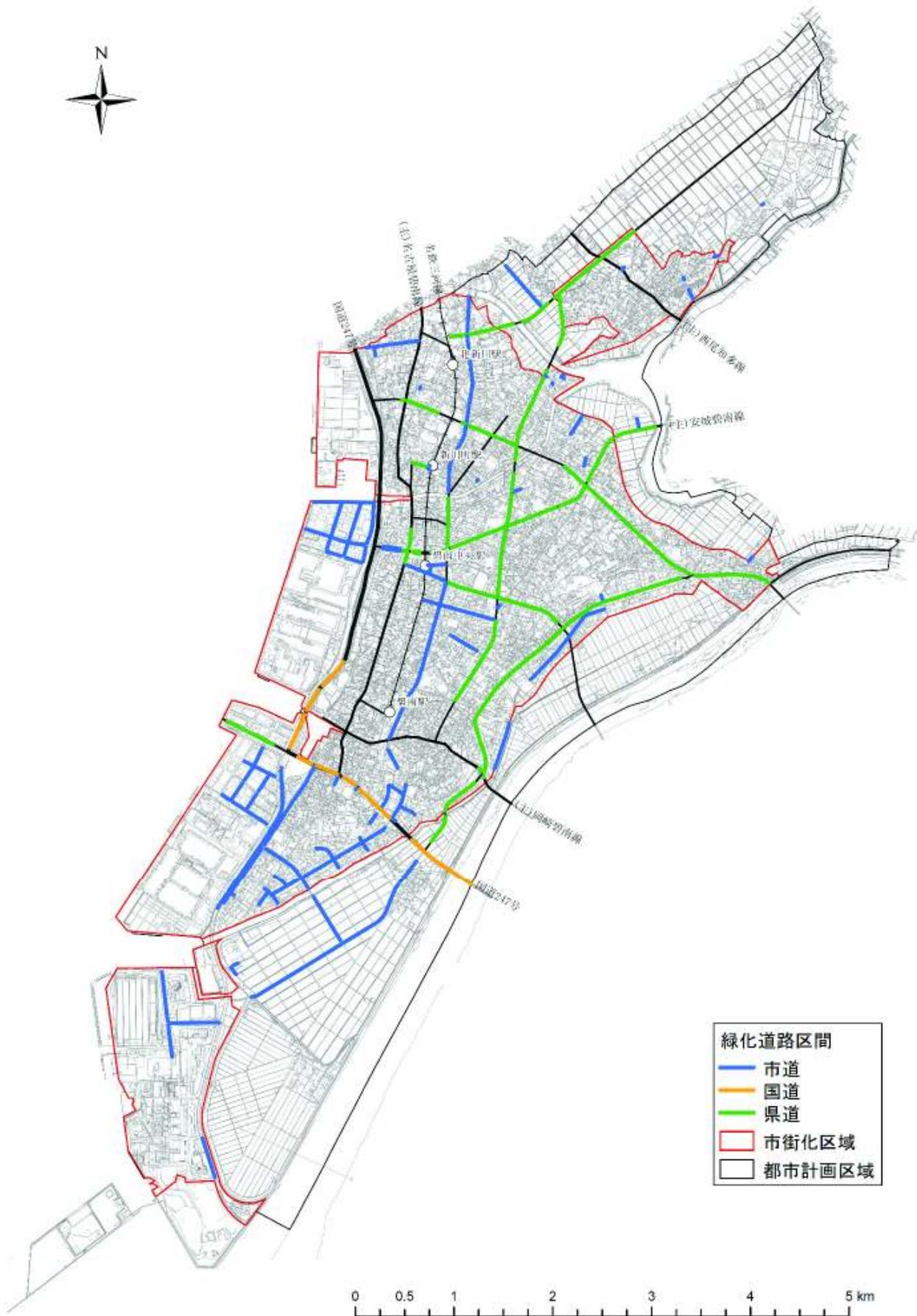


図2-3-6 道路緑化状況図

(4) 緑に関する取組の状況

① 緑化活動への助成

本市では、公園の清掃や生垣の設置、民間事業者の緑化等に関しては、補助制度を設けています。

名称	取組の概要
花いっぱい推進事業	公共施設において花いっぱい運動を推進するために、活動団体（花いっぱい運動推進団体）へ花苗や種等の緑化資材を支給しています。
市民緑化推進事業 （平成2年度より継続）	民有地の緑化を推進するために、碧南市生垣設置奨励補助金交付規程に基づき、生垣の設置に要する費用に対して補助金を交付しています。
民間緑化推進事業	民間企業敷地の緑化を推進するために、碧南市民間事業者等緑化推進事業補助金交付規程に基づき、植栽に必要な費用に対して補助金を交付しています。
緑化保全事業 （平成2年度より継続）	民有地の貴重な樹木や樹林を保全するために、碧南市緑化保全規程に基づき指定された保存樹木及び保存樹林の保護に要する費用に対して補助金を交付しています。
公園等環境美化事業 （平成2年度より継続）	公園・緑地において清掃等環境美化活動への地域住民の参加を推進するために、碧南市公園等愛護会報奨金交付規程に基づき、活動団体（公園等愛護会）へ報奨金を交付しています。
あいち森と緑づくり事業	市町村等が行う緑地保全や都市緑化に関わる事業について、愛知県が「あいち森と緑づくり税」を財源として、交付金を交付しています。

② 緑化に関するイベント

本市では、植木市等の緑に関するイベントを開催しているほか、各種イベントを通して花の種の無料配布等を実施しています。

名称	取組の概要
市民植木市 （昭和48年度より継続）	市民を対象として、緑化啓発と市内の緑化を推進するために、苗木、花の種子等の無料配布や、緑の募金活動等をイベントとして開催しています。
花しょうぶ株の無料配布 （昭和48年度より継続）	市民を対象として、油ヶ淵花しょうぶ園で株分けした市の花「花しょうぶ」の株を、毎年7月頃に市内の公共施設で無料配布しています。
あおいパークにおける各種イベント	あおいパーク内の体験農園で季節の野菜や果物の収穫体験を実施しているほか、季節のイベントやガーデニング教室、園芸講座等を開催しています。
桜まつり	毎年3月下旬～4月上旬にかけて明石公園にて開催。桜のライトアップやステージイベント等を実施しています。
藤まつり	毎年4月下旬頃に広藤園にて開催しており、なんば提灯によるライトアップやイベント等を実施しています。
花しょうぶまつり	毎年5月下旬～6月中旬にかけて油ヶ淵遊園地・応仁寺にて開催しており、写生大会や写真撮影会、お茶会等のイベントを開催しています。

③ 公園整備・緑化等に関する事業

緑に関する事業として、公園整備事業のほか、公共施設の緑化、緑の募金活動等の事業に取り組んでいます。

名称	取組の概要
公園整備事業	市民の遊び、休憩、交流、防災活動等さまざまな活動の場として、社会資本整備総合交付金や市町村土木事業費補助（愛知県）を活用して、都市公園の整備を実施しています。
公共緑化推進事業	公園等公共施設の緑化を推進するために、緑化推進事業費補助（愛知県）を活用して、植樹を実施しています。
松くい虫駆除事業	市内の貴重な松林を松くい虫による松枯れの被害から保護するために、薬剤の樹幹注入や被害樹木の除去等を実施しています。
緑の募金	市民植木市会場や公共施設において募金活動を行い、その交付金を基に公共施設の緑化を推進しています。
緑花推進基金	緑花事業の円滑な推進に必要な財源を確保しています。

④ 緑に関する活動団体

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、花いっぱい活動団体、老人クラブ等があり、公園等の清掃や緑化活動を実施しています。

（平成29年度）

団体種別	活動内容	団体数
公園等愛護会	公園等の除草、清掃、花壇管理等を行うボランティア団体。清掃を年12回以上、除草を年6回以上実施しています。	36
花いっぱい活動団体	公園、歩道、公共施設周辺の花壇管理を行うボランティア団体。春～夏に1回、秋～冬に1回花の植替えを実施しています。	33
老人クラブ	公園、ちびっ子広場等の清掃、除草、花壇管理等を行う高齢者の団体。	29
赤十字奉仕団	清掃、除草を行うボランティア団体。	12
アダプトプログラム、碧の道里親プロジェクト	歩道・緑地帯等の除草、清掃、花の管理等を行う団体、企業。ボランティア保険への加入、活動看板を支給しています。	15

資料：碧南市都市整備課

第3章 市民意識・活動

3.1 アンケート調査

(1) 市民アンケート調査

① 調査概要

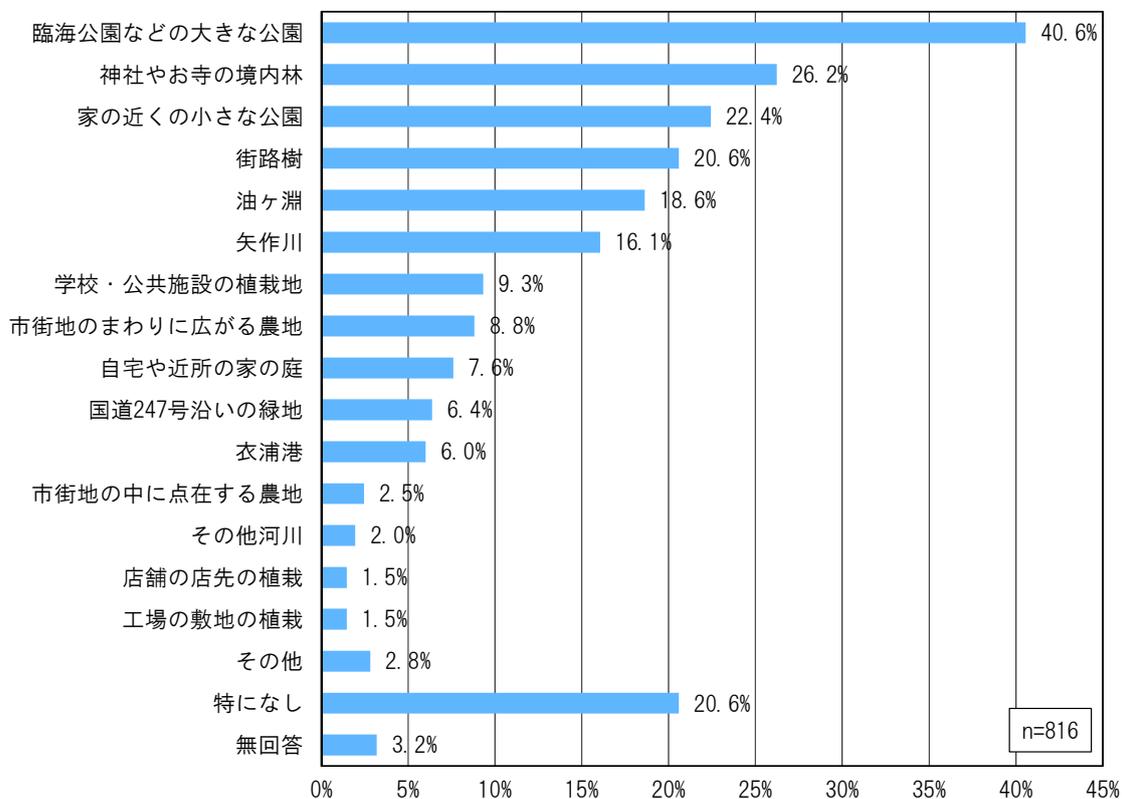
碧南市の「まちづくり・緑づくり」に関する市民意識を把握するため、市内在住の満20歳～79歳の市民（無作為に2,000人を抽出）を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・実施期間：平成29年12月。郵送による発送・回収
- ・配布票数と回収票数

配布票数	回収票数	回収率
2,000	816	40.8%

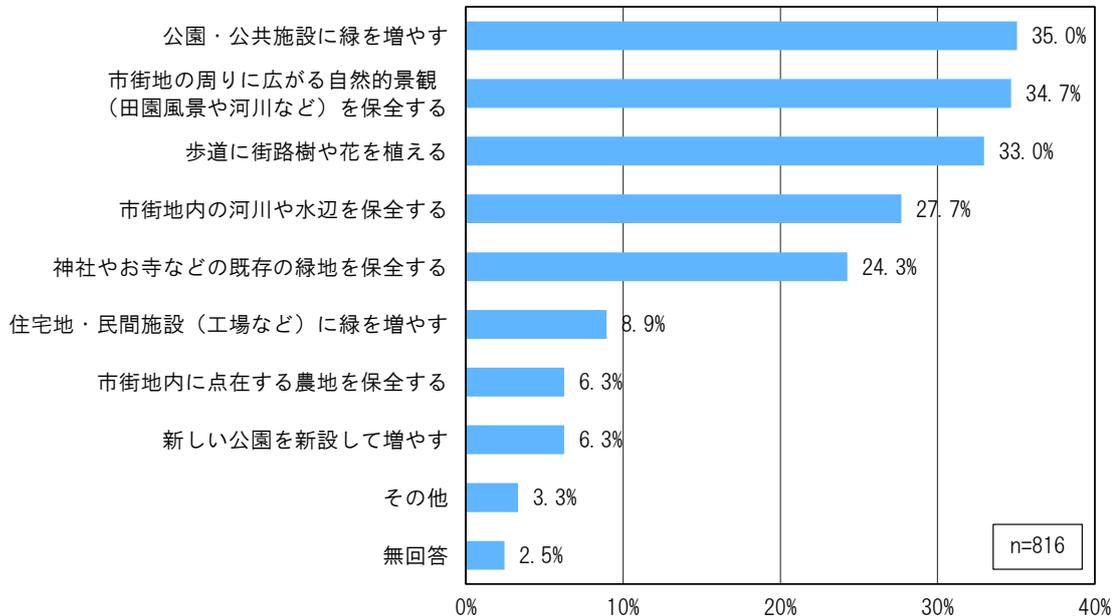
② 市内で好きな緑

市内で好きな緑として、「臨海公園などの大きな公園」が最も多く、次いで「神社やお寺の境内林」、「家の近くの小さな公園」、「街路樹」の順に多い結果となりました。



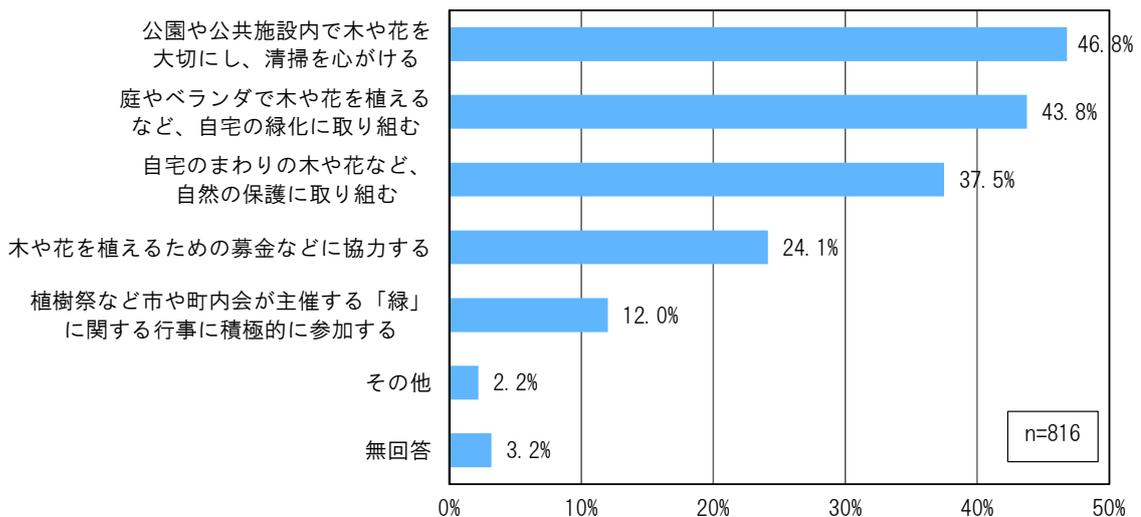
③ 緑豊かな生活環境を確保するために必要なこと

緑豊かな生活環境を確保するために必要なこととして、「公園・公共施設に緑を増やす」、「歩道に街路樹や花を植える」といった公園、公共施設、街路の緑化に関する事項と、「市街地の周りに広がる自然的景観を保全する」、「市街地内の河川や水辺を保全する」といった身近な緑の保全に関する事項の回答がそれぞれ多く得られました。



④ 緑豊かなまちづくりのために、取り組むことができること

緑豊かなまちづくりのために取り組めることとして、身近な場所の緑化や清掃に対する回答が多くなりました。

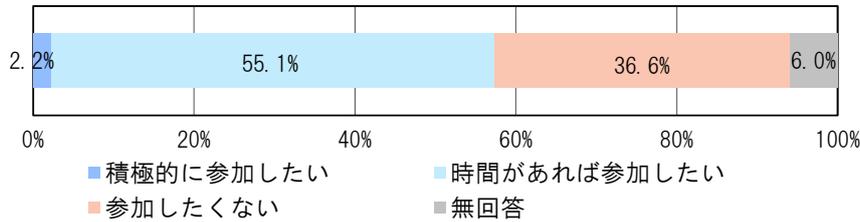


⑤ 街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアについて

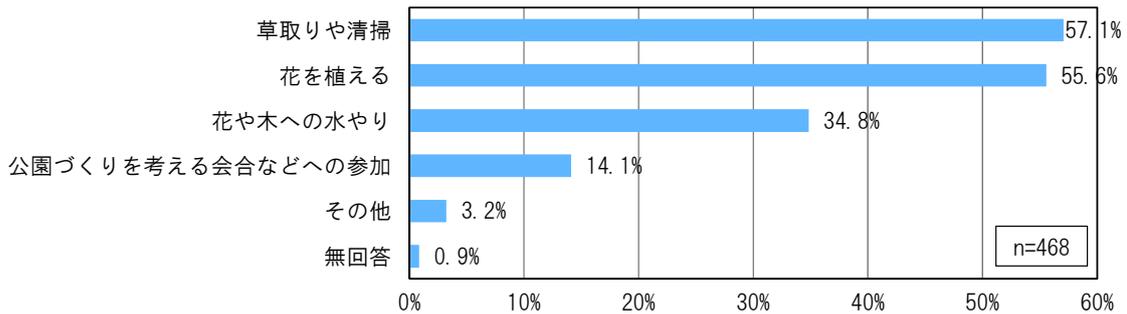
街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアへの参加意向は全体の60%近くと高

く、具体的な活動として「草取りや清掃」、「花を植える」等比較的軽微な活動への参加希望が多い結果となりました。

・ボランティア参加意向



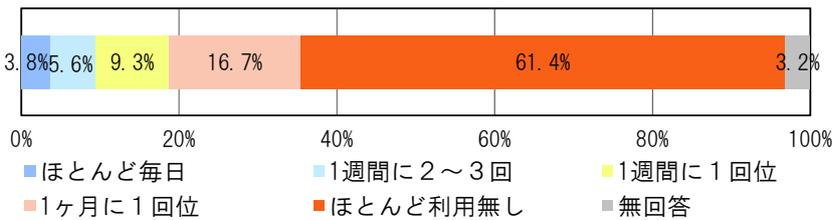
・ボランティア活動で参加したい具体的な内容



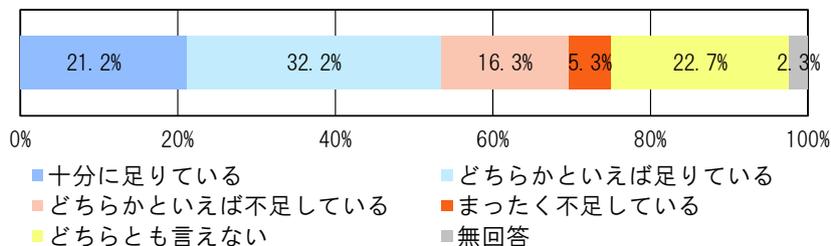
⑥ 公園について

公園の利用頻度に関しては、1週間に1回以上利用している人は20%程度で、ほとんど利用無しが60%を超えています。公園の数に関しては、足りている（「十分に足りている」、「どちらかといえば足りている」の合計）と感じている方が50%を超えています。

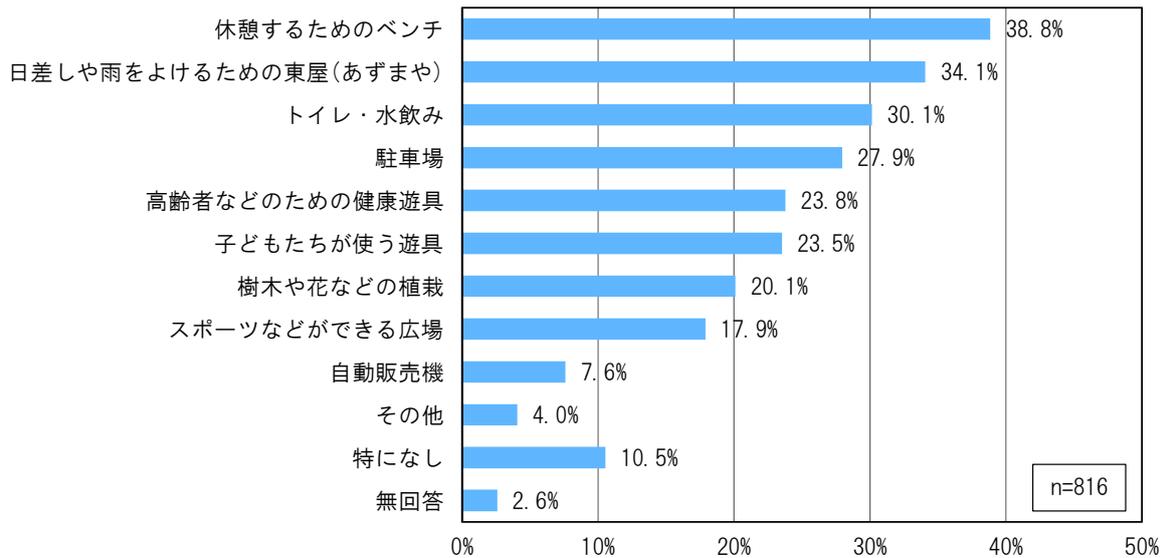
・利用頻度



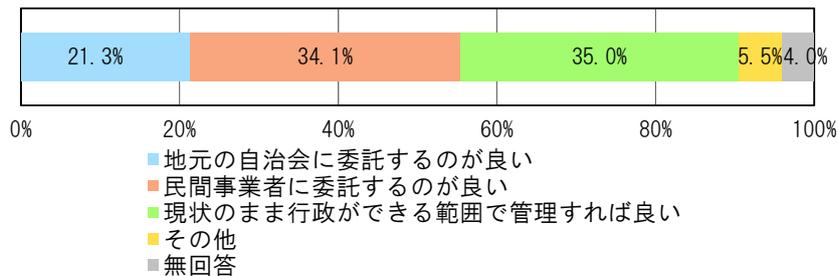
・公園の数



近所の公園に欲しいものとしては、ベンチや東屋等休憩用の施設への要望が高い結果となりました。



今後の公園の管理方法については、「民間事業者に委託するのが良い」、「現状のまま行政ができる範囲で管理すれば良い」がともに1/3を超えています。



⑧ 自由意見

自由意見の中から、計画策定に参考となる意見の主なものを以下に示します。

- 子供達がボール遊びできるスペース（グラウンド）ができるといい。
- 小さな公園でも、駐車場を作ってほしい。碧南では車がないと公園を利用することがあまりできない。
- 油ヶ淵水辺公園の早い完成、緑豊かな公園として欲しい。
- 農地の休耕化が進むと思われるので、ある程度まとめて、公園等にして活用していく。
- 碧南は緑も多く、公園、図書館、公民館、美術館や神社、お寺も多く、歩いても楽しく、住みやすい市だと思う。ただ、水路や川にゴミが多く浮かんでいることがあり、もう少しキレイになると良いと思う。
- 歩道や公園でも緑のある場所は全て近くの人または団体にて管理してもらおう。手当てを与えて、きれいな碧南のイメージを市民全体に植え付けるべきだと思う。
- 一般的に街路樹は落葉樹が植栽され、秋には紅葉（黄葉）となり、季節を楽しむことができるが、落葉が水路口をふさぎ、多量の雨が降ると水があふれ出てしまうため、樹木等の維持、管理体制作りが重要と思われる。
- 碧南は、公園は十分あるけれど、利用する子供達がほとんどいない。

- 公園の管理・運営は地元の自治体・小中学校でしたい。出来るだけ多くの人に参加できるイベントを考えたい。
- 植木祭りのような、緑にまつわるイベントを増やしてほしい。
- 市内には水辺か田畑か雑木林が多いので、そのような環境を身近に思えるようなイベントや、学べる施設等があったらいいと思う。

(2) 中学生アンケート

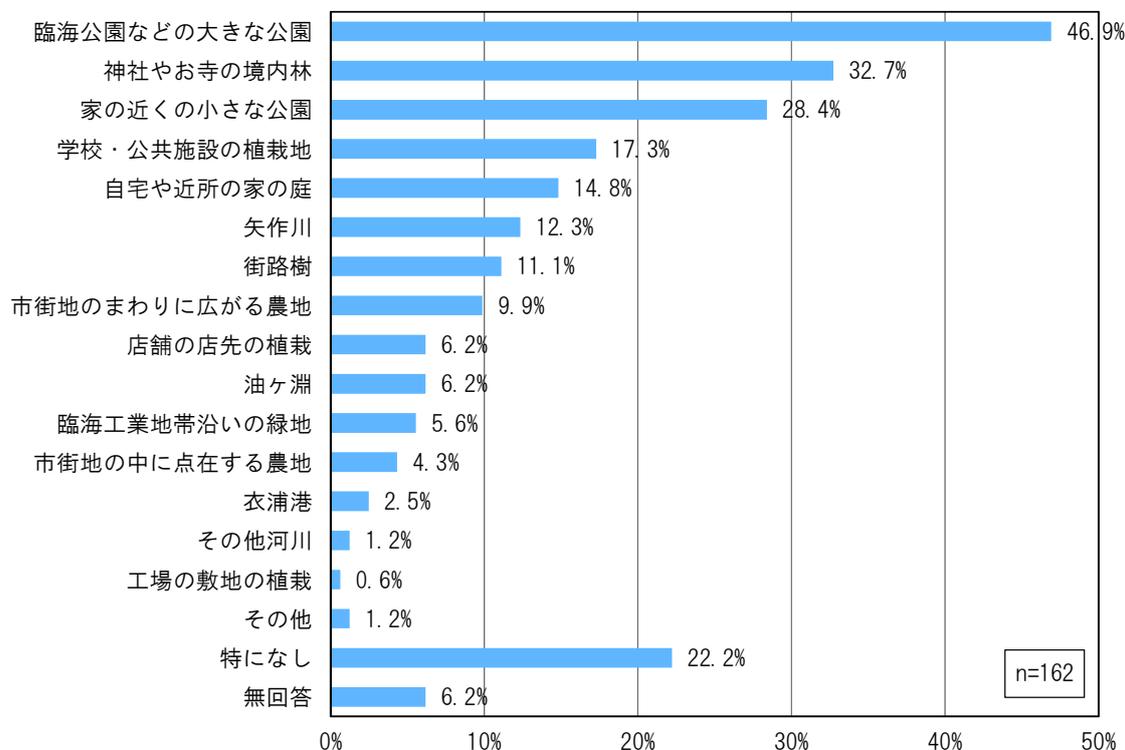
① 調査概要

市内の中学生が碧南市の「緑」の現状と将来をどのように感じ、考えているかを把握するため、市内の中学3年生を対象にアンケート調査を実施しました。

- ・実施期間：平成29年12月。学校にて配布・回収。
- ・回収票数：162票

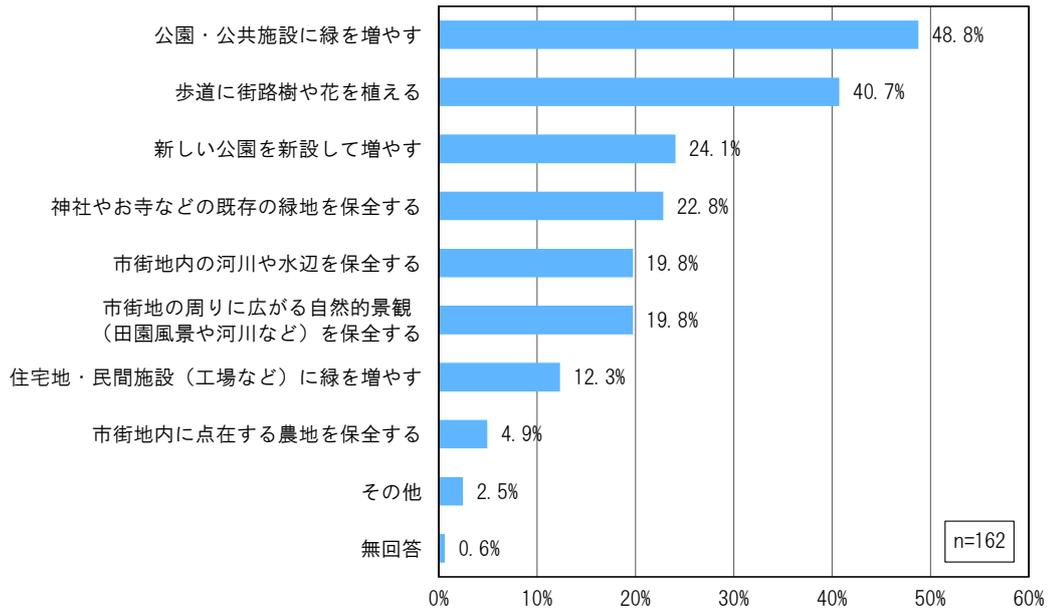
② 市内で好きな緑

市内で好きな緑として、「臨海公園などの大きな公園」が46.9%と最も多く、半数近い。次いで「神社やお寺の境内林」(32.7%)、「家の近くの小さな公園」(28.4%)の順で多い結果となりました。



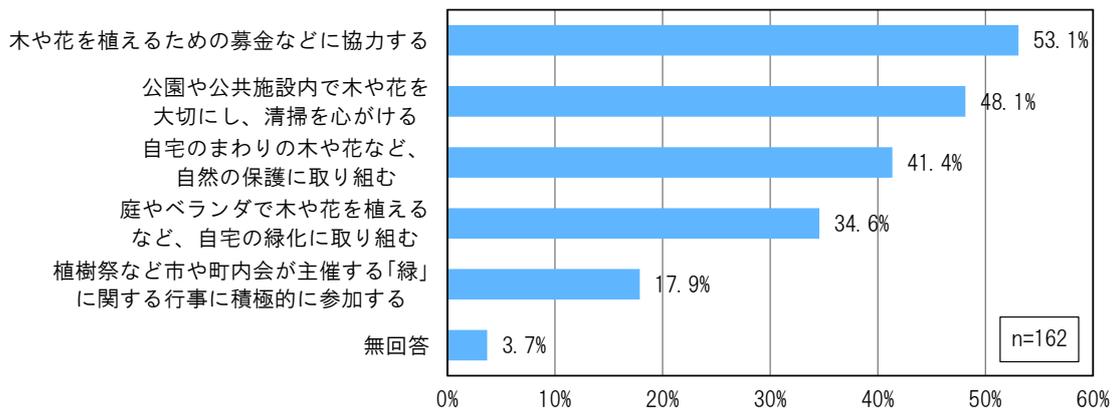
③ 緑豊かな生活環境を確保するために必要なこと

「公園・公共施設に緑を増やす」(48.8%)、「歩道に街路樹や花を植える」(40.7%)がそれぞれ40%を超え、身近な場所での緑化に関することが多くなりました。



④ 緑豊かなまちづくりのために取り組むことができること

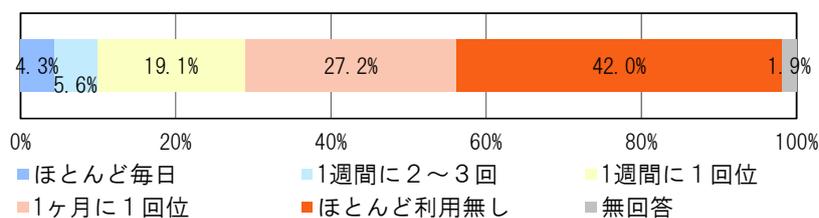
「木や花を植えるための募金などに協力する」（53.1%）、「公園や公共施設内で木や花を大切にし、清掃を心がける」（48.1%）の順で多い結果となりました。



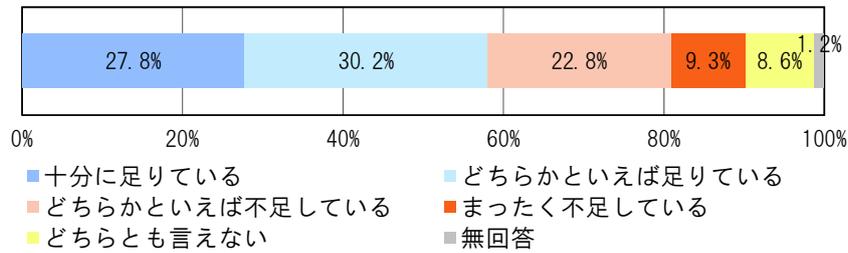
⑤ 公園について

公園の利用頻度に関しては、1週間に1回以上利用している人は30%程度で、市民アンケートよりも多く、ほとんど利用無しは約40%となっています。公園の数に関しては、足りている（「十分に足りている」、「どちらかといえば足りている」の合計）と感じている方が60%近くになっています。

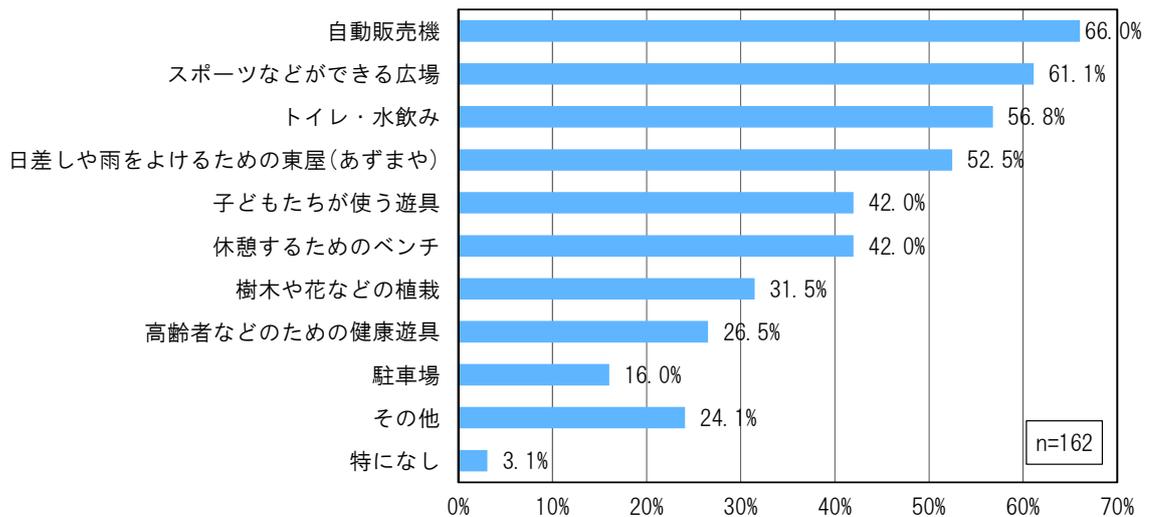
・利用頻度



・公園の数



近所の公園に欲しいものとしては、「自動販売機」、「スポーツができる広場」、「トイレ・水飲み」、「日差しや雨をよけるための東屋」が、それぞれ50%を超えています。



⑥ 自由意見

自由意見の中から、計画策定に参考となる意見の主なものを以下に示します。

- 中学生でも楽しく遊べる遊具がほしい。バスケットゴールのある小さな公園が身近にほしい。
- 公園内に自動販売機があるといい。
- 道路などが増えているので、街路樹等を増やしてほしいし、街路樹も手入れしてほしい。
- 公園にはゴミが多く落ちているので、わかりやすい場所にゴミ箱を作る等したら良いと思う。
- 近くの公園に週2~3回水やりをしてくれているおじさんを見て、緑は大切なんだと思うことができた。
- ボランティア等、植物を植える活動やゴミを回収する活動等した方が良いと思う。
- 公園等のトイレをもっときれいにして、臭くないようにしてほしい。
- 緑がないと美しくないし酸素も減ってしまうので、緑化運動を積極的にしたい。

3.2 緑に関する市民活動

(1) 公園等愛護会

公園等愛護会の概要

登録条件	地域住民で構成される団体で次の要件に該当する。 ・市内の各種団体 ・地域住民5人以上で構成
活動内容	・公園等の清掃 年12回 ・公園等の除草 年6回 ・公園等の花壇の手入れ 必要時 ・公園等の施設点検 年12回（報告は必要時） ・その他公園等の管理について必要な事項 必要時
提出書類	・活動届（4月） ・上半期の実績報告書（10月） ・下半期の実績報告書（3月）



公園愛護会の活動

(2) 老人クラブ

老人クラブの緑に関する活動の概要

清掃奉仕活動	地域の遊び場（児童遊園、ちびっ子広場）等の清掃
ふれあい農園	保育園児とともに作物を収穫
花いっぱい活動	老人憩いの家付近等の花壇の除草及び季節の草花の栽培

(3) 花いっぱい活動

花いっぱい活動の概要

活動内容	公園等の花壇用花苗を現物支給（年2回）し、前植えの片付け・耕起・配置・植付け・除草及び灌水の作業をボランティアで実施。
------	---

(4) 緑化団体アンケート

① 調査概要

市内の緑化関係団体の活動状況等を把握するため、市内で活動する緑化団体を対象にアンケート調査を実施しました。

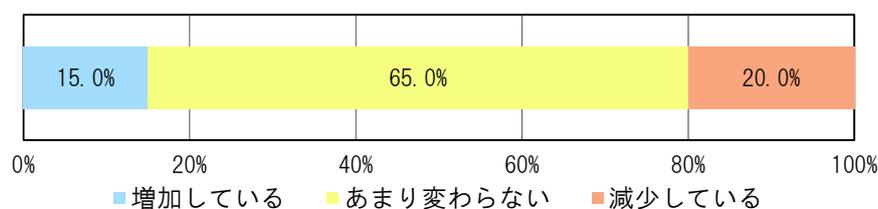
- ・実施期間：平成29年12月。郵送による発送・回収。
- ・配布票数と回収票数

配布票数	回収票数	回収率
21	20	95.2%

② 団体の活動状況

会員数については、「増加している」、「あまり変わらない」と回答した団体は80%となっているが、残りの20%は減少しています。また、実際の活動での参加者は「減少している」団体が35%と、やや多くなっています。

- ・会員数（登録者数）の推移

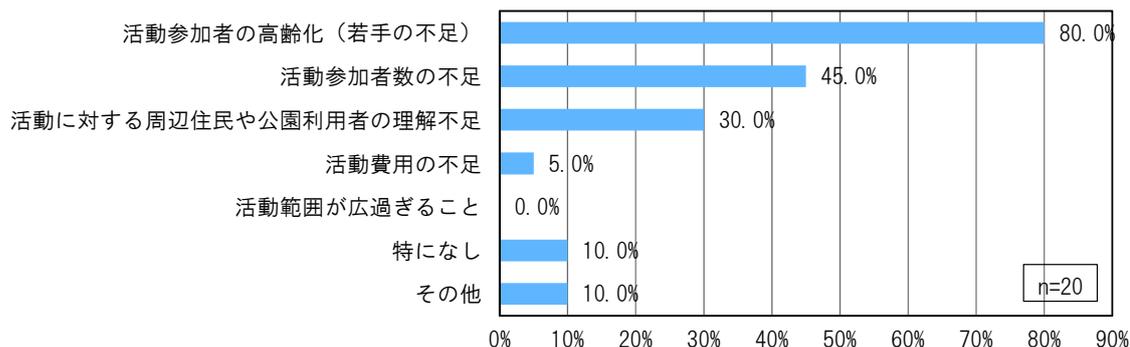


- ・実際の活動での参加者数の推移



③ 団体の活動を継続する上での問題点

団体の活動を継続する上での問題点として、「活動参加者の高齢化（若手の不足）」と回答した団体が80%あり、多くの団体が参加者の高齢化に悩んでいることがうかがえます。



第4章 緑に関する解析・評価と課題

4.1 前回計画の評価・検証

緑地現況と前回計画（2010年（平成22年）3月）における目標水準を比較して評価を行います。

（1）緑地の確保目標水準

前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)			
目標年次(2020年(令和2年))における緑地確保目標量		市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
市街化区域面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合		達成率		達成率
16%	41%	13.6%	85.0%	40.0%	97.6%
		288ha		1,435ha	

※達成率：前回計画の目標水準に対する現況実績値の割合。以下同じ。

【評価・検証】

緑地の確保目標水準では、都市計画区域面積に対する割合は約40%となっており概ね目標水準を達成していますが、市街化区域面積に対する割合は14%に達しておらず達成率が85.0%となっています。

市域全体では緑地が多いといえますが、市街化区域では生産緑地地区等の減少により少ない状況が続いています。

（2）都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
現況(2008年(平成20年))	目標年次(2020年(令和2年))		達成率
19.7 m ² /人	25 m ² /人	21.0 m ² /人	84.0%

【評価・検証】

都市公園等の施設として整備すべき緑地は、過去10年間で増加していますが、目標水準に対しては不足している状況です。これは小規模な整備が多いためですが、今後とも計画的に整備を進めていくことが必要です。

(3) 都市公園の整備目標

	前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
	現況 (2008年(平成20年))	目標年次 (2020年(令和2年))		達成率
住区基幹公園	17.1ha	26ha	24.8ha	95.4%
都市基幹公園	12.0ha	27ha	12.0ha	44.4%
都市緑地・緑道	7.2ha	13ha	7.2ha	55.4%
合計	36.3ha (5.0㎡/人)	66ha (8.6㎡/人)	43.9ha (6.0㎡/人)	66.5%
広域公園	—	14.7ha	—	—

【評価・検証】

都市公園は、街区公園等住区基幹公園に関しては計画的に整備を進め増加していますが、都市基幹公園や都市緑地・緑道に関しては過去10年間で整備が進んでいません。これは前回計画で位置づけていた総合運動公園が整備されなかったこと、緑道に位置づけていた三河線跡地が近隣公園として整備されたこと等によるものです。

(4) 緑被率の目標

	前回計画(2010年(平成22年)3月策定)		現況(2018年(平成30年)3月)	
	現況 (2008年(平成20年))	目標年次 (2020年(令和2年))		達成率
市街化区域面積 に対する割合	17.3%	25%	19.0%	76.0%
都市計画区域面積 に対する割合	34.4%	39%	44.4%	13.8%

【評価・検証】

緑被率の目標では、都市計画区域面積に対する割合は約44%となっており目標水準を達成していますが、市街化区域面積に対する割合は達成率が76.0%と低くなっています。

公共施設の植栽や民有地緑化等により緑被面積は増えていますが、農地の減少等により大きな増加は見込めない状況です。

4.2 緑の解析・評価

(1) 評価の視点

本市の緑の現況を踏まえ、緑が都市において果たす「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能の観点により、緑地の評価を行います。

以下に、各機能の視点から見た緑地の果たす役割について示します。

環境保全機能の緑

- 河川・海岸やまとまった農地等、本市の骨格を形成する緑を評価
- 都市公園や、市街地内の農地、樹林地等、快適な生活環境を支える緑を評価
- 地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和等、都市の環境負荷を軽減する緑を評価

レクリエーション機能の緑

- 市民と自然のふれあいの場となる緑を評価
- 市民の日常的なレクリエーションの場となる緑を評価
- 広域的なレクリエーションの場となる緑を評価
- 緑地間を結ぶ河川や歩行者専用道路等、ネットワークを構成する緑を評価

防災機能の緑

- 地震や洪水、火災等の災害防止・緩和機能を有する緑を評価
- 災害時の避難場所や避難経路、防災活動拠点等の避難体系に資する緑を評価

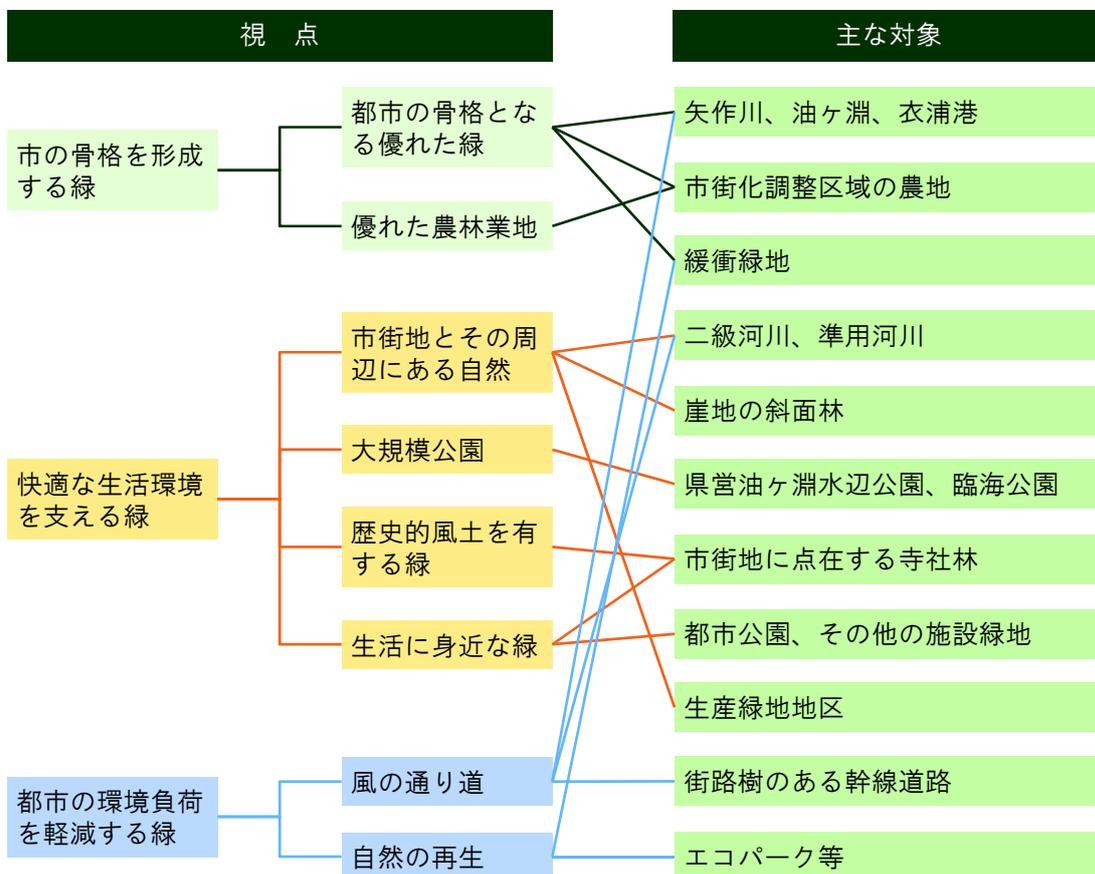
景観機能の緑

- 本市を代表する自然景観を形成する緑を評価
- 本市のランドマークとなる緑を評価
- 地区を代表する郷土景観を形成する緑を評価
- 良好な都市景観を構成する緑を評価

(2) 環境保全機能の評価

① 環境保全機能の緑の分類

環境保全機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 環境保全機能の緑の評価

市の骨格を形成する緑

- 市の四方は、矢作川、油ヶ淵、衣浦港及び広大な農地で囲まれており、本市の骨格をなす貴重な自然環境となっている。
- 市街化調整区域の農地は、生産力が高い農地であり、本市の貴重な生産基盤であるとともに、地域の貴重な自然空間となっている。

快適な生活環境を支える緑

- 市内を流れる河川や崖地の斜面林、生産緑地地区等の市街化区域内農地は、市街地とその周辺に残る貴重な自然環境となっている。
- 点在する寺社等の歴史的な緑は、樹齢も高く安定し、地域に密着した緑となっている。
- 都市公園の緑は、市民に潤いや憩いの場を提供する身近な緑となっている。

都市の環境負荷を軽減する緑

- 河川や海岸沿いの水辺空間は、風の通り道となりヒートアイランド現象の軽減に資する緑となっている。
- 緩衝緑地やエコパークでは、自然に近い状態での緑地が創出され、良好な都市環境の形成に寄与する緑となっている。

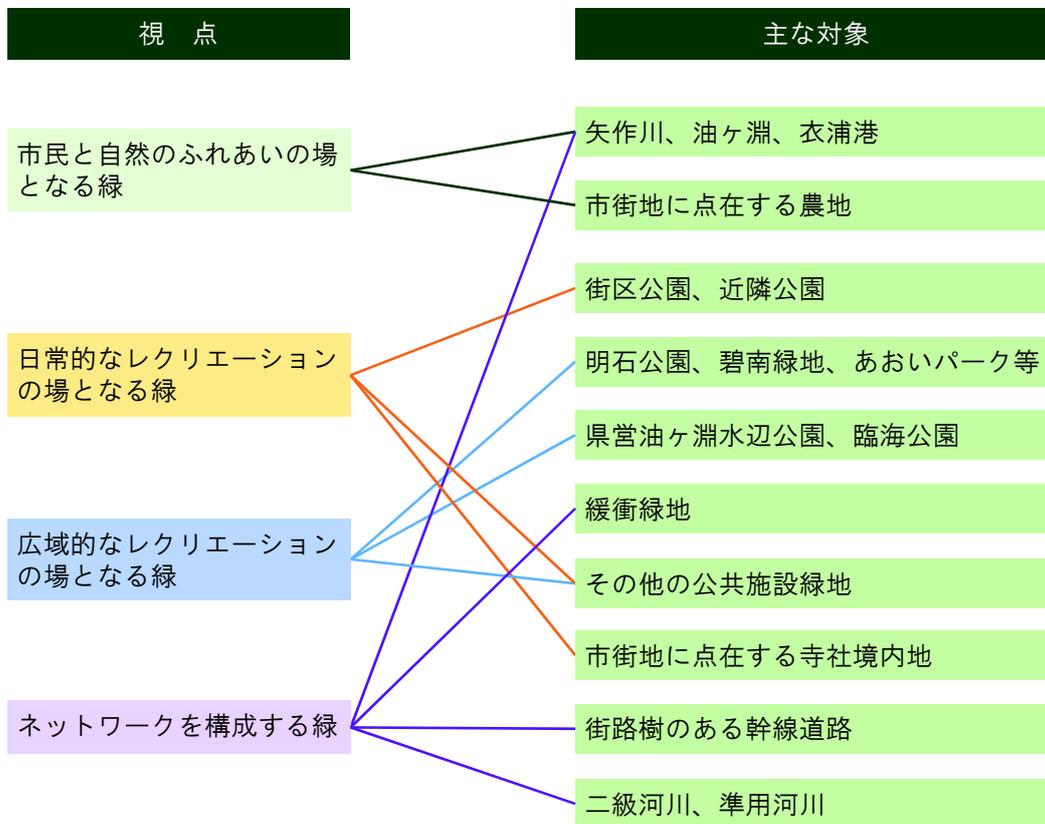


環境保全機能評価図

(3) レクリエーション機能の評価

① レクリエーション機能の緑の分類

レクリエーション機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② レクリエーション機能の緑の評価

市民と自然のふれあいの場となる緑

- 矢作川や油ヶ淵の緑は、多様な動植物が生息し、自然とふれあえる水辺空間となっているほか、河川敷等はレジャーの場として活用も期待される。
- 衣浦港の沿岸は、公園や緑地等として整備され、海を身近に感じられる水辺空間となっている。

日常的なレクリエーションの場となる緑

- 街区公園や近隣公園の多くは、市街化区域内に分布しており、市民にとって身近なレクリエーションの場となっている。
- 児童遊園やちびっ子広場は、主に小さな子供たちに楽しまれ、地域住民に必要とされる日常的な緑地となっている。
- グラウンドやゲートボール場は、地域で身近にスポーツ等を楽しむレクリエーションの場として活用されている。

広域的なレクリエーションの場となる緑

- 県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場等新たな交流拠点としての整備が進められている。
- 碧南市臨海公園（総合公園）は、水族館や、体育館、野球場、テニスコート等運動施設を有し、また、区域の一部を再整備して現在も広域的な交流拠点となっている。
- 明石公園（地区公園）は、観覧車等大型遊具を有する公園であり、様々なイベントも開催され、多くの子ども連れのファミリー層の交流の場となっている。
- あおいパークは、産直市、体験農園、観賞温室等を通じて農業とふれあえる場となっている。

ネットワークを構成する緑

- 河川や幹線街路等は、点在するレクリエーションの場をつなぎ、利用効果を高める貴重な緑となっている。

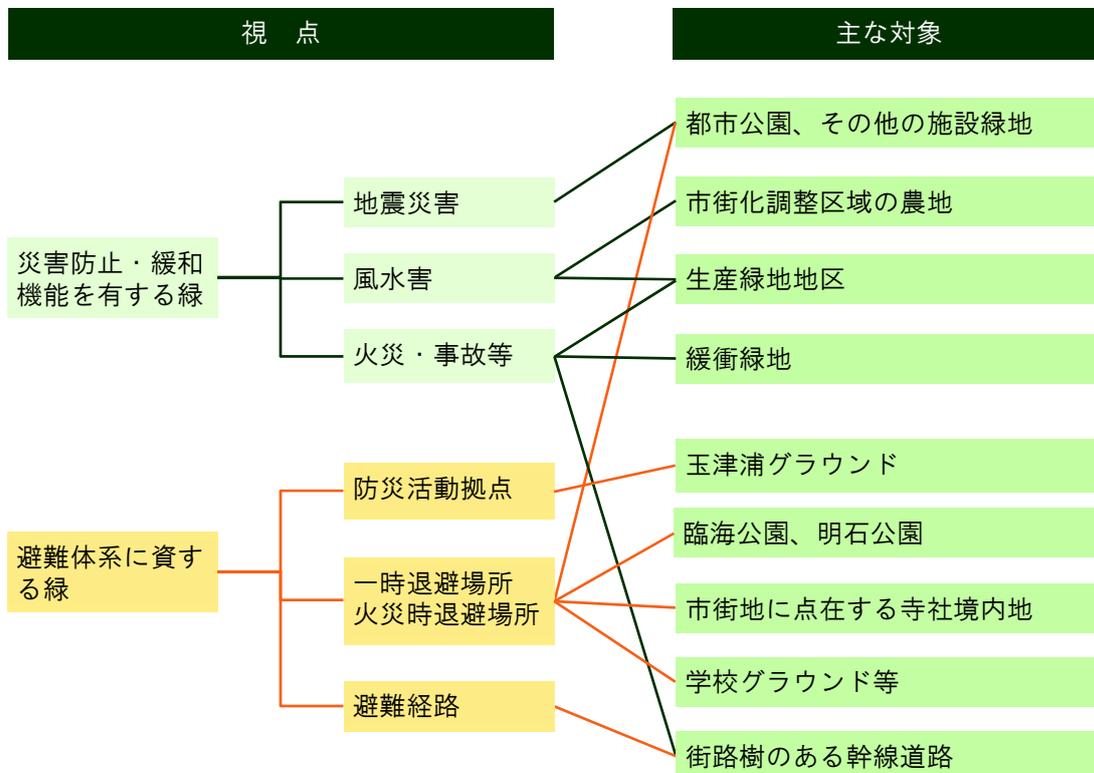


レクリエーション機能評価図

(4) 防災機能の評価

① 防災機能の緑の分類

防災機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 防災機能の緑の評価

災害防止・緩和機能を有する緑

- 市街化調整区域の農地は、自然災害の緩和に寄与する緑となっている。
- 河川や幹線道路の緑は、延焼の拡大を防止する役割等を果たしている。

避難体系に資する緑

- 玉津浦グラウンドは地区防災活動拠点に指定され、大規模災害時には広域的な応援を受けられる場合の活動拠点として活用されることとなっている。
- 臨海公園や明石公園、学校グラウンド等は火災時退避場所として、市街地内の社寺境内地は一時退避場所として指定され、災害時に市民の生命を守るための重要な緑地となっている。
- 国道247号や主要な県道・市道は緊急輸送道路に指定され、適切に管理された街路樹等の緑は延焼防止や家屋倒壊防止等、通行の安全性を確保する役割を果たしている。

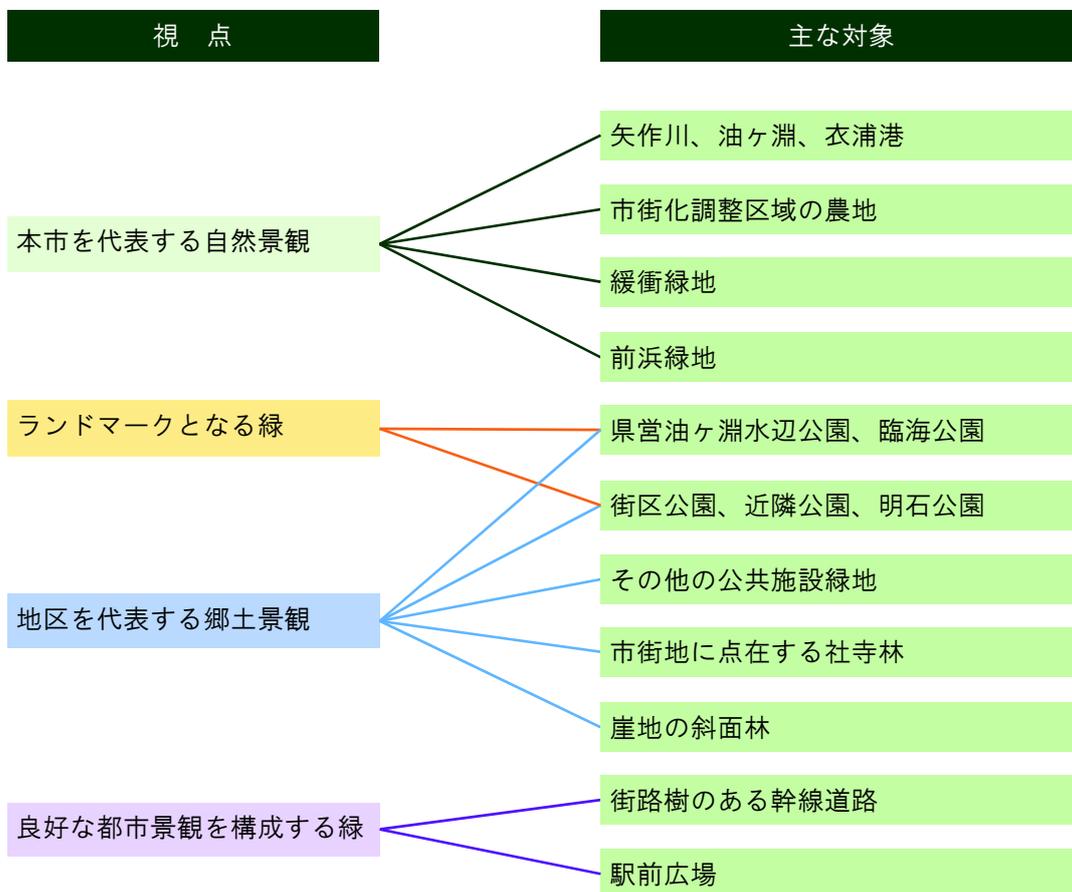


防災機能評価図

(5) 景観機能の評価

① 景観機能の緑の分類

景観機能を有する緑として、主に以下のような緑が考えられます。



② 景観機能の緑の評価

本市を代表する自然景観

- 矢作川や油ヶ淵、衣浦港等の水辺及び市街化調整区域の農地は、本市の骨格を形成する緑であり、優れた自然景観を形成している。
- 前浜緑地の松並木は、本市を代表する緑であり、特色ある景観となっている。

ランドマークとなる緑

- 現在整備中の県営油ヶ淵水辺公園は、本市だけではなく地域を代表する公園であり、ランドマークとしての役割を果たすと考えられる。
- 臨海公園や明石公園等、市内の都市公園は、市街地内でまとまった緑を構成し、ランドマークとしての役割を果たしている。

地区を代表する郷土景観

- 市内の都市公園の緑は、都市のランドマークとしてだけでなく、地区を代表する郷土景観を有している。
- 市街地内に点在する寺社境内地の緑や、崖地に残る斜面林は、市の歴史や地形特性を身近に感じられる重要な景観となっている。

良好な都市景観を構成する緑

- 街路樹や駅前広場の緑は、市民の日常生活に緑を提供し、潤いのある都市景観を形成している。



景観機能評価図

4.3 緑に関する課題

(1) 課題の抽出

緑を取り巻く環境の変化や本市の緑の現況、市民意識や市民活動の状況、緑地の評価結果を踏まえ、次のように課題を抽出しました。

① 緑を取り巻く環境変化に関する課題

緑を取り巻く環境変化	課題
●緑地の定義に「農地」が含まれることが明記され、農地を緑地政策体系に位置づけることを明確化	◆「農地」の具体的な保全・活用対策が必要
●特定生産緑地制度の創設。(生産緑地の所有者等の意向を基に特定生産緑地に指定された場合、市に買取り申出ができる時期が10年延長となる。)	◆特定生産緑地に関して、将来の買取り申出に備えた対応
●都市公園において飲食店、売店等の公園施設(公募対象公園施設)の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する制度(公募設置管理制度)の創設	◆民間事業者等が都市公園等の維持管理に参加できる体制の整備が必要 ◆PFI事業や指定管理者制度等、都市公園等の規模に応じた制度の運用が必要
●緑の基本計画策定の際の留意事項に生物多様性の確保の視点を追加	◆緑の基本計画に生物多様性の確保の観点を取り入れることが必要

② 緑の現況を踏まえた課題

緑の現況	課題
●矢作川、油ヶ淵、衣浦湾や、市街地外農地は、市街地を取り囲み、本市の緑の骨格を形成	◆本市の骨格をなす緑として、将来にわたって保全が必要 ◆本市を代表する緑として、市民が親しみ、ふれ合える環境整備が必要
●市街地内には、都市公園等の施設緑地のほか、社寺林や農地等民地の緑が点在	◆社寺林や農地は、市街地内の貴重な緑として保全が必要
●都市公園は、平成29年度末現在(供用予定も含む)で51ヶ所、約44haを整備	◆良好かつ安全な環境が維持されるよう、市民や民間事業者も含めた管理体制の構築が必要
●街区公園や近隣公園等、市民に身近な小規模公園は増加	◆身近な場所に公園がない地域もあることから、配置バランスに考慮した公園整備が必要
●市街化区域内の緑被率は約19%であり、臨海部の緩衝緑地のほかは小規模な樹林地が多数	◆市街化区域内の樹林地の保全のほか、屋上緑化・壁面緑化も含めた住宅地の緑化が必要
●市が管理する施設の平均緑化率は約9%。小規模な施設では植栽スペースの確保が困難	◆市民が日常的に利用する施設においては、植栽の整備のほか、屋上緑化や壁面緑化等様々な緑化方策の検討が必要
●市内の道路緑化(植栽・街路樹のある道路)延長は合計で約45km	◆緑のネットワークの構成要素として、緑化区間の延長とともに、維持管理体制の検討が必要

③ 市民意識や市民活動からみた課題

市民の意向・活動状況	課題
●公園や歩道等に緑を増やすこと、自然的景観や身近な水辺、緑地を保全することに関する意識が高い。	◆市民意向を踏まえた緑の施策の立案が必要 ◆緑に対する関心をさらに高めるため、普及・啓発施策の充実が必要
●「街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティア」に関して、60%近くが参加意欲がある。	◆市民がボランティアに参加しやすい環境・制度の整備が必要
●公園の数は約半数が足りていると感じているが、公園の利用頻度は低い。	◆地域住民の公園に対するニーズを把握し、利用しやすい公園へのリニューアルが必要
●身近な公園に対する要望が多様化している。	◆公園の利用者、管理者、施設設置者等が公園の利便性向上について協議できる場の構築が必要
●緑化団体では参加者の高齢化や活動参加者数の減少が進んでいる。	◆緑化団体の活動内容のPRや参加の呼びかけ等、活動の活性化に向けた支援が必要

④ 緑地の評価結果からみた課題

緑地の評価結果	課題
●矢作川、油ヶ淵、衣浦港の水辺は、市を代表する自然環境・自然景観を形成している。	◆良好な水辺環境の維持、親水空間の整備等が必要
●市街化調整区域の農地は、本市の生産基盤であるとともに貴重な自然空間を提供し、自然災害の危険防止や緩和にも寄与している。	◆農地の維持、農村環境の保全が必要
●臨海部の緩衝緑地は、市街地の環境負荷の軽減に寄与するとともに、事故災害等の被害拡大防止の役割を果たしている。	◆緩衝緑地の保全と適切な管理が必要
●都市公園やその他施設緑地は、市民のレクリエーションの場となるとともに、地域のランドマーク、避難場所等様々な機能を有している。	◆地域のニーズを踏まえた緑化や施設のリニューアル、適切な管理が必要
●市街化区域内の農地や寺社境内地は、市民に身近な自然環境を提供するとともに、レクリエーションや避難場所等の場としても機能している。	◆市街化区域内の貴重な緑として、適切な維持・管理が必要

(2) 課題の整理

抽出した課題について、「保全」、「活用」、「創造」、「管理」の4つの視点から整理を行います。

① 「保全」に向けた課題

● 都市のシンボルとなる水辺緑地や崖地の斜面林の保全

矢作川や油ヶ淵、衣浦港は、本市の骨格をなす緑であるとともに、市民が自然とふれあうことができる貴重なレクリエーションの場となっていることから、本市にとって重要な緑として保全が必要です。

これらの資源は、水辺の花木や周辺の農地とともに、本市を代表する自然景観を形成しており、一体的な自然環境として保全が求められています。

また、高地と低地が生み出す崖地に残る斜面林は、本市の特徴的な緑として、緑地の保全に関する制度等を活用して保全することが考えられます。

● 生物多様性の確保に向けた緑地の保全・創出

多様な生物が生息・生育できる空間を保全・創出するために、市域を囲む矢作川、油ヶ淵、高浜川、蜷川等河川と、その周辺の農地等自然の緑を保全するとともに、動植物の移動空間となる河川や緑道等からなる水と緑のネットワークの充実が必要です。

● 市街地に点在する寺社の歴史的な緑地の保全

市街地に点在する寺社の樹林は、先人が残した貴重な緑として地域を特徴づける歴史的な緑であり、今後も保存樹林の指定等により継続的に保全することが必要です。

● 防災機能・保水機能の向上に向けた自然の緑の保全

市街化区域の生産緑地地区や街路樹、公園・緑地は、自然災害の拡大を防止する防災機能や保水機能をもっており、機能向上に向けた緑の保全が必要です。

● 工業地域と市街地の緩衝のための工場植栽地、緑地の保全・管理の充実

工業地と市街地の緩衝となっている工場植栽地や緑地は、環境保全や防災上重要な緑として、緑地の保全と適切な維持管理が必要です。

② 「活用」に向けた課題

● 地域に密着した緑地の多面的な活用

街区公園や近隣公園、寺社境内地、グラウンド等は、日常のレクリエーションや地域の行事の場等、さまざまな活動の場として利用されており、多様なニーズに配慮した緑化や施設の充実・リニューアルが求められています。

また、これらの公園の利用案内や活動内容等を広く市民に周知するため、PR等の手法を検討する必要があります。

● 市を代表する公園緑地の広域的な利用促進

県営油ヶ淵水辺公園、碧南市臨海公園、明石公園、水源公園、碧南レールパーク等は、本市を代表する公園・緑地であり、市内外の利用者を想定した広域的レクリエーション場として活用することが求められるとともに、地区のランドマークとして緑の育成が求められています。

● 自然の緑の多様な活用

矢作川や油ヶ淵等では水資源が充実しており、市を象徴する緑として、レクリエーションの場や景観要素として活用することが必要です。

市街地に点在する農地や周辺部の広大な農地は、生産緑地地区や農用地区域の指定により生産力の高い農地として保全するとともに、市民農園等としての活用が必要です。

● 地震に備えた公園・緑地の防災機能の強化

東海・東南海地震等の災害時には、避難場所に指定されている都市公園や寺社境内地、防災活動拠点となる小中学校は、防災上重要な緑地として位置づけられており、防災機能の向上が求められています。

③ 「創造」に向けた課題

● 地域バランスのとれた計画的な公園の配置

公園・緑地の整備状況に地域差があるため、その改善に向けてバランスのとれた計画的な公園・緑地の配置が求められます。近隣公園や街区公園等、地域住民にとって身近なレクリエーションの場として利用されている公園・緑地については、地域の需要を勘案し、施設の充実や緑化の推進を検討することが必要です。特に、スポーツが楽しめる公園・広場や、地域における中規模公園の整備が求められています。

また、少子高齢社会の到来や、多様な生活スタイルの変化に対応し、誰もが安

全て安心して利用することができる公園・緑地の整備が求められます。

● **市街地の道路や公共施設緑地における緑化の推進**

市街地の緑地は、快適な生活環境を支えるとともに、都市部のヒートアイランド現象の緩和に寄与する貴重な緑です。市街地に集積する公共施設においては、市民が日常的に利用する身近な空間であることから、積極的な敷地内緑化が求められます。また、市街地における緑のネットワークを形成するため、国道や県道等幹線街路の緑化を積極的に推進するとともに、市道の街路樹路線においては、道路の幅員や周辺環境に配慮しながら緑化を推進することが必要です。

● **大規模な民間施設への緑化の推進**

市街地において緑を確保するためには、公共施設だけでなく、民間施設の緑化が必要であり、事業者への緑化の周知と意識の醸成を図ることが必要です。

● **住宅地における地域住民参加の緑化の推進**

住宅地において、快適な緑環境を形成していくためには、ベランダや壁面における緑化等、積極的な取組が重要です。また、緑化に関する地域住民への普及活動や意識啓発活動を通じて、地域住民の参加による緑化を推進していくことが必要です。

④ 「管理」に向けた課題

● **市民の憩いの場となる公園緑地の維持管理**

街区公園、児童遊園、ちびっ子広場等の公園・緑地は、地域の憩いの場であり、緑の保全と清掃等による環境美化が求められており、地域住民や団体との協働により、適正に維持管理することが必要となっています。

● **民間活力を活用した公園緑地の管理体制の構築**

公園緑地の管理に関しては、市民団体や民間事業者の活力を積極的に活用するため、多様な主体が参加できる管理体制の構築が必要です。

● **公園施設の計画的な維持管理**

既設の公園緑地の中には、整備後長期間経過し老朽化した施設や利用者ニーズから乖離した施設等もあるため、定期的な施設点検・補修・改修を計画するとともに、施設・設備の更新・リニューアルを計画的に進めることが必要です。

第5章 緑のまちづくり目標と基本方針

5.1 緑の将来像と基本方針

(1) 緑の将来像

本市は、矢作川、油ヶ淵、衣浦港といった水辺の緑や、西端地域や矢作川右岸に広がる農地等、多くの緑に囲まれています。また、市街地周辺に碧南市臨海公園や明石公園等の緑の拠点となる大規模な公園が配置されているほか、油ヶ淵周辺では県営広域公園の整備が進められています。市街地内には、社寺林や農地が点在し、住民に身近な公園が整備されているほか、公共施設の緑化や道路沿道の植栽が生活空間に潤いを与えています。

このような本市の緑の特性を活かし、河川や農地等身の回りの自然環境を「保全」し、自然とふれ合える場として「活用」しながら、自然環境と都市環境が調和できるように水と緑のネットワークを「創造」し、民間の活力とノウハウを取り込み緑を適切に「管理」することにより、市民と協働で緑のまちづくりを進めていきます。

【緑の将来像】

ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南



緑の将来像のイメージ

◆緑の将来像図（概ね10年後）



(2) 基本方針

緑の将来像の実現を目指し、次の4つの基本方針に基づき体系的な緑のまちづくり施策の展開を図ります。

**保 全
の 方 針**
豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します

- 骨格となる矢作川や油ヶ淵、衣浦港と、市域を取り囲む農地等自然の緑を保全します。
- 生産緑地地区や社寺林、斜面林等、貴重な緑を保全します。
- 公園や街路樹の緑は、災害時に火災延焼防止や避難地・避難路の確保等の機能を有しており、災害に強いまちづくりに資する緑として保全します。

**活 用
の 方 針**
地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます

- 地域の拠点となる公園・緑地は、様々な活動、交流の場として多面的に活用し、活用内容等を市民へPRすることにより利用の促進を図ります。
- 河川や農地等の自然の緑は、自然とふれあい、緑を育む場として活用します。
- 市街化区域の農地は、長期的な保全・活用方策を検討し、緑豊かなまちづくりに活用します。

**創 造
の 方 針**
身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります

- 緑地が不足する密集市街地において、オープンスペースの積極的な確保を図ります。
- 緑化に関する情報発信や緑化イベント等を通して、民有地緑化等地域住民の参加による緑のまちづくりを推進します。
- 市民ニーズに合った公園整備を進めるとともに、公園や公共施設等、市民が日常的に利用する施設の緑化を推進します。
- 道路や河川沿いの緑化を推進し、水と緑のネットワークの形成を図ります。

**管 理
の 方 針**
多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます

- 市民団体や民間事業者等も含めた多様な主体が、緑を守り育てる維持管理体制の構築を推進します。
- 地域住民が、公園や街路の花壇や植栽を維持・管理する活動に気軽に参加できる環境整備を推進します。

5.2 計画フレームと目標

(1) 計画フレームの考え方

将来人口フレームは、計画の目標年次を2030年（令和12年）として、碧南市都市計画マスタープランと整合を図り、次のように設定します。

① 計画対象区域

計画対象区域は、碧南市の全域、面積3,586ha とします。

② 将来人口フレーム

人口の見通しは、碧南市都市計画マスタープランと整合を図り、2030年（令和12年）の目標人口を次のように設定します。

■ 将来人口フレーム

年次	現況（2018年（平成30年））※	目標年次（2030年（令和12年））
人口	72,762 人	75,000 人

※現況人口は住民基本台帳人口（平成30年3月31日現在）



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

人口の推移と将来目標

(2) 計画目標

緑地の保全、緑化の推進や都市公園等の整備に関する総量的な目標を設定します。

① 緑地の確保目標水準

都市公園、公共施設緑地、民間施設緑地の施設緑地と、農用地区域、河川区域、生産緑地地区等の地域制緑地を合わせた、緑地の総量を示す指標です。

本市では、将来的に住宅地や産業地の拡大による農用地区域の減少や市街化区域内の生産緑地地区の指定解除等が見込まれますが、都市公園等の整備と新たな住宅地や産業地での緑地の確保等により、概ね現状維持を目標とします。

	現況 (2018年(平成30年))	目標年次 (2030年(令和12年))
市街化区域面積に対する割合	13.6%	約 12 %
都市計画区域面積に対する割合	40.0%	約 39 %

② 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園、公共施設緑地を合わせた、都市公園等の総量を示す指標です。

都市計画中央審議会答申(平成7年7月)や「緑の政策大綱」(平成6年建設省決定)においては住民1人当たり面積20㎡以上が望ましいとされていますが、本市では都市公園や運動広場、緑地等の計画的な整備を進め、約23㎡/人を目標とします。

	現況 (2018年(平成30年))	目標年次 (2030年(令和12年))
1人当たり緑地面積	21.0㎡/人	約 23 ㎡/人

③ 都市公園の整備目標

都市公園の整備状況を示す指標です。(広域公園である県営油ヶ淵水辺公園も本指標に含めています。)

都市公園法施行令では、市全域における住民1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡としています。また、碧南市都市公園条例においても、市全域における住民1人当たりの都市公園面積の標準を10㎡以上、市街地(市街化区域)における住民1人当たりの都市公園面積の標準を5㎡以上としています。

本市では、近隣公園、街区公園等の計画的な整備を進めるほか、県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進し、市街化区域で約6.3㎡/人、都市計画区域で約8.4㎡/人を目標とします。

	現況 (2018年(平成30年))	目標年次 (2030年(令和12年))
1人当たりの都市公園面積 (市街化区域)	5.9㎡/人	約 6.3 ㎡/人
1人当たりの都市公園面積 (都市計画区域)	6.0㎡/人	約 8.4 ㎡/人

(参考：県営油ヶ淵水辺公園を除いた目標水準は約6.4㎡/人となります。)

④ 緑被率の目標

緑被率とは、緑被面積（上空から見て樹林・草地、農地、水面に覆われている箇所の面積）の区域面積に対する割合を示します。

市街化区域では、生産緑地地区の指定解除等による減少が想定されますが、都市公園や公共施設等への植栽整備、民有地緑化の推進等で緑被面積の増加を図ることにより、現状維持となる約19%を目標とします。また、新たな住宅地・産業地を整備する場合には、公共用地や民有地での緑化を推進し、現在の市街化区域と同程度の緑被面積の確保を目標とします。

都市計画区域全域では、農地や樹林地の保全等により、現状維持となる約44%を目標とします。

	現況 (2018年(平成30年))	目標年次 (2030年(令和12年))
市街化区域面積に対する割合	19.0%	約 19 %
都市計画区域面積に対する割合	44.4%	約 44 %

⑤ 公園誘致エリア充足率（街区公園・近隣公園の誘致圏に含まれる範囲の割合）

工業専用地域を除く市街化区域における身近な公園（街区公園・近隣公園）の誘致圏（街区公園：250m、近隣公園：500m）面積の割合を示します。

配置バランスに配慮しながら近隣公園、街区公園の計画的な整備を進めることにより、約63%を目標とします。

	現況 (2018年(平成30年))	目標年次 (2030年(令和12年))
身近な公園の誘致圏面積の割合	51.7%	約 63 %

<参考> 愛知県内の都市公園整備量（2017年度（平成29年度））の比較

都市公園整備量を愛知県内市町村で比較すると、本市の2017年度（平成29年度）の一人当たり公園面積は県全体よりは少ないものの県内24位でほぼ中間に位置しており、近隣市と比較するとやや多くなっています。

	一人当たり公園面積		都市公園面積	
	(㎡/人)	県内順位	(ha)	県内順位
碧南市	6.10	24	44	27
県全体	7.75	(51市町村)	5,789	(51市町村)
(参考) 安城市	5.04	31	94	14
西尾市	4.75	33	80	17
高浜市	2.32	47	11	42

資料：平成29年度愛知県都市公園現況(愛知県)

第6章 緑のまちづくり施策の方針

6.1 緑地の配置方針

(1) 環境保全系統の配置方針

① 環境保全系統の緑の考え方

環境保全系統の緑として、以下のような緑が考えられます。

●市の骨格を形成する緑

都市の骨格となる樹林地や河川等の水辺地、一団の優良農地等

●快適な生活環境を支える緑

緑の拠点・水の拠点となる都市公園や、市街地内やその周辺にある樹林地や農地、河川、地域の歴史的な風土、郷土景観を構成する社寺林等

●都市の環境負荷を軽減する緑

風の通り道となる幹線道路の街路樹、工業地周辺への環境負荷を和らげる緩衝緑地や工場内の緑等

② 配置方針

環境保全系統の緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆本市の骨格となる河川、海や優れた農地を保全し、豊かな自然環境を形成します。
- ◆市街地とその周辺の河川、崖地の斜面林や幹線道路の植栽は、生物多様性の保全を図るために必要な緑地として位置づけ、水と緑のネットワークを形成します。
- ◆緩衝緑地は工業地と住宅地の環境改善を図る緑地に位置づけます。
- ◆緑の拠点・水の拠点となる都市公園は、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に必要な緑地として位置づけ、市街地とその周辺に配置します。
- ◆寺社等の歴史ある緑や身近な公園等は、市街地の環境形成にかかわる緑地として位置づけ、適正に配置します。

■環境保全システムの配置方針図



※寺社の緑は、児童遊園、ちびっ子広場として利用されている寺社のみ示す

(2) レクリエーションシステムの配置方針

① レクリエーションシステムの緑の考え方

レクリエーションシステムの緑として、以下のような緑が考えられます。

●市民と自然のふれあいの場となる緑

良好な水辺環境を有する矢作川、油ヶ淵、衣浦港等の水辺地

●日常的なレクリエーションの場となる緑

歩いて行ける身近なレクリエーション空間である街区公園、地域のスポーツ、屋外レクリエーションの場となる学校グラウンド、児童遊園、ちびっ子広場等

●広域的なレクリエーションの場となる緑

市民の多様なレクリエーション需要に対処する臨海公園、明石公園、油ヶ淵水辺公園等

●ネットワークを構成する緑

公園等を相互に連絡し、レクリエーション利用効果を高める幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

レクリエーションシステムの緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園は、それぞれの機能に応じた広域的な交流拠点として位置づけ配置します。
- ◆ 碧南緑地（港湾緑地）は、海を身近に感じることが出来る広域的な交流拠点となる公共施設緑地として位置づけます。
- ◆ 矢作川河川敷は、身近に自然とふれあえる緑地として位置づけ、矢作川堤防リフレッシュ事業を推進します。
- ◆ 中部電力株のヒーリングガーデン、エコパークは、広域的な交流拠点となる民間施設緑地として位置づけます。
- ◆ 近隣公園は、地域の交流拠点として位置づけ、各地域にバランスよく配置します。
- ◆ 街区公園や都市緑地は、地域の日常的な利用に供する場として位置づけ、各地域にバランスよく配置します。
- ◆ 児童遊園やちびっこ広場は、最も身近なレクリエーションの場として位置づけ、地域のニーズを考慮して配置します。

■レクリエーションシステムの配置方針図



(3) 防災システムの配置方針

① 防災システムの緑の考え方

防災システムの緑として、以下のような緑が考えられます。

●災害防止・緩和機能を有する緑

洪水や崖崩れ等自然災害による被害を抑制する農地や水辺地、斜面樹林、大気汚染や騒音等の被害を抑制する緩衝緑地等

●避難体系に資する緑

防災活動の拠点や災害時の避難場所として機能する都市公園等のオープンスペースや、避難経路や延焼遮断の機能を有する幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

防災システムの緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 碧南市地域防災計画において、一時退避場所や火災時退避場所に位置づけている都市公園等は、防災機能の充実を図ります。
- ◆ 緑の拠点となる地区公園や近隣公園は、防災活動の地域拠点として位置づけ、幹線道路等によるネットワーク化を進めて防災機能の充実を図ります。
- ◆ 新たな街区公園は、他の避難場所の配置を考慮して避難場所としての指定を検討し、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫等防災機能の整備を図ります。
- ◆ 密集市街地では、災害による被害の拡大を抑制し、地域の避難場所となるオープンスペースの配置を推進します。
- ◆ 農地や河川は、水害による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 緩衝緑地は、大気汚染、騒音等による被害を抑制する緑地として位置づけます。
- ◆ 崖地の斜面林は、土砂災害の防止を図る緑地として位置づけます。
- ◆ 道路緑化や緑道整備により、避難経路や延焼遮断となる水と緑のネットワークを形成します。

■防災システムの配置方針図



(4) 景観システムの配置方針

① 景観システムの緑の考え方

景観システムの緑として、以下のような緑が考えられます。

● **本市を代表する自然景観**

市街地を取り囲む良好な田園地帯や水辺地帯等

● **ランドマークとなる緑**

本市のランドマークやシンボルマークとなる臨海公園や明石公園、油ヶ淵水辺公園等の拠点となる緑

● **地区を代表する郷土景観**

古くからあり地域の郷土景観を形成する寺社の緑や斜面林等

● **良好な都市景観を構成する緑**

地区の美観向上と緑豊かな都市景観の形成に資する街区公園や幹線道路の街路樹、市街地内の河川等

② 配置方針

景観システムの緑として、以下に示す配置方針に基づき、計画的に配置していくものとします。

- ◆ 本市の骨格となる河川、海や優れた農地は、貴重な自然景観となる緑地として位置づけます。
- ◆ 広域公園、都市基幹公園や地区公園等、ランドマークとなる施設をもつ都市公園は、周辺の景色と一体的にシンボリックな景観を形成する緑地として位置づけます。
- ◆ 保存樹木、保存樹林や斜面林等は、地域を象徴する歴史的な自然景観の要素となる緑地として保全します。
- ◆ 市街地を流れる河川は、保全や水辺空間の創出により、都市景観の形成機能をもつ緑地として位置づけます。
- ◆ 幹線道路は、道路緑化や沿道緑化により、都市景観の形成機能をもつ緑地として位置づけます。

■ 景観システムの配置方針図



6.2 都市公園の整備及び管理の方針

(1) 身近な公園の整備方針

身近な公園（住区基幹公園、都市緑地、緑道）については、以下に示す配置方針に基づき、計画的に整備していくものとします。

<10年間の整備方針>

- 目標年次の2030年（令和12年）までの約10年間においては、近隣公園2ヶ所、街区公園5ヶ所の整備を推進します。
- 公園が不足している地域においては、生産緑地地区や空地等を活用して都市公園の整備を推進します。
- 密集市街地で街区公園の整備が困難な地域においては、市民緑地等の整備を検討します。
- 拡大市街地においては、面整備事業等により3%程度の緑地等の確保を図ります。

<将来的な整備方針>

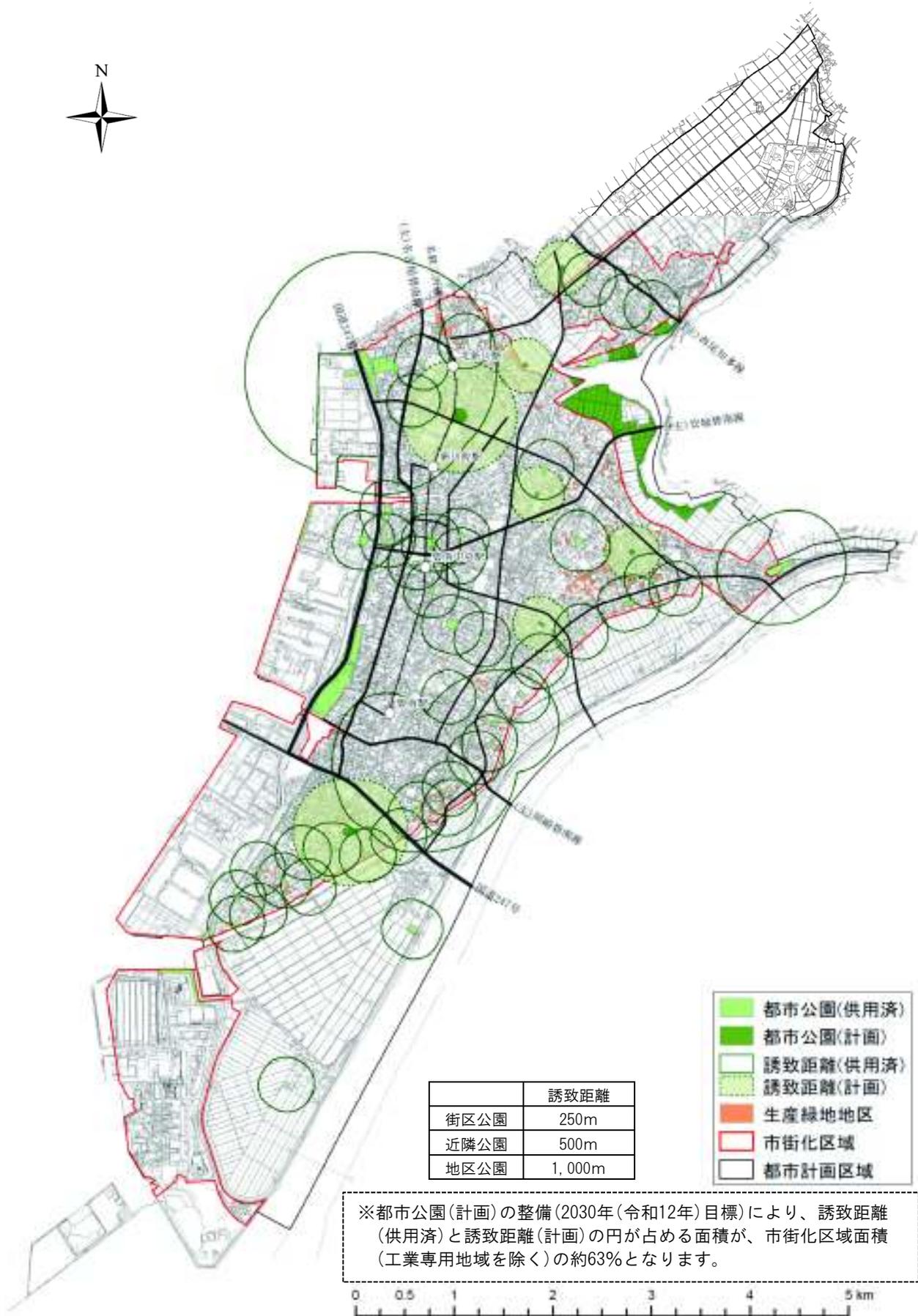
- 将来の目標は、都市公園法施行令第1条に規定される住民1人あたりの都市公園面積10㎡を確保することとします。
- 市街化区域においては、街区公園の誘致距離を概ね250mとして、適正に配置することとします。
- 地域の拠点となる近隣公園は、広域公園、総合公園や地区公園の配置を考慮して、各地域において、概ね1ヶ所を配置することとします。

(2) 緑の拠点となる公園の整備方針

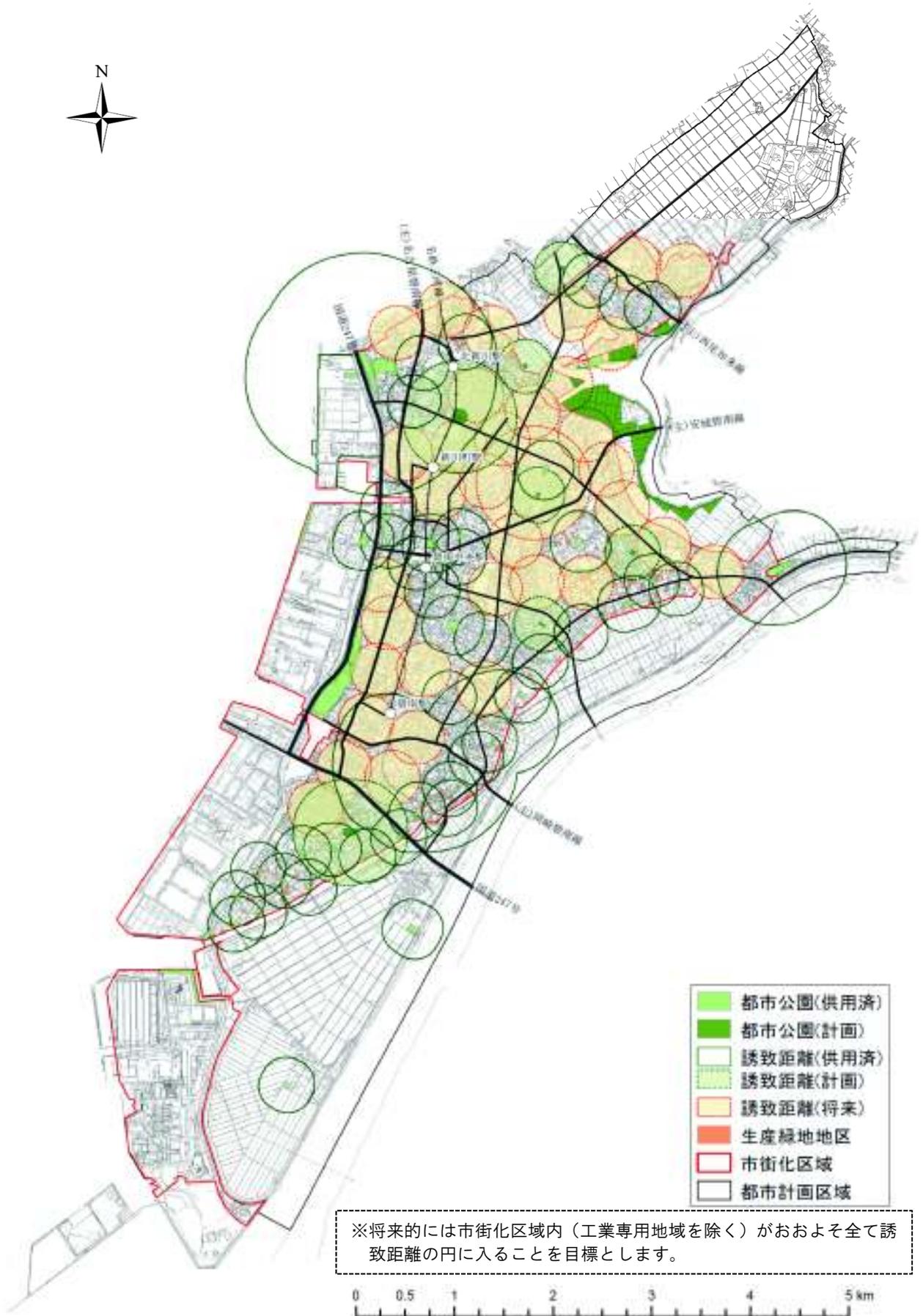
市を代表する緑の拠点となる公園については、以下に示す配置方針に基づき、計画的に整備していくものとします。

- 県営油ヶ淵水辺公園は、自然とのふれあいの場、憩いの場、市民との協働の場となる広域公園として、愛知県と連携して整備を進めます。
- 碧南市臨海公園、明石公園、碧南緑地、中部電力㈱の民間施設緑地は、広域的な交流拠点として適正な維持管理を行います。

■都市公園の整備方針図（10年間の整備方針）



■都市公園の整備方針図（将来的な整備方針）



(3) 都市公園の管理の方針

都市公園については、以下に示す管理方針に基づき、市民や民間事業者等多様な主体の参加により管理していくものとします。

- 市は、公園施設の点検やそれに基づく補修・改修を定期的を実施するとともに、計画的な施設の更新やリニューアルを検討します。
- 地域住民が都市公園の管理・運営に主体的に参加できる仕組みを構築し、公園利用のルール作りや公園施設の整備・管理への住民参加を促進します。
- 指定管理者制度や公募設置管理制度等を活用し、都市公園施設の設置・管理への民間事業者等の参加を促進します。
- 公園等愛護会等ボランティア団体への支援充実を図るとともに、活動内容の情報発信や幅広い年代への参加呼びかけ等を通して活動の活性化を促進します。



明石公園

6.3 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

■ 施策体系図

基本方針	施策方針	実施施策
<p>【保全の方針】 豊かな自然を守り、市民生活と調和した環境を維持します</p>	<p>●都市の骨格をなす河川緑地や農地の保全</p>	<p>★水辺の保全・管理 ★農地の保全 ★河川の水質改善 ★河川景観、田園景観の保全 ★緩衝緑地の維持</p>
	<p>●生物多様性の確保や良好な生活環境の形成に配慮した環境対策</p>	<p>★環境基本条例の遵守 ★環境教育の推進 ★リサイクルの推進 ★自然エネルギーや省エネルギーを考慮した施設整備の推進 ★公共事業や市街地開発における自然の生態系への配慮</p>
	<p>●市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成</p>	<p>★斜面林の管理・保全 ★市街地内樹林の保全 ★文化財（緑地）の保全 ★公園・街路の樹木の維持・保全 ★生産緑地地区等市街化区域内農地の保全</p>
<p>【活用の方針】 地域の水と緑にふれあい、活用できる場を整えます</p>	<p>●公園・緑地の多面的活用</p>	<p>★レクリエーションへの活用 ★防災への活用 ★公園施設のユニバーサルデザイン化 ★公園施設の安全の確保 ★飲食店、売店等便益施設の充実</p>
	<p>●公共施設・民間施設の活用</p>	<p>★寺社境内地の緑地の活用 ★学校施設の活用 ★民間施設の活用</p>
	<p>●自然の緑の活用</p>	<p>★矢作川河川敷の活用 ★市民農園等における農業体験の場として活用</p>

基本方針	施策方針	実施施策
<p>【創造の方針】 身近な緑を増やし、快適な市街地環境を造ります</p>	<p>●緑の拠点となる公園整備の推進</p>	<p>★広域公園の整備促進 ★運動広場の整備推進 ★近隣公園の整備推進 ★港湾緑地の整備促進</p>
	<p>●密集市街地におけるオープンスペースの確保</p>	<p>★オープンスペースの確保 ★空き地を活用した公園・緑地の整備推進 ★生産緑地地区の活用</p>
	<p>●河川や道路等ネットワークの形成の推進</p>	<p>★河川環境の整備 ★幹線街路空間の整備</p>
	<p>●多様なニーズに対応した公園整備の推進</p>	<p>★街区公園の整備 ★地域住民の参画による公園整備 ★地域のニーズに合った公園の整備・リニューアル</p>
	<p>●安全、安心に暮らすための緑の創出</p>	<p>★避難路となる緑道の整備推進 ★工場の緑化促進</p>
	<p>●遊休地の活用の推進</p>	<p>★遊休地を活用した緑地の整備推進 ★大規模空地における土地活用</p>
	<p>●公共空間・民有地緑化の推進</p>	<p>★公共空間の緑化推進 ★地区計画制度や緑地協定制度の活用 ★緑化地域制度の指定検討 ★屋上緑化・壁面緑化への支援 ★住宅地の緑化推進</p>
<p>【管理の方針】 多様な主体が、緑の維持・管理活動への参画を進めます</p>	<p>●市民団体や民間事業者等を含めた緑地の管理体制の構築</p>	<p>★公園緑地管理団体の育成 ★公園の活性化に関する協議会の設置 ★民間事業者による公園施設の設置・管理体制の導入 ★公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築 ★安全・安心な公園づくり</p>
	<p>●地域住民との協働による緑化の推進</p>	<p>★ボランティア団体の育成・支援 ★ボランティアサポートプラザとの連携 ★あおいパークとの連携 ★緑に関するイベントの開催 ★ホームページや広報を活用した緑化活動のPR ★緑化活動に対する表彰制度の創設検討 ★緑化に関する補助制度の充実と周知</p>

(1) 「保全」に関する施策の方針

① 都市の骨格をなす河川緑地や農地の保全

本市の緑の骨格をなす河川緑地や農地等の自然環境は、法規制により保全を図るとともに、市民が快適にふれあうことができるように環境改善を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
水辺の保全・管理	◆河川及び海岸等の水辺は、生物多様性に配慮した保全及び管理を行い、生態系の健全な維持を図る。
農地の保全	◆都市計画法の区域区分により、無秩序な開発を抑制し、優良農地の保全を図る。
河川の水質改善	◆公共下水道の整備を推進し、河川や公有水面の水質改善を図る。
河川景観、田園景観の保全	◆河川緑地や農地の保全と美化に努めて、良好な景観の保全を図る。
緩衝緑地の維持	◆緩衝緑地、工場植栽地、碧緑地や公有水面等の工業地と市街地の緩衝となる緑地の維持を図る。

② 生物多様性の確保や良好な生活環境の形成に配慮した環境対策

地域住民や事業者との協働により環境保全や環境意識の醸成を推進するとともに、周辺の自然環境に配慮した事業・開発手法を活用し、生物多様性の確保と多様な生態系の育成を図ります。

【個別施策】

施 策	内 容
環境基本条例の遵守	◆碧南市環境基本条例を遵守し、地域住民や事業者との協働による環境施策の推進と環境保全を図る。
環境教育の推進	◆学校における環境美化や自然観察会等、子どもが自然とふれあい学びながら、環境の保全と継承への理解を深める環境教育を推進する。
リサイクルの推進	◆緑地の管理で発生する樹木や枝等のチップ化、落ち葉や刈草等の堆肥化により再資源化して活用することにより、緑のリサイクルを推進する。
自然エネルギーや省エネルギーを考慮した施設整備の推進	◆公園等の整備においては、太陽光等自然エネルギーの導入や照明灯のLED化等を推進する。
公共事業や市街地開発における自然の生態系への配慮	◆生態系調査の実施や碧南の風土にあった植樹、多自然型工法による河川整備等生態系に配慮した取組を推進する。

③ 市街地の自然の緑、歴史ある緑の保全・育成

斜面林や寺社境内地の樹木等、地域を特徴づける緑地については、市街地に残る貴重な自然の緑として保全・育成し、次世代への継承を図ります。

【個別施策】

施策	内容
斜面林の管理・保全	◆風致景観の保全、生態系の保全や土砂災害防止の観点から、保存樹林等の指定により、適正な管理に努めて、保全・継承を図る。
市街地内樹林の保全	◆市街地内の樹木・樹林は、保存樹木や保存樹林として適正に管理するとともに、新たな指定に努めて、保全・継承を図る。
文化財（緑地）の保全	◆文化財保護法により、霞浦神社等の緑の保全・継承を図る。
公園・街路の樹木の維持・保全	◆避難地・避難路としての安全性を高める公園内の樹木や街路樹は、現状の維持・保全に努める。
生産緑地地区等市街化区域内農地の保全	◆都市計画法による生産緑地地区は、市街化区域の優良な農地であり、市街化区域の貴重な緑として保全と活用を図る。また、生産緑地地区以外の農地においても、将来的に農地として維持されるよう努める。



寺社境内地の樹木

(2) 「活用」に関する施策の方針

① 公園・緑地の多面的活用

都市の緑の拠点となっている公園・緑地においては、レクリエーションや防災等多面的な機能の活用を図るとともに、利用者の安全性や利便性の向上に努めます。

【個別施策】

施策	内容
レクリエーションへの活用	◆地域で使いやすい公園・緑地の整備やリニューアルにより、地域の行事やイベント等への利用を促進するとともに、公園に関する各種情報のPRを図る。
防災への活用	◆地域の防災活動での公園・緑地の利用を促進するとともに、避難場所としての機能の充実と耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等防災設備の整備を図る。
公園施設のユニバーサルデザイン化	◆公園内の施設整備にあたっては、高齢者や障害者等が安全に移動でき、快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した整備を推進する。
公園施設の安全の確保	◆老朽化がみられる遊具等公園施設については、定期的に安全点検を実施し、子ども等が安全に遊ぶことができるように適正な管理の実施を推進する。
飲食店、売店等便益施設の充実	◆公園敷地内や近隣への飲食店・売店等の誘致、整備や自動販売機の設置を促進し、公園利用者の利便性向上を図る。また、車での来訪等にも対応できるよう、地域の意向や公園の利用状況等も踏まえ、駐車場の必要性を検討する。



公園内の防災設備

② 公共施設・民間施設の活用

寺社境内地や学校等地域の活動の場となっている緑地においては、市民に身近な緑として既存の樹木・樹林の保全や敷地内の緑化を推進するとともに、レクリエーション等の活動の場として活用を図ります。

【個別施策】

施策	内容
寺社境内地の緑地の活用	◆市街地の歴史的な緑地として、樹木・樹林等の保全を図り、地域の活動の場や歴史的な景観要素としての活用を図る。
学校施設の活用	◆植樹、壁面緑化、屋上緑化やグラウンドの芝生化等敷地内の緑化を推進する。また、グラウンド等学校施設の開放を行い多面的な活用を推進する。
民間施設の活用	◆企業グラウンド等、市と協定等による開放を目指して、緑地としての活用を図る。

③ 自然の緑の活用

河川や農地等自然の緑については、良好な自然環境を保全しながら、レクリエーション機能の充実を図り、市民が自然とふれあう場としての活用を推進します。

【個別施策】

施策	内容
矢作川河川敷の活用	◆矢作川河川敷は、市民が様々な機会を通じて自然とふれあうことができる場として活用を図る。
市民農園等における農業体験の場として活用	◆市民が自然とふれあうことができる機会を創出するため、農業が体験できる観光農園や体験教育ができる場の整備を検討する。



あおいパーク内の市民農園

(3) 「創造」に関する施策の方針

① 緑の拠点となる公園整備の推進

広域的な緑の拠点となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進するとともに、市と地域の拠点となる公園・緑地の整備を図ります。

【個別施策】

施策	内容
広域公園の整備促進	◆自然とふれあい交流できる広域公園として、愛知県と連携しながら、整備を促進する。
運動広場の整備推進	◆市民の健康づくりやレクリエーションの拠点となる運動広場の整備を推進する。
近隣公園の整備推進	◆地域や利用者のニーズを勘案しながら、地域の拠点となる近隣公園の整備を推進する。
港湾緑地の整備促進	◆碧南緑地周辺は、スポーツ・レクリエーション機能や、親水空間の創出を促進し、緑と水の拠点としての機能の強化を図る。

② 密集市街地におけるオープンスペースの確保

密集市街地においては、地権者との協議・調整を行いながら、空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討します。

【個別施策】

施策	内容
オープンスペースの確保	◆密集市街地においては、市民緑地制度の活用や土地の買取等により、オープンスペースの確保を検討する。
空き地を活用した公園・緑地の整備推進	◆未利用地となっている空き地については、地権者との協議・調整を進めながら、公園・緑地としての活用を検討する。 ◆空家の除去により跡地が発生する場合にも、地権者や地域住民等との協議において、公園・緑地としての活用を検討する。
生産緑地地区の活用	◆生産緑地地区のうち公園・緑地等に適している土地に関しては、地権者の意向を確認し土地の買取等によるオープンスペース確保に努める。

③ 河川や道路等ネットワークの形成の推進

河川緑地や幹線街路においては、市民が散策等できる快適な緑地空間の創出を推進するとともに、緑道や歩行者専用道路の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

【個別施策】

施策	内容
河川環境の整備	◆自然環境を保全するとともに、川とふれあうことができる整備を推進し、快適な歩行空間の創出を図る。
幹線街路空間の整備	◆道路植栽や沿道施設の緑化を推進するとともに、電線類の地中化や歩道の透水性舗装化を推進し、環境や景観に配慮した快適な歩行空間の創出を図る。



堀川緑地

④ 多様なニーズに対応した公園整備の推進

街区公園等地域の身近な公園については、地域住民のニーズを勘案し、使いやすく持続的に利用できる公園整備を推進します。

【個別施策】

施策	内容
街区公園の整備	◆最も身近な都市公園として、地域のバランスに配慮しながら、計画的な街区公園の整備を推進する。
地域住民の参画による公園整備	◆公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。
地域のニーズに合った公園の整備・リニューアル	◆公園施設の長寿命化計画を策定し、老朽化し利用しにくい公園のリニューアルを検討し、地域のニーズに合った公園整備を推進する。

⑤ 安全、安心に暮らすための緑の創出

災害時に避難路として機能する緑道の整備と、工業地における緑化の充実を図り、安全で安心して快適に暮らすことができる緑化を推進します。

【個別施策】

施策	内容
避難路となる緑道の整備推進	◆災害時の避難路を確保するため、市街地における緑道の整備や道路空間における植樹帯の確保に努める。
工場の緑化促進	◆臨海工業地帯では公害防止協定の締結により、工業地における緑化の充実を推進する。 ◆市街地の工業地においても、緑化に関する補助制度の活用等により緑化を推進する。

⑥ 遊休地の活用の推進

名鉄三河線跡地のうち未整備となっている区域や、大規模な空地は、緑地としての活用を検討し、市街地における緑地の確保と緑のネットワークの形成を推進します。

【個別施策】

施策	内容
遊休地を活用した緑地の整備推進	◆市街地内の遊休地の活用により、緑地の整備を推進し、市街地における緑のネットワークを形成する。
大規模空地における土地利用	◆工場跡地や商業施設跡地等の土地利用について、庁内で情報共有できる仕組みの構築及び都市公園等としての活用を検討する。



名鉄三河線跡地

⑦ 公共空間・民有地緑化の推進

公共施設における積極的な緑化を推進するとともに、緑化に関する各種制度等を活用し、民間施設や住宅地における敷地内緑化や屋上緑化及び壁面緑化を促進します。

【個別施策】

施策	内容
公共空間の緑化推進	◆公共施設の建物や敷地、駐車場等の積極的な緑化を推進し、市民の憩いの場として提供を図る。
地区計画制度や緑地協定制度の活用	◆新たな市街地開発においては、良好な都市環境の形成を図るため、地区計画制度による緑化率条例や緑地協定の導入を検討する。
緑化地域制度の指定検討	◆市街化区域においては、建築物の新築や増築時に緑化率の制限を行う緑化地域制度の指定を検討する。
屋上緑化・壁面緑化への支援	◆公共施設や工場、住宅地等民間施設における積極的な緑化を推進するため、屋上緑化、壁面緑化を推進する。
住宅地の緑化推進	◆地域住民や企業において、緑のカーテン、生垣・花壇づくり等、敷地内の緑化を促進する。



碧南市芸術文化ホールの緑化

(4) 「管理」に関する施策の方針

① 市民団体や民間事業者等を含めた緑地の管理体制の構築

市民団体や民間事業者等が、公園施設等の設置、維持・管理を主体的に実施できる制度構築を推進するとともに、地域住民が公園施設整備や管理に積極的に参加できる場の設置を検討します。

【個別施策】

施策	内容
公園緑地管理団体の育成	◆一定の緑地整備と管理機能を有する NPO 法人やまちづくり会社等を育成し、民間の事業主体が緑地の保全や管理、買取り等に参加できる体制整備を検討する。
公園の活性化に関する協議会の設置	◆公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等とが住民ニーズの共有や管理方法の協議等を行う協議会づくりを検討し、住民と行政が一体となって公園の活性化に取り組む。
民間事業者による公園施設の設置・管理制度の導入	◆都市公園内の飲食店、売店等公園施設の設置、管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）の導入を検討する。
公園内植栽や街路樹等の管理体制の構築	◆公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築し、定期的なパトロールや剪定等の実施を推進する。
安全・安心な公園づくり	◆公園利用者が安心して利用できるよう、地域住民や公園管理者による防犯パトロールの実施や、死角をつくらない植栽配置等を推進する。



公園整備に関するワークショップの様子

② 地域住民との協働による緑化の推進

緑に関するイベントや情報発信により、市民の緑化意識の高揚と啓発を行いながら、地域住民やボランティア団体の緑化活動を支援し、協働による緑のまちづくりを推進します。

【個別施策】

施策	内容
ボランティア団体の育成・支援	◆公園等愛護会、花いっぱい運動推進団体や碧の道里親プロジェクト等の活動団体を支援するとともに、団体の担い手となる人材の育成を図る。
ボランティアサポートプラザとの連携	◆ボランティアサポートプラザへの登録団体と連携を図り、緑化活動に取り組む。
あおいパークとの連携	◆あおいパークで行われているガーデニング講習会等への参加者と情報交換を行い、市内の緑化を促進する。
緑に関するイベントの開催	◆市民植木市等イベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に取り組む。
ホームページや広報を活用した緑化活動のPR	◆ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに取り組む。
緑化活動に対する表彰制度の創設検討	◆緑化活動に対する市民の意識向上を図るため、地域住民が主体となる公園の清掃や緑化活動の表彰制度の創設を検討する。
緑化に関する補助制度の充実と周知	◆生垣設置奨励補助制度、民間事業者等緑化推進事業補助制度、花壇設置奨励補助制度等、市民や事業者の積極的な緑化を支援する補助制度を充実するとともに、市民と事業者への周知を図る。

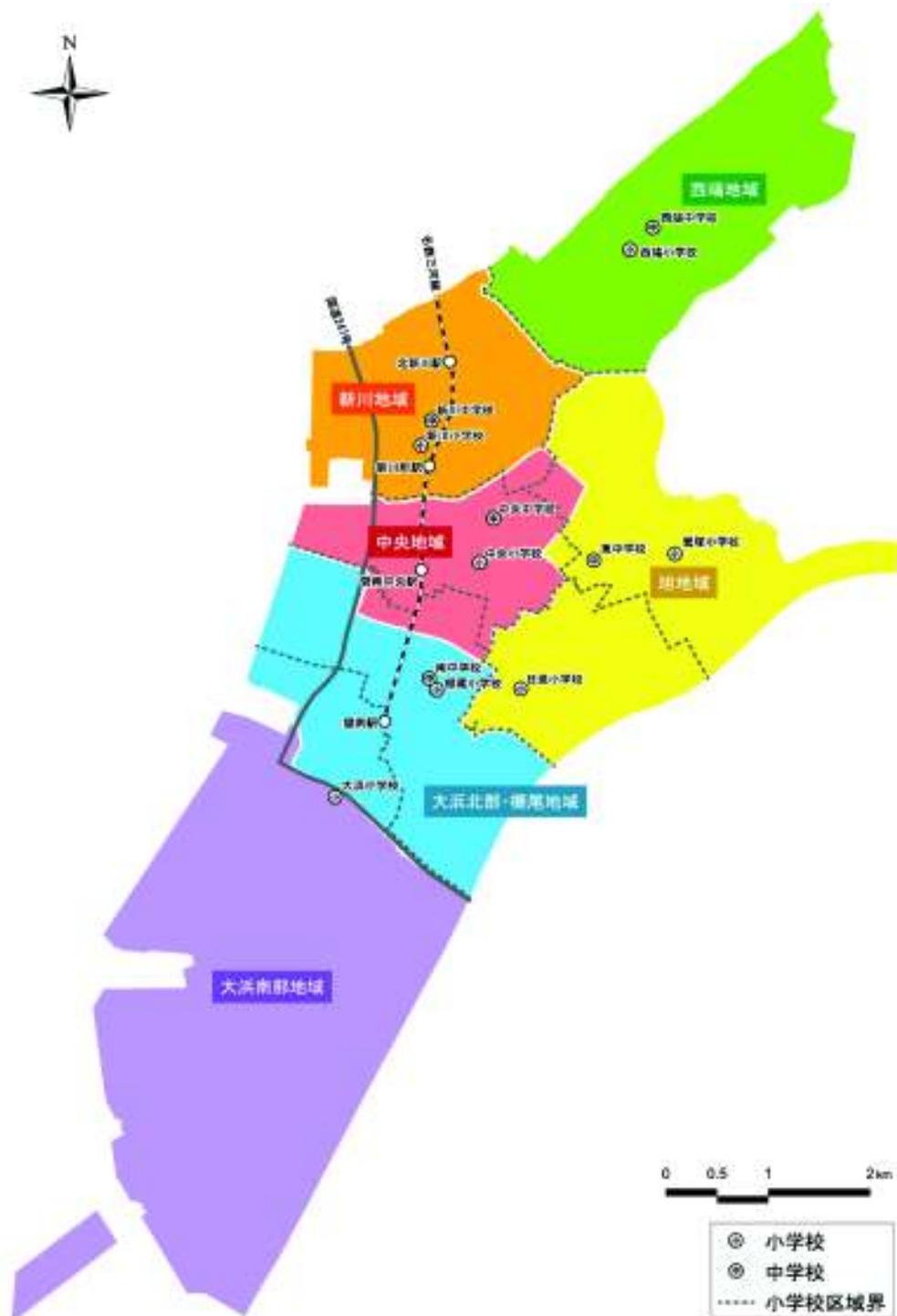


ボランティア団体の活動の様子

第7章 地域別緑のまちづくり方針

7.1 地域区分

地域区分の設定は、地形等の自然条件、土地利用の状況、幹線道路等の交通軸、日常生活上の交流の範囲等を考慮しながら、小学校区を基本として設定された碧南市都市計画マスタープランの地域区分によることとします。



7.2 地域別緑のまちづくり方針

(1) 西端地域

① 緑の概要

西端地域は、油ヶ淵、高浜川、長田川等に囲まれ、市街化区域周辺には農地が広がっています。

市街化区域内及びその近隣には、街区公園として札木公園、湖西公園、三度山公園、公共施設緑地として油ヶ淵遊園地、油ヶ淵地域運動広場、西端小・中学校、哲学たいけん村無我苑等があるほか、県営油ヶ淵水辺公園（平成30年4月一部開園）の整備が進められています。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では8.0%で全市に比べ低くなっていますが、地域全体では60.2%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
8,253 人	117.1 ha	535.6 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■ 緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設緑地				地域制緑地							
		市街化区域		都市計画区域				市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	3	0.50	3	0.50	法によるもの	農用地区域			285.34
		近隣公園	0	0.00	0	0.00		生産緑地地区		2.19	2.19
		地区公園	0	0.00	0	0.00		河川区域		0.06	21.65
	都市基幹公園	0	0.00	0	0.00	条例・協定によるもの			1.16	1.31	
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00	地域制緑地 総計		3.41	310.49	
		運動公園	0	0.00	0	0.00					
	基幹公園 計		3	0.50	3	0.50	施設緑地間の重複	1	0.04	1	0.04
	都市緑地		0	0.00	0	0.00	施設緑地・地域制緑地間の重複	1	1.16	1	1.16
	広域公園		0	0.00	1	1.70	計	2	1.20	2	1.20
	都市公園 計		3	0.50	4	2.20	緑地総量(施設緑地+地域制緑地)				
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		3	0.48	6	2.35	市街化区域		都市計画区域		
	臨海部緑地		0	0.00	0	0.00	区域面積に対する割合(%)	西端地域	8.0	60.2	
	児童遊園		0	0.00	1	0.04	全 市	13.6	40.0		
	ちびっ子広場		1	0.04	3	0.12	住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)				
	ふれあい農園		2	0.02	2	0.02	住民1人あたり	西端地域		2.7	
	ゲートボール場		0	0.00	0	0.00	都市公園面積	全 市		6.0	
	グラウンド		1	1.18	2	1.88	住民1人あたり	西端地域		11.7	
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		0	0.00	0	0.00	都市公園等 [※] 面積	全 市		21.0	
	道路環境施設帯		0	0.00	0	0.00	※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積				
	河川緑地		0	0.00	0	0.00	緑被現況				
その他		6	2.99	7	3.04	西端地域	緑被地面積(ha)	22	329		
公共施設緑地 計		13	4.71	21	7.45		緑被率(%)	18.8	61.4		
民間施設緑地	寺社境内地		2	1.64	2	1.64	全 市	緑被地面積(ha)	403	1,593	
	民間の動植物園		0	0.00	0	0.00		緑被率(%)	19.0	44.4	
	一時開放広場		0	0.00	0	0.00					
	その他		1	0.32	1	0.32					
民間施設緑地 計		3	1.96	3	1.96						
施設緑地 総計		19	7.17	28	11.61						

※広域公園（県営油ヶ淵水辺公園）は平成30年4月開設分を含む。

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす油ヶ淵、高浜川、長田川、稗田川
- 市街地を囲む広大な農地
- 札木公園、湖西公園、三度山公園（街区公園）、県営油ヶ淵水辺公園（広域公園）
- 油ヶ淵遊園地、油ヶ淵地域運動広場、西端小・中学校、哲学たいけん村無我苑、ちびっこ広場、児童遊園等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 八劔神社の保存樹林
- 高地と低地の境にある西端里地等斜面林
- 市街化区域に点在する生産緑地地区

街区公園（札木公園）



八劔神社



斜面林



油ヶ淵水辺公園



油ヶ淵遊園地



油ヶ淵



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて12団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	5	1	4	1	1

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 油ヶ淵水辺公園が開園し、湖周辺の景観が向上した。
- 西端保育園近くの畑（個人の畑）の花壇が手入れしてありきれい。
- 道路脇の花植え活動により景観がよくなった。
- 店先に花の寄せ植えがあるのはいい。
- 三度山公園で子供が遊べるようになった。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲油ヶ淵公園が開園したが、すでに草が多い。油ヶ淵遊園地のトイレは和式ばかり。
- ▲子ども広場の公園がなくなり雑草が生えている。
- ▲公園が大人の休憩所のように公園っぽくない。健康遊具がない。
- ▲公園内に大きな木や木陰が少ないためピクニック等ができない。
- ▲道路の草取りのタイミングが悪い。道具の提供があれば自分たちで草刈りを行う。
- ▲斜面林は災害時不安、竹藪は蚊が発生する。
- ▲駐車場がある大きな臨海公園等に遊びに行く。
- ▲ローラースケートやスケボー等道路以外でやれる場所がない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、斜面林等自然の緑の保全と適切な管理
- 生産性のある広大な農地の保全
- 油ヶ淵等河川の水質改善
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備と、維持・管理体制の構築
- 地域に不足する公園・緑地の整備と、住民ニーズを踏まえた施設の充実
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成、管理

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、西端地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

油ヶ淵を中心に自然との共生を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 自然とのふれあいの場、憩いの場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。また、市民と協働で管理・活用できる体制の構築を推進します。
- 油ヶ淵、高浜川、長田川等水辺環境の保全と活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 保存樹林等の指定により斜面林、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 市街化区域の拡大においては、地区計画等の活用により、街区公園の整備、公共空間や民有地の緑化を図ります。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を検討します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 地域住民のスポーツやレクリエーション活動の拠点として、グラウンドを有する緑地整備を推進します。
- 産業地の整備においては、接道部への植栽や壁面緑化等による緑化を推進します。
- 市営宮下住宅の建替えの際には、周辺環境整備や緑地の確保に努めます。



市街地沿道の植栽

西端地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	民間施設緑地	緑の拠点	地域界
都市公園(計画)	生産緑地地区	水の拠点	市街化区域(現況)
公共施設緑地	農用地区域	緑のみち	新たな住宅地
公共施設緑地(計画)	河川区域	水の環境軸	新たな産業地

(2) 新川地域

① 緑の概要

新川地域は、衣浦港、高浜川、新川、稗田川に囲まれ、地域のほとんどが市街化区域となっています。

市を代表する公園である明石公園のほか、街区公園として六軒町公園、相生公園、久杵公園が整備されています。また、公共施設緑地として、羽久手公園グラウンド、新川小・中学校等があります。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では11.4%で全市に比べやや低く、地域全体でも16.1%となっており、緑が少ない地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
13,893 人	374.2 ha	376.4 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成30年3月31日現在

施設緑地						地域制緑地					
		市街化区域		都市計画区域				市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	3	0.53	3	0.53	法によるもの	農用地区域			7.45
		近隣公園	0	0.00	0	0.00		生産緑地地区		9.28	9.28
		地区公園	1	7.10	1	7.10		河川区域		0.19	10.63
	都市基幹公園	0	0.00	0	0.00	条例・協定によるもの			10.20	10.20	
	基幹公園 計	運動公園	0	0.00	0	0.00	地域制緑地 総計		19.67	37.56	
		計	4	7.63	4	7.63	施設緑地間の重複		9	0.254	9
	都市緑地	0	0.00	0	0.00	施設緑地・地域制緑地間の重複		9	1.37	9	1.37
広域公園	0	0.00	0	0.00	計		18	1.62	18	1.62	
都市公園 計	4	7.63	4	7.63	緑地総量(施設緑地+地域制緑地)						
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園	4	0.21	4	0.21	区域面積に対する割合(%)		市街化区域	11.4	都市計画区域	16.1
	臨海部緑地	1	1.26	1	1.26	新川地域					
	児童遊園	2	0.23	2	0.23	全 市		13.6		40.0	
	ちびっ子広場	12	0.31	12	0.31	住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)					
	ふれあい農園	1	0.04	1	0.04	住民1人あたり	新川地域			5.5	
	ゲートボール場	1	0.06	1	0.06	都市公園面積	全 市			6.0	
	グラウンド	1	0.86	1	0.86	住民1人あたり	新川地域			15.0	
	自転車歩行者及び歩行者専用道路	0	0.00	0	0.00	都市公園等*面積	全 市			21.0	
	道路環境施設帯	1	6.05	1	6.05	*都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積					
	河川緑地	0	0.00	0	0.00	緑被現況					
	その他	10	4.24	10	4.24	新川地域	緑被地面積(ha)		66	都市計画区域	80
公共施設緑地 計	33	13.26	33	13.26	新川地域	緑被率(%)		17.6	都市計画区域	21.3	
民間施設緑地	寺社境内地	9	3.49	9	3.49	全 市	緑被地面積(ha)		403	全 市	1,593
	民間の動植物園	0	0.00	0	0.00	全 市	緑被率(%)		19.0	全 市	44.4
	一時開放広場	0	0.00	0	0.00						
その他	2	0.32	2	0.32							
民間施設緑地 計	11	3.81	11	3.81							
施設緑地 総計		48	24.70	48	24.70						

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、高浜川、新川、稗田川
- 高浜川左岸側に広がるまとまった農地
- 市を代表し広域的な緑の拠点となる明石公園(地区公園)

碧南市緑の基本計画

- 六軒町公園、相生公園、久沓公園（街区公園）
- 羽久手公園グラウンド、新川小・中学校、ちびっこ広場、児童遊園等公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている公有水面と緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 斎宮社、山神社、浅間社、西松江稻荷社、住吉神社、東松江神明社、東山秋葉社、白山神社、御鋸社、新川神社の保存樹林
- 市街化区域北東のまとまった生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、老人クラブ、アダプトプログラム等合わせて18団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	1	2	8	2	3

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 明石公園の整備が向上した。
- 道路や遊休地の花壇がいい。
- 緑の管理を補助金もらった老人会が担っている部分がある。
- 子育て世代が利用できる公園が増加した。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲明石公園は外灯が少なく暗い。
- ▲他地区に比べ公園が減少した。ボール利用可能な公園が減少した。遊具が少ない。
- ▲西端線の街路樹の管理が悪い。視認性悪化のため、危険である。緑が減少した。
- ▲街路樹、公園等の管理が悪い。
- ▲狭小庭の分譲住宅の増加により緑が減少した。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川等良好な水辺環境の形成と水質改善
- 農地や生産緑地地区の保全と活用
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 住民ニーズを踏まえた公園・緑地の環境整備
- 街路樹の適正な管理
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成、管理

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、新川地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に水と緑で賑わいを創造する緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 新川、高浜川の河川と公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園、明石公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、沿道緑化や民有地緑化等一体的に緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 社寺林等市街地内の緑の保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。



明石公園周辺道路の植栽

新川地域の緑のまちづくり方針図



凡例

	都市公園(現況)		生産緑地地区		緑の環境軸		地域界
	都市公園(計画)		河川区域		緑のみち		市街化区域(現況)
	公共施設緑地		緑の拠点		水的环境軸		新たな住宅地
	民間施設緑地		水の拠点				

(3) 旭地域

① 緑の概要

旭地域は、油ヶ淵、矢作川に面し、これらの水辺に隣接して農地が広がっているほか、矢作川沿いには桜つつみが整備されています。

市街化区域内には、伏見公園、日進公園等街区公園が多く整備され、東中学校、鷺塚小学校、日進小学校等の公共施設緑地が立地しています。また、多くの生産緑地地区が点在しています。区域の東部には近隣公園として水源公園が整備されています。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では9.9%で他の地域に比べ低くなっていますが、地域全体では51.2%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
16,206 人	310.4 ha	645.6 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

		施設緑地				
		市街化区域		都市計画区域		
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	7	2.35	7	2.35
		近隣公園	1	0.57	2	2.61
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		8	2.92	9	4.96
	都市緑地		0	0.00	0	0.00
	広域公園		0	0.00	0	0.00
	都市公園 計		8	2.92	9	4.96
	公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		6	0.26	7
臨海部緑地		0	0.00	0	0.00	
児童遊園		3	0.31	3	0.31	
ちびっ子広場		4	0.33	5	0.37	
ふれあい農園		3	0.09	3	0.09	
ゲートボール場		4	0.42	4	0.42	
グラウンド		0	0.00	0	0.00	
自転車歩行者及び歩行者専用道路		5	0.77	5	0.77	
道路環境施設帯		0	0.00	0	0.00	
河川緑地		0	0.00	1	14.77	
その他		10	4.35	10	4.35	
公共施設緑地 計		35	6.53	38	22.88	
民間施設緑地	寺社境内地		3	1.89	3	1.89
	民間の動植物園		1	0.11	1	0.11
	一時開放広場		0	0.00	0	0.00
	その他		1	0.35	2	0.62
民間施設緑地 計		5	2.35	6	2.62	
施設緑地 総計		48	11.80	53	30.46	

		地域制緑地			
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
法によるもの	農用地区域				202.80
	生産緑地地区		18.57		18.57
	河川区域		0.19		93.40
	条例・協定によるもの		1.18		1.23
地域制緑地 総計			19.94		316.00
施設緑地間の重複		3	0.31	3	0.31
施設緑地・地域制緑地間の重複		5	0.84	6	15.61
計		8	1.15	9	15.92

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)							
区域面積に対する割合(%)		市街化区域		都市計画区域			
		旭地域	9.9	51.2	全 市	13.6	40.0
		旭地域	9.9	51.2	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)					
住民1人あたり都市公園面積		旭地域		全 市	
				旭地域	3.1
住民1人あたり都市公園等 [※] 面積		旭地域		17.2	
		全 市		21.0	

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況							
旭地域		市街化区域		都市計画区域			
		緑被地面積 (ha)	65	376	緑被率 (%)	20.9	58.2
		緑被地面積 (ha)	403	1,593	緑被率 (%)	19.0	44.4
全 市		緑被地面積 (ha)	403	1,593	緑被率 (%)	19.0	44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の矢作川、油ヶ淵
- 矢作川、油ヶ淵に隣接して広がる農地
- 水源公園（近隣公園）
- 伏見公園、日進公園、三宅公園等（街区公園）
- 矢作川桜つつみ
- 東中学校、鷲塚小学校、日進小学校、ちびっこ広場、児童遊園等公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 神有天満社、神明社、稲荷社、天満神社、巖島社、霞浦神社の保存樹林
- 市道藪下東山線沿いの崖地の斜面林
- 市街化区域のまとまった生産緑地地区



斜面林



水源公園



三宅公園



矢作川桜つつみ



矢作川

② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて21団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	10	3	4	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 三宅公園の整備により利用率が向上した。
- 荒子町にちびっこ広場が建設された。
- 矢作川や水源公園の桜並木がいい。名所となるといい。
- 地域全体で公園の樹木が成長した。
- 日進フラワーロードの整備が地区の人の手による。
- 荒れ地がなく田畑が多い。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲他地区より公園が少ない。区画整理地内のみ公園がある。
- ▲三宅公園の子供遊具が少ない。
- ▲街路樹整備が滞っている。
- ▲民地内や神社仏閣の樹木管理に危険性がある。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 矢作川の水辺環境の保全と整備
- 斜面林の保全と適正な維持管理
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 県営油ヶ淵水辺公園の整備
- 住民ニーズを踏まえた公園・緑地の環境整備
- 安心して利用できる公園・緑地としての維持管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、旭地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

矢作川や油ヶ淵の水辺空間を活かして自然とふれあえる緑のまちづくり

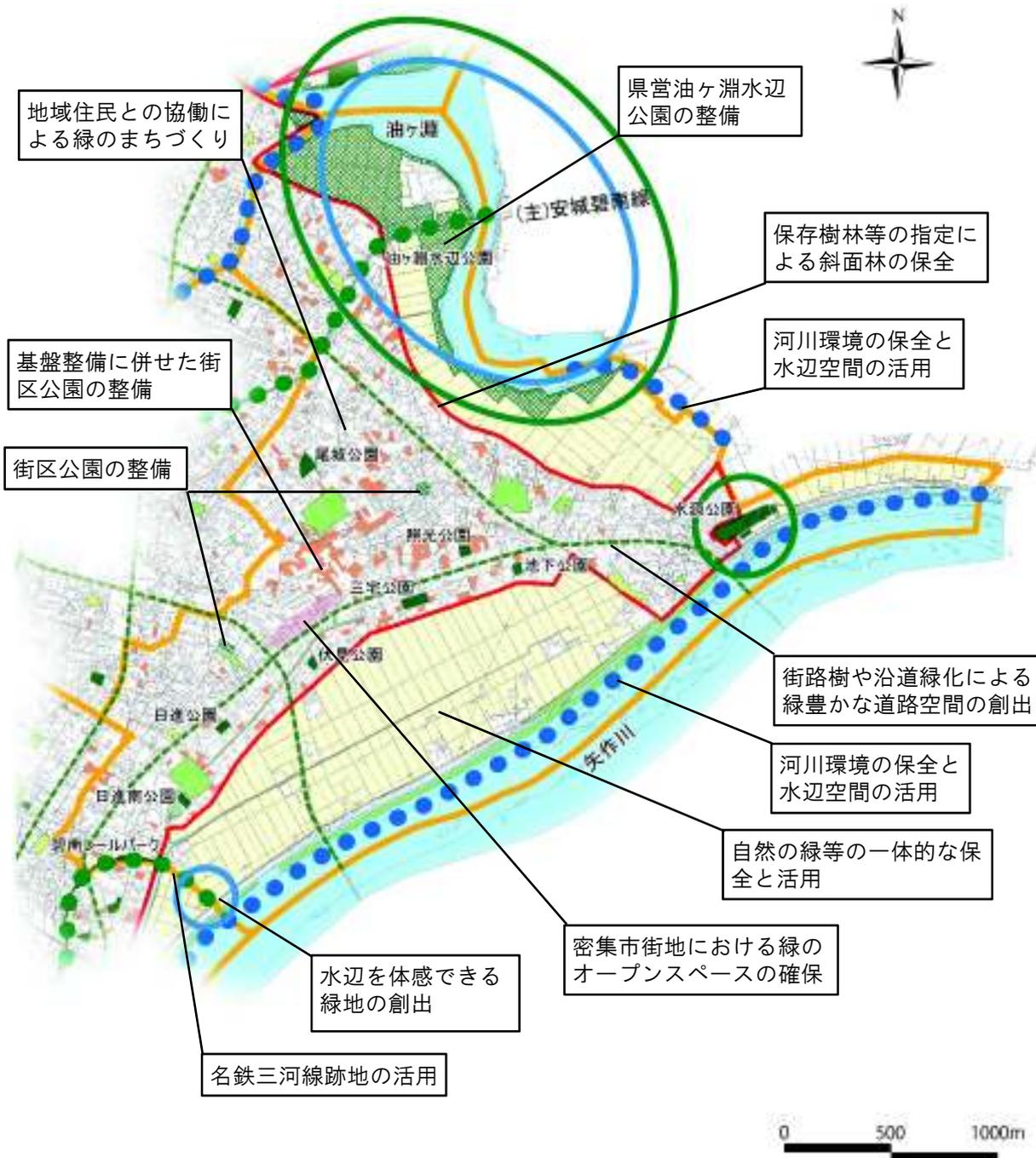
＜具体的な取組＞

- 自然とのふれあいの場、憩いの場、市民の協働の場となる県営油ヶ淵水辺公園の整備を促進します。
- 矢作川、油ヶ淵の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園や水源公園を拠点に水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 保存樹林等の指定により、優良農地や斜面林、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 市街地整備に併せた街区公園の整備を検討します。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 名鉄三河線跡地については、碧南レールパークの矢作川までの延伸を推進し、歩行者等の連続した動線を確保します。
- 矢作川と名鉄三河線跡地が交差する周辺に、水の拠点として水辺を体感できる緑地の創出を図ります。



油ヶ淵

旭地域の緑のまちづくり方針図



(4) 中央地域

① 緑の概要

中央地域は、衣浦港、新川に面し、地域全域が市街化区域となっています。市役所等の主要な公共施設や商業施設・業務施設が集積し、碧南中央駅周辺は本市の中心核として位置づけられています。

地域内には、末広公園、沢渡公園等街区公園が数多く整備されているほか、衣浦港に面して須磨海岸緑地が整備されています。また、数は少ないですが、寺社境内地の樹林地や生産緑地地区が点在しています。

区域面積に対する緑地の割合は、地域全体で7.8%と、他の地域に比べ緑の少ない地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
13,943 人	316.1 ha	316.1 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設緑地				地域制緑地							
		市街化区域		都市計画区域				市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	11	4.89	11	4.89	法によるもの	農用地区域			
		近隣公園	0	0.00	0	0.00		生産緑地地区		2.51	2.51
		地区公園	0	0.00	0	0.00		河川区域			
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00	条例・協定によるもの		5.84	5.84	
		運動公園	0	0.00	0	0.00	地域制緑地 総計		8.35	8.35	
	基幹公園 計		11	4.89	11	4.89	施設緑地間の重複	4	0.21	4	0.21
	都市緑地		2	2.33	2	2.33	施設緑地・地域制緑地間の重複	2	0.29	2	0.29
	広域公園		0	0.00	0	0.00	計	6	0.50	6	0.50
	都市公園 計		13	7.22	13	7.22	緑地総量(施設緑地+地域制緑地)				
	公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		4	0.22	4	0.22	区域面積に対する割合(%)		中央地域	7.8
臨海部緑地		1	0.89	1	0.89			全 市	13.6	40.0	
児童遊園		1	0.05	1	0.05	住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)					
ちびっ子広場		7	0.38	7	0.38	住民1人あたり都市公園面積		中央地域	5.2		
ふれあい農園		0	0.00	0	0.00			全 市	6.0		
ゲートボール場		3	0.21	3	0.21	住民1人あたり都市公園等*面積		中央地域	10.2		
グラウンド		0	0.00	0	0.00			全 市	21.0		
自転車歩行者及び歩行者専用道路		0	0.00	0	0.00	※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積					
道路環境施設帯		1	1.86	1	1.86	緑被現況					
河川緑地		0	0.00	0	0.00	中央地域		緑被地面積(ha)	43	43	
その他		6	3.36	6	3.36			緑被率(%)	13.6	13.6	
公共施設緑地 計		23	6.97	23	6.97	全 市		緑被地面積(ha)	403	1,593	
民間施設緑地	寺社境内地		4	2.23	4	2.23			緑被率(%)	19.0	44.4
	民間の動植物園		0	0.00	0	0.00					
	一時開放広場		0	0.00	0	0.00					
	その他		2	0.46	2	0.46					
民間施設緑地 計		6	2.69	6	2.69						
施設緑地 総計		42	16.88	42	16.88						

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、新川
- 末広公園、沢渡公園等(街区公園)

碧南市緑の基本計画

- 臨海部の須磨海岸緑地、碧緑地（都市緑地）
- 中央小中学校、ちびっこ広場、児童等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている公有水面と緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 熊野神社、神明社（中山・道場山）、天王津島社の保存樹林
- 区域北東に点在する生産緑地地区



須磨海岸緑地



緩衝緑地



熊野神社



幹線道路の街路樹



末広公園

② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて19団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	11	1	3	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 想像より公園が多い。
- 公園の手入れがいい。(老人会)
- 樹木の伐採により、見通しが向上した。
- 高校、老人会、個人等で花壇が設置されてきれい。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲公園が暗い。トイレが古い。利用しにくい。駐車場がない。
- ▲子どもの足で歩いていけるとところに公園がないところもある。
- ▲市内全般に野球場が多く、施設に偏りがある。
- ▲ランニングやウォーキングに適した矢作川活用の検討が必要である。
- ▲街路樹、公園、川の樹木や草の手入れが悪い。道を狭くしている。
- ▲緑が他地区より少ない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 公共空間のさらなる緑化
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 公園・緑地の防災やレクリエーションとしての活用
- 安心して利用できる公園・緑地としての維持管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、中央地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に潤いのある都市環境の形成を目指す緑のまちづくり

<具体的な取組>

- 新川、公有水面の環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、県営油ヶ淵水辺公園を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 地域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 住宅地において、工場や商業施設等の移転、空家の取り壊し等が行われた場合には、跡地への公園等の整備を検討します。



市役所と沿道の植栽

(5) 大浜北部・棚尾地域

① 緑の概要

大浜北部・棚尾地域は、矢作川、衣浦港に面し、区域の多くが市街化区域となっています。

市街化区域内には、本市の緑の拠点である碧南市臨海公園があるほか、碧南レールパーク（近隣公園）や、雨池公園、若宮公園、志貴崎公園等の街区公園が整備されていますが、密集市街地が多く、オープンスペースの少ない地域もみられます。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域内では13.8%で市域全体とほぼ同じ割合となっていますが、地域全体では24.4%となっており、緑がやや少ない地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
12,587 人	404.4 ha	476.2 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成 30 年 3 月 31 日現在

施設緑地			市街化区域		都市計画区域	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市公園	住区基幹公園	街区公園	6	1.32	6	1.32
		近隣公園	1	2.03	1	2.03
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	1	12.00	1	12.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		8	15.35	8	15.35
	都市緑地		1	0.66	1	0.66
	広域公園		0	0.00	0	0.00
	都市公園 計		9	16.01	9	16.01
	公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		9	0.92	9
臨海部緑地		1	2.47	1	2.47	
児童遊園		1	0.05	1	0.05	
ちびっ子広場		3	0.12	3	0.12	
ふれあい農園		1	0.04	1	0.04	
ゲートボール場		1	0.07	1	0.07	
グラウンド		0	0.00	0	0.00	
自転車歩行者及び歩行者専用道路		9	0.33	9	0.33	
道路環境施設帯		1	2.72	1	2.72	
河川緑地		0	0.00	1	8.61	
その他		9	3.10	9	3.10	
公共施設緑地 計		35	9.82	36	18.43	
民間施設緑地	寺社境内地		1	0.81	1	0.81
	民間の動植物園		0	0.00	0	0.00
	一時開放広場		1	0.76	1	0.76
	その他		1	0.39	1	0.39
民間施設緑地 計		3	1.96	3	1.96	
施設緑地 総計		47	27.79	48	36.40	

地域制緑地					
		市街化区域		都市計画区域	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
法によるもの	農用地区域				28.85
	生産緑地地区			4.06	4.06
	河川区域			1.95	33.52
	条例・協定によるもの			22.71	22.71
地域制緑地 総計			28.72		89.14

施設緑地間の重複	1	0.05	1	0.05
施設緑地・地域制緑地間の重複	1	0.55	2	9.16
計	2	0.60	3	9.21

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)			
		市街化区域	都市計画区域
区域面積に対する割合(%)	大浜北・棚尾地域	13.8	24.4
	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)		
住民1人あたり都市公園面積	大浜北・棚尾地域	12.7
	全 市	6.0
住民1人あたり都市公園等*面積	大浜北・棚尾地域	27.4
	全 市	21.0

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況			
		市街化区域	都市計画区域
大浜北・棚尾地域	緑被地面積(ha)	66	133
	緑被率(%)	16.3	27.9
全 市	緑被地面積(ha)	403	1,593
	緑被率(%)	19.0	44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、矢作川、堀川
- 矢作川に隣接して広がる農地

- 市を代表し広域的な緑の拠点となる碧南市臨海公園（総合公園）
- 雨池公園、若宮公園、志貴崎公園、長富公園等（街区公園）
- ちびっこ広場、児童遊園、大浜陣屋跡広場、南中学校、棚尾小学校等公共施設緑地・堀川の親水空間
- 臨海部と市街地との間の緩衝帯となっている公有水面や緩衝緑地
- 臨海工業地帯の緑化
- 幹線道路の街路樹等
- 廃線となった名鉄三河線跡地の碧南レールパーク（近隣公園）
- 大浜稻荷社、山稻荷社、八柱神社、熊野神社の保存樹林
- 市街化区域南東のまとまった生産緑地地区



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、アダプトプログラム等合わせて13団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	8	1	1	1	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- レールパークが整備された。
- レールパーク内照明が設置され、歩きやすくなった。
- レールパークにより安全な遊歩道が整備された。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲ レールパーク内の緑が少ない。
- ▲ レールパーク内の遊具の汎用性が低い。
- ▲ 公園はあるが、公園に行く際の駐車場がない。
- ▲ 公園内樹木の剪定や草取りが必要である。
- ▲ 旧市街地に公園がない。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 密集市街地に不足する公園・緑地の整備
- 密集市街地でのオープンスペースの確保
- 工業地の緑化と緩衝緑地の保全と管理
- 市有地の遊休地や名鉄三河線跡地の有効活用
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、大浜北部・棚尾地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

駅を中心に碧南レールパークを活用して水と緑のネットワークの形成を目指す緑のまちづくり

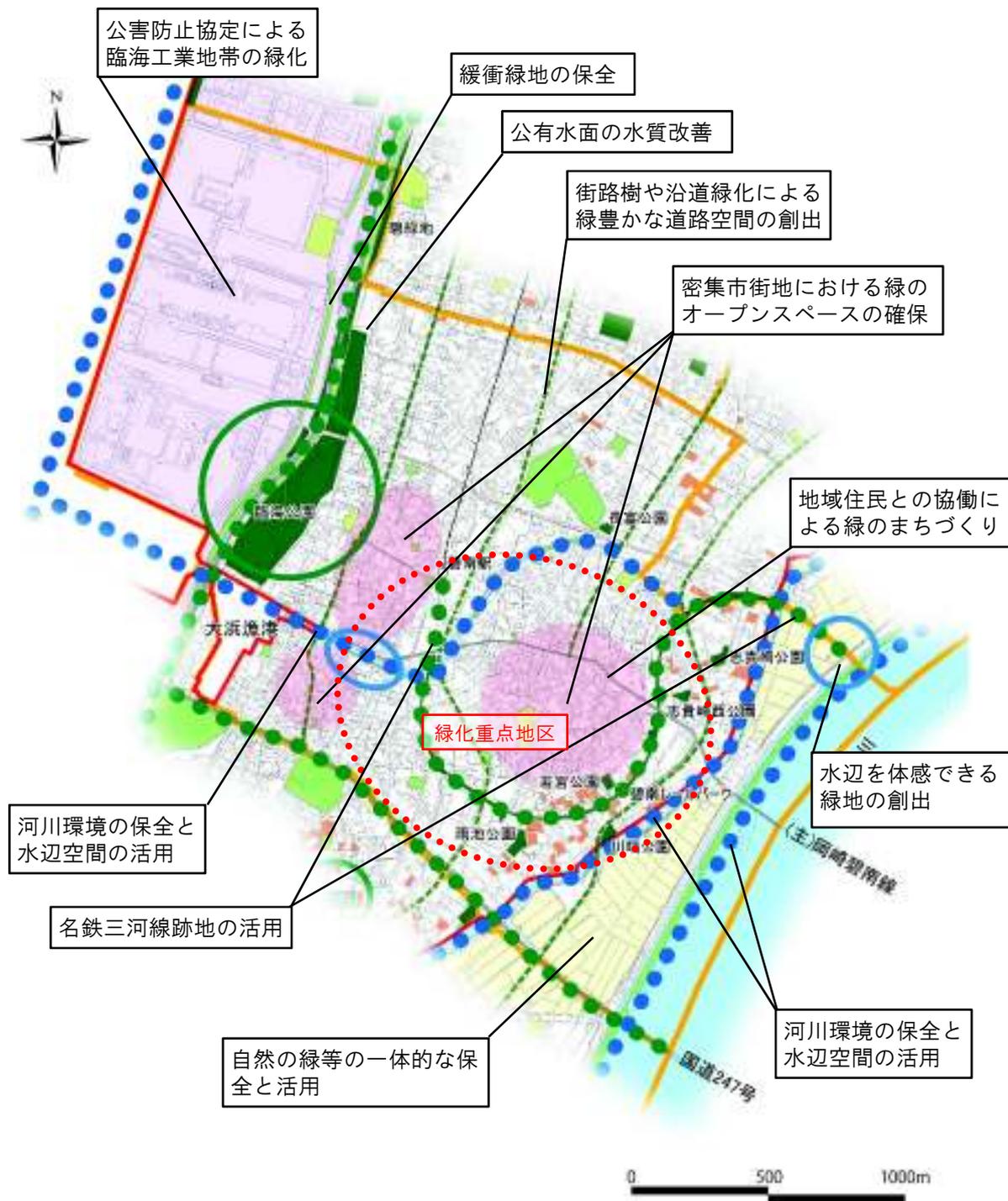
＜具体的な取組＞

- 矢作川、蜷川、堀川の河川や公有水面の環境保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用、碧南レールパーク・名鉄三河線跡地の活用により、水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 緑化重点地区の指定により、市民協働による緑化を推進します。（緑化重点地区の整備方針を第8章に示します。）
- 優良農地や社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 既存の街区公園のリニューアルを検討します。
- 名鉄三河線跡地については、碧南レールパークの碧南駅及び矢作川までの延伸を推進し、歩行者等の連続した動線を確保します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 碧南市臨海公園は、子どもから高齢者まで幅広く利用できるように、利用者のニーズを把握しつつ、適正な維持・改善を推進します。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 矢作川と名鉄三河線跡地が交差する周辺に、水の拠点として水辺を体感できる緑地の創出を図ります。



大浜地区の辻広場

大浜北部・棚尾地域の緑のまちづくり方針図



凡例			
都市公園(現況)	農用地区域	緑の環境軸	地域界
公共施設緑地	河川区域	緑のみち	市街化区域(現況)
民間施設緑地	緑の拠点	水的环境軸	
生産緑地地区	水の拠点		

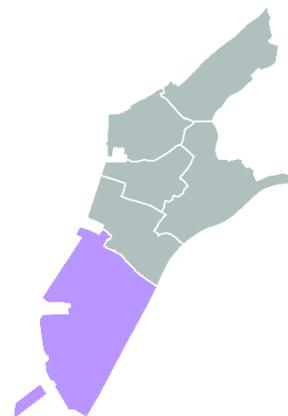
(6) 大浜南部地域

① 緑の概要

大浜南部地域は、矢作川、衣浦港に囲まれ、矢作川に沿って干拓による農地が広がっています。

市街化区域内には、権田公園、岬公園、若松公園等街区公園や玉津浦緑地、権現崎灯台緑地等都市緑地が整備されているほか、公共施設緑地として大浜小学校、玉津浦グラウンド、碧南緑地等があります。

区域面積に対する緑地の割合は、市街化区域の中では19.4%で全市に比べて高く、地域全体でも47.1%となっており、緑に恵まれた地域といえます。



地域人口	地域面積	
	市街化区域	都市計画区域
7,880 人	594.9 ha	1,236.2 ha

※人口は住民基本台帳人口(平成30年3月31日)

■緑の現況

平成30年3月31日現在

施設緑地						
		市街化区域		都市計画区域		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	10	2.46	12	3.44
		近隣公園	0	0.00	0	0.00
		地区公園	0	0.00	0	0.00
	都市基幹公園	総合公園	0	0.00	0	0.00
		運動公園	0	0.00	0	0.00
	基幹公園 計		10	2.46	12	3.44
	都市緑地		3	4.18	3	4.18
広域公園		0	0.00	0	0.00	
都市公園 計		13	6.64	15	7.62	
公共施設緑地	都市公園に準ずる公園		2	0.08	3	3.58
	臨海部緑地		3	15.12	3	15.12
	児童遊園		1	0.05	2	0.10
	ちびっ子広場		2	0.27	3	0.29
	ふれあい農園		0	0.00	0	0.00
	ゲートボール場		0	0.00	0	0.00
	グラウンド		6	9.80	6	9.80
	自転車歩行者及び歩行者専用道路		13	0.24	13	0.24
	道路環境施設帯		1	0.75	1	0.75
	河川緑地		0	0.00	1	6.87
	その他		4	2.00	6	3.36
公共施設緑地 計		32	28.31	38	40.11	
民間施設緑地	寺社境内地		1	3.71	2	4.05
	民間の動植物園		2	12.43	2	12.43
	一時開放広場		1	1.83	1	1.83
	その他		2	1.20	2	1.20
民間施設緑地 計		6	19.17	7	19.51	
施設緑地 総計		51	54.12	60	67.24	

地域制緑地						
		市街化区域		都市計画区域		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
法によるもの	農用地区域					321.56
	生産緑地地区			7.46		7.46
	河川区域					138.75
	条例・協定によるもの			56.33		56.51
地域制緑地 総計			63.79		524.28	
施設緑地間の重複		1	0.05	2	0.10	
施設緑地・地域制緑地間の重複		1	2.20	3	9.18	
計		2	2.25	5	9.28	

緑地総量(施設緑地+地域制緑地)			
		市街化区域	都市計画区域
区域面積に対する割合(%)	大浜南部地域	19.4	47.1
	全 市	13.6	40.0

住民1人あたりの公園等面積(m ² /人)		
住民1人あたり都市公園面積	大浜南部地域	9.7
	全 市	6.0
住民1人あたり都市公園等*面積	大浜南部地域	60.6
	全 市	21.0

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を合わせた面積

緑被現況			
		市街化区域	都市計画区域
大浜南部地域	緑被地面積(ha)	142	631
	緑被率(%)	23.9	51.0
全 市	緑被地面積(ha)	403	1,593
	緑被率(%)	19.0	44.4

■代表的な地域資源

- 市の骨格をなす緑の衣浦港、矢作川、蜷川
- 蜷川左岸側に広がる広大な農地
- 碧南緑地、あおいパーク、ヒーリングガーデン、エコパーク等緑の拠点

碧南市緑の基本計画

- ボードウォーク等碧南緑地周辺の水辺空間
- 釣り広場、港南緑地の水の拠点
- 権田公園、岬公園、若松公園等（街区公園）
- 玉津浦緑地、権現崎灯台緑地、港南緑地（都市緑地）
- 玉津浦グラウンド、大浜小学校、ちびっこ広場、児童遊園等の公共施設緑地
- 幹線道路の街路樹等
- 臨海部と市街地の緩衝帯となっている緩衝緑地、グラウンド
- 大浜熊野大神社、川口神社、稲荷社（前浜）の保存樹林
- 地域を代表する景観資源となっている前浜緑地
- 市街化区域南東に多く点在する生産緑地地区



あおいパーク(市民農園)



前浜緑地



市街化調整区域の農地



② 地域住民の活動・意識

緑に関する活動団体として、公園等愛護会、老人クラブ等合わせて10団体が、地域内の公園等において除草、清掃、花壇管理等のボランティア活動を行っています。

緑に関する活動団体					
団体種別	公園等愛護会	花いっぱい活動団体	老人クラブ	赤十字奉仕団	アダプトプログラム
団体数	3	1	2	2	2

また、地区別懇談会では、最近10年間くらいで良くなったところ、悪くなったところとして次のような意見が出されています。

最近10年間くらいで良くなったところ

- 公園が増加した。画一的ではなく遊具の工夫もありいい。
- 前浜公園や臨海公園の利用が増加した。
- 大浜南部区画整理後の公園のボランティア管理がいい。

最近10年間くらいで悪くなったところ

- ▲公園がない。駐車場がない。
- ▲公園の草や剪定が滞っている。
- ▲サッカーや野球の出来る公園が近くにない。
- ▲緑は道路沿いと神社公園のみで各住宅の緑が減った。
- ▲民有地の空き地を公園化するのはどうか。

③ 地域の課題

本地域における緑の現況や地域住民の意向を踏まえ、緑のまちづくりに関する課題を整理しました。

- 河川、農地等自然の緑の保全
- 農地や生産緑地地区の保全と活用
- 寺社等歴史ある緑の保全と活用
- 地域に不足する公園・緑地の整備
- 工業地の緑化や活用と緩衝緑地の保全と管理
- 地域住民、団体、事業者との協働による市街地の緑の創出と育成

④ 緑のまちづくり方針

地域の現況や課題を踏まえ、大浜南部地域の緑のまちづくりの方針を以下のように設定します。

衣浦港を活かして緑の拠点の創造と活用を目指す緑のまちづくり

＜具体的な取組＞

- 衣浦港、矢作川、蜷川の河川環境の保全と水辺空間の活用や、都市計画道路の空間の活用により、ヒーリングガーデン・エコパーク、伊勢町公園等を拠点とした水と緑のネットワークの形成を図ります。
- 優良農地、社寺林等自然の緑の一体的な保全と活用を図ります。
- 地域を代表する緑の拠点となる近隣公園の整備を推進します。
- 臨海工業地帯と市街地を緩衝する緩衝緑地の保全に努めます。
- 公害防止協定による臨海工業地帯の緑化を推進します。
- 密集市街地において緑のオープンスペースの確保を図ります。
- 地域のシンボルである前浜緑地、社寺林等歴史ある緑の保全を図ります。
- 市街化区域に点在する生産緑地地区の保全と活用を図ります。
- 身近な街区公園の整備と地域住民との協働による施設の適正な維持管理を推進します。
- 都市緑地の保全と活用を図ります。
- 各種制度を活用して、地域住民との協働による市街地の緑化を推進します。
- 碧南緑地はスポーツ・レクリエーション活動の拠点として再整備を促進します。



港南緑地

大浜南部地域の緑のまちづくり方針図



凡例

都市公園(現況)	生産緑地地区	緑の拠点	水的环境軸
都市公園(計画)	農用地区域	水の拠点	地域界
公共施設緑地	河川区域	緑の環境軸	市街化区域(現況)
民間施設緑地		緑のみち	新たな産業地

第8章 緑化重点地区の計画

8.1 緑化重点地区の設定

本計画の目標の早期達成や市民の緑化意識の高揚等を図るため、緑に関する施策を重点的かつ先導的に展開する地区を緑化重点地区として設定します。

緑化重点地区の設定にあたっては、以下の視点に基づき地区の選定を行い、「北新川駅周辺」、「碧南駅周辺」の2地区を位置づけます。

■ 緑化重点地区設定にあたっての視点

- ◆ 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ◆ 緑が少ない住宅地
- ◆ 風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区
- ◆ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ◆ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ◆ 動植物の生息・生育空間をつなぐ上で緑化の必要性が高い地区 等

※「都市公園法運用指針(第3版)」(平成29年6月)を元に整理

緑化重点地区の概要

<p>北新川駅周辺緑化重点地区 (新川地域) 地区面積：約78ha 設定の視点：都市のサブ核である北新川駅があり、シンボリックな緑化が必要。 緑の拠点である明石公園を活かしたまちづくりが必要。 身近な公園緑地やオープンスペースが少なく、重点的な取組が必要。</p>
<p>碧南駅周辺緑化重点地区 (大浜北部・棚尾地域) 地区面積：約178ha 設定の視点：都市のサブ核である碧南駅があり、シンボリックな緑化が必要。 緑が少ない密集市街地があり、重点的な取組が必要。 碧南レールパークのほか、街区公園が多く整備されており、公園を中心としたまちづくりが可能。 都市再生整備事業を通してまちづくりに関する住民意識が高く、住民主体の取組が可能。</p>



8.2 北新川駅周辺緑化重点地区の整備方針

(1) 対象区域

以下に示す範囲を、北新川駅周辺緑化重点地区として設定します。



(2) 地区の現状と課題

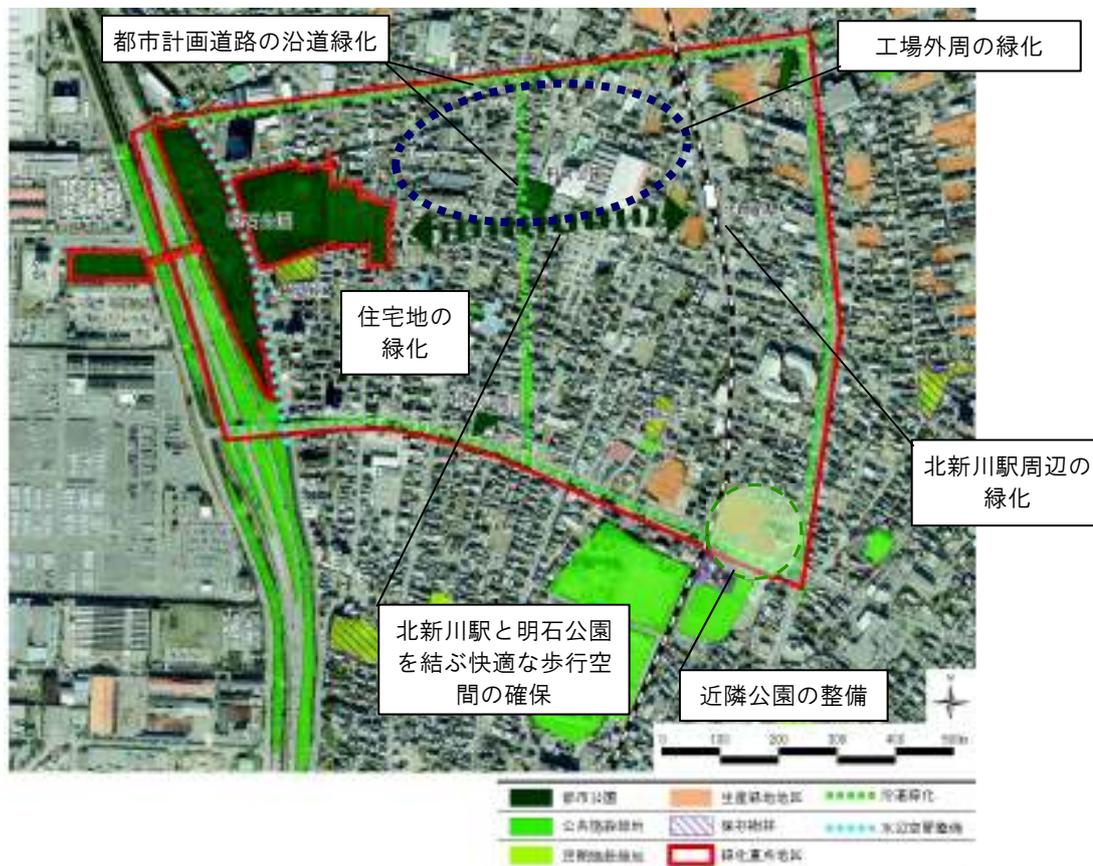
- 自然の緑が少なくオープンスペースも不足しているため、市街地の緑化やオープンスペースの創出が必要です。
- 明石公園の利便性及びアクセスの向上を図るため、北新川駅からの歩行空間の創出と沿道緑化を推進し、ネットワークの形成を図ることが必要です。
- 稲荷社、神明社の社寺林等、市街地内に残る緑の保全が求められます。
- 北新川駅周辺は、本市のサブ拠点としての機能を高めるため、緑化に配慮した基盤整備が必要です。
- 幹線街路の植栽は、適切な維持管理が求められています。

(3) 地区のテーマ

緑の拠点である明石公園やサブ核である北新川駅の利用環境の向上に向け、明石公園と北新川駅を結ぶ緑豊かな歩行空間の創出、北新川駅周辺や民有地における緑化、地域の拠点となる公園や市街地内のオープンスペースの整備等を推進します。

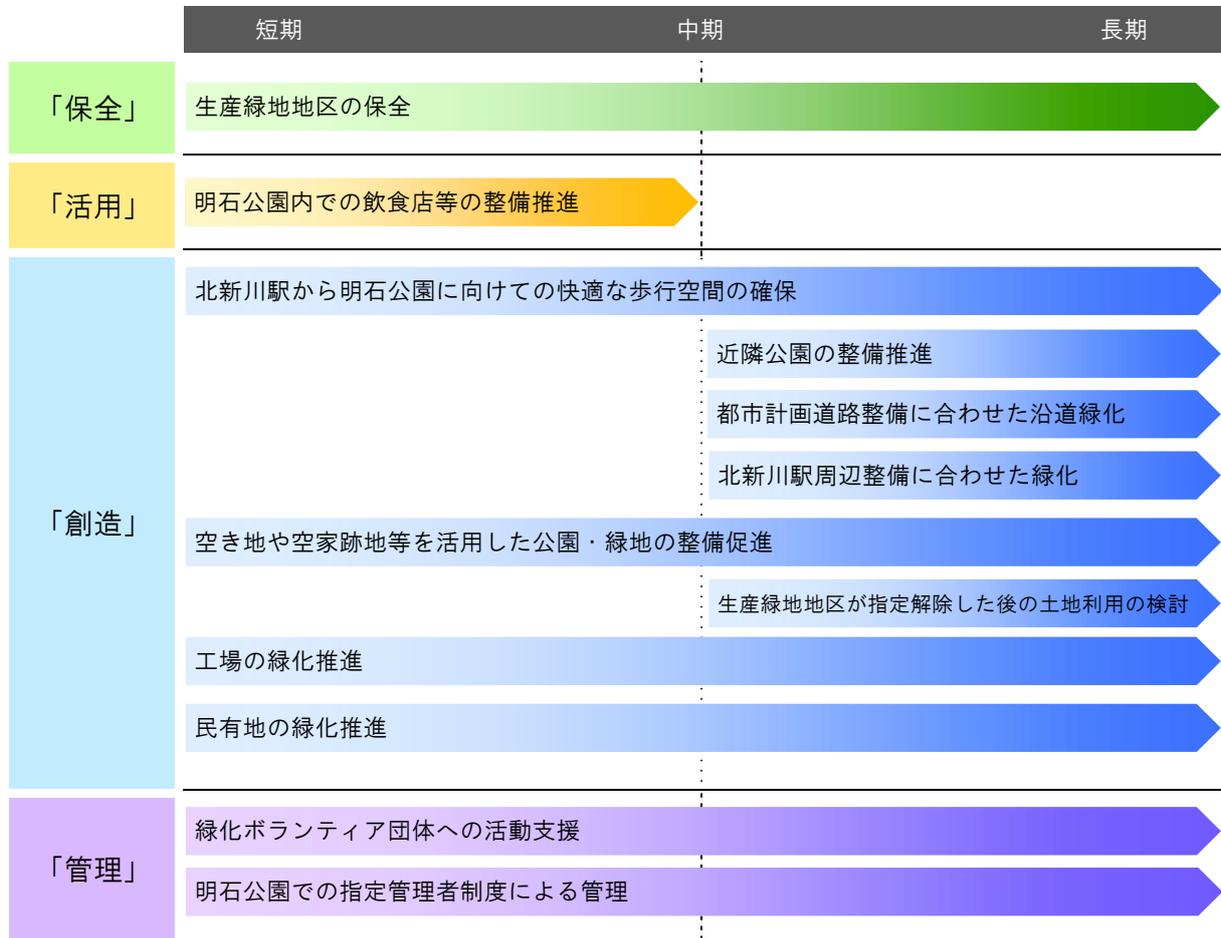
(4) 重点的な施策

- ◆北新川駅から明石公園に向けて快適な歩行空間を確保するため、花壇の設置や生垣整備等による沿道緑化を推進します。
- ◆都市計画道路（名古屋碧南線、西端線）の整備に合わせ、街路樹等の植栽や沿道部の緑化を推進し、北新川駅と明石公園等を結ぶ緑のネットワークの形成を図ります。また、街路樹等の適切な維持管理体制の構築に努めます。
- ◆北新川駅周辺では、駅前広場や駅へのアクセス道路の整備に合わせた花壇の設置や沿道緑化を検討します。
- ◆民有地においては、規模の大きな工場の接道部の緑化の充実を働きかけるほか、住宅等でのフラワーポットの設置や壁面緑化を促進します。
- ◆農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努めます。
- ◆生産緑地地区の保全に努めるとともに、生産緑地地区が指定解除された場合には土地の買取や公園としての整備を検討します。
- ◆明石公園において、指定管理者制度を活用し、飲食店、売店等便益施設の設置を促進します。



(5) アクションプログラム

北新川駅や明石公園を中心に一体的な都市環境の形成を図る地区として、以下のプログラムにより、地区内の緑の「保全」、「活用」、「創造」「管理」を図ります。



(6) 市民等の役割

地区内の住民、事業所、緑化団体等は、接道部の緑化や公園、街路樹等の維持、管理活動等に積極的に関わり、行政との協働により緑のまちづくりを進めます。

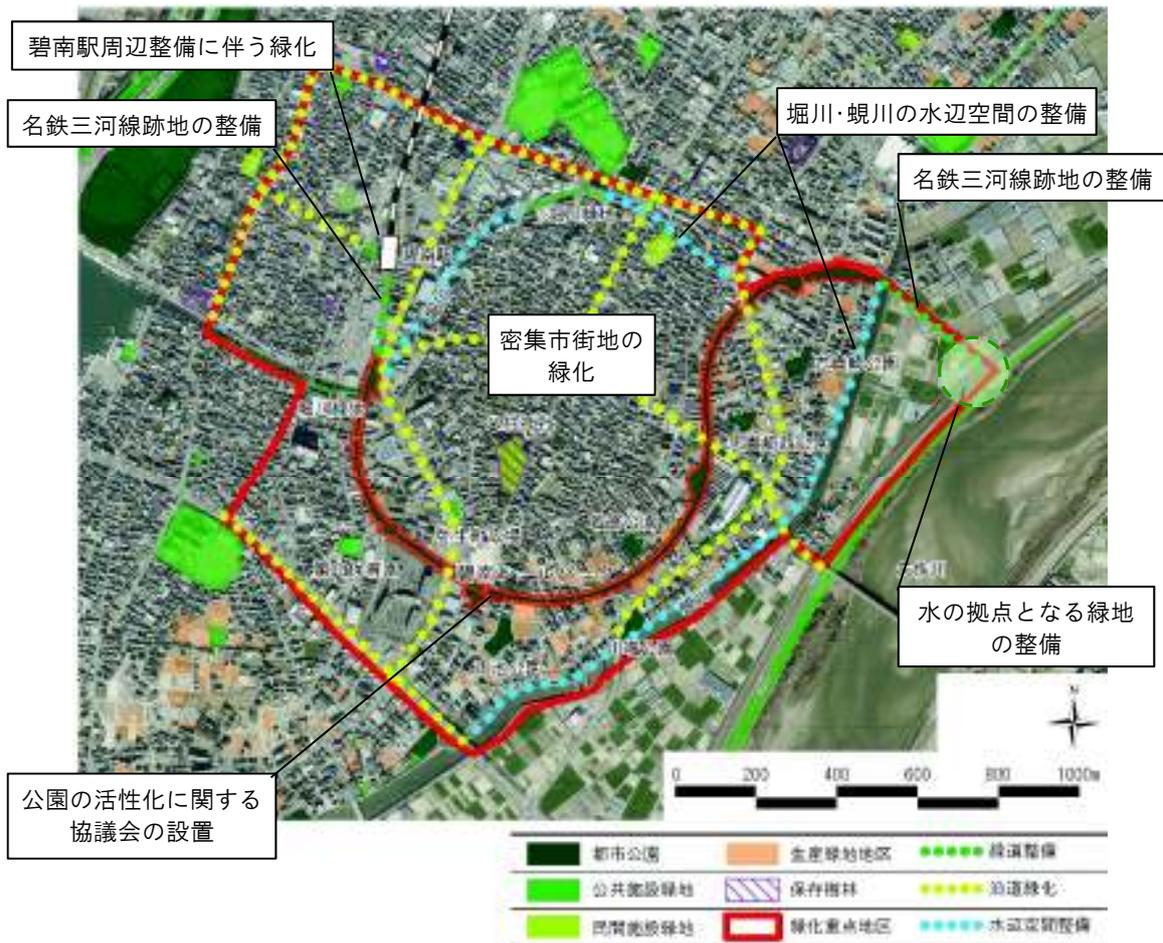
<p><住民の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★自宅でのフラワーポットや生垣の設置、壁面緑化 ★公園の清掃活動等への参加 ★所有する農地や樹木の維持・保全 <p style="text-align: right;">等</p>	<p><事業所の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★接道部や敷地内の緑化 ★地域の緑化活動や清掃活動等への参加 <p style="text-align: right;">等</p>	<p><緑化団体等の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★公園や街路樹等の維持、管理体制への参加 ★公園等の清掃活動や緑化活動の充実 <p style="text-align: right;">等</p>
---	---	---

(3) 地区のテーマ

既設の公園等の利用向上や適切な維持管理に向け、地域住民や事業者、施設管理者が一体となって取組むための体制づくりを図ります。また、密集市街地において積極的にオープンスペースの確保を図るとともに、公共施設や民有地緑化を推進します。

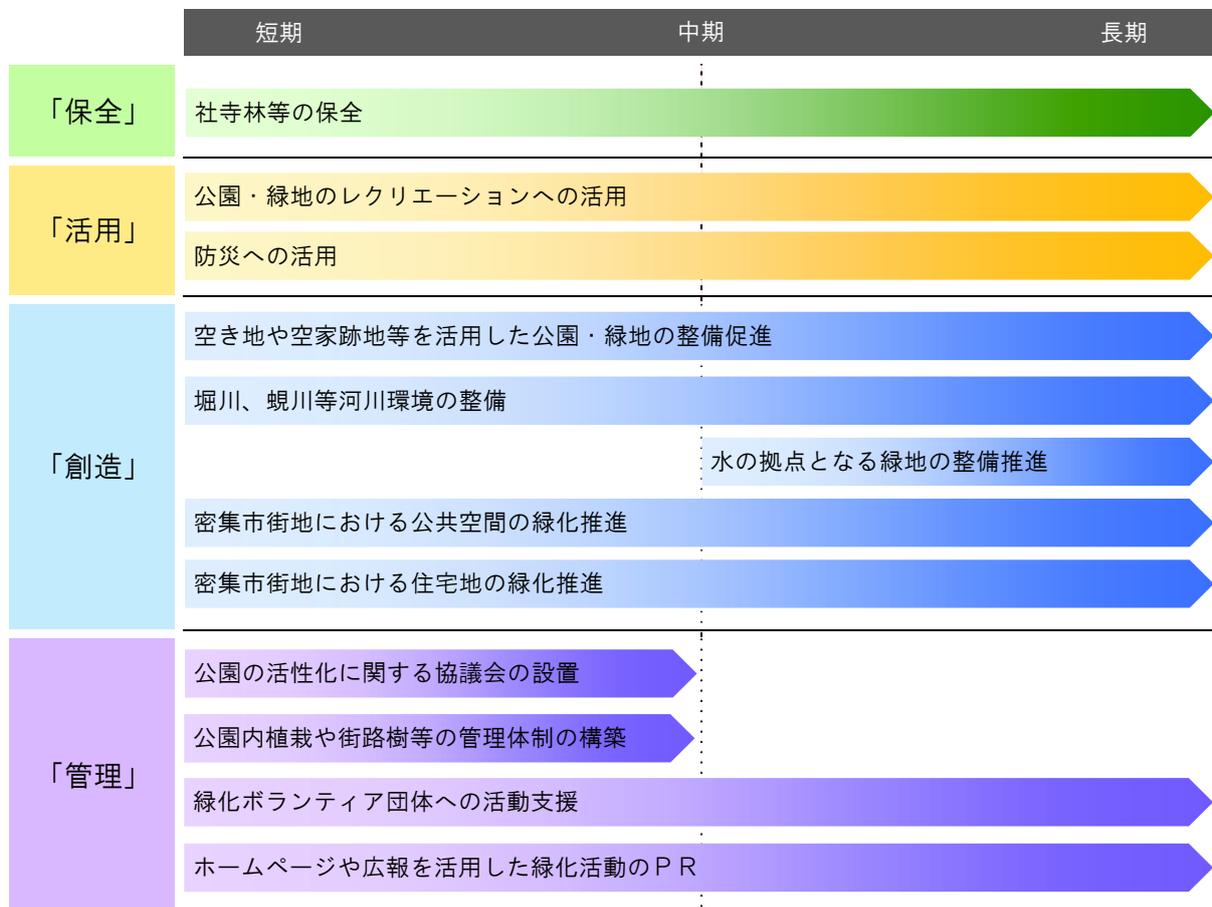
(4) 重点的な施策

- ◆ 碧南レールパークや若宮公園等の公園ごとに、公園管理者や地域の関係者等による公園の活性化に関する協議会の設置を推進します。
- ◆ 公園等愛護会や花いっぱい運動推進団体等ボランティア団体の活動を活性化するため、地域住民に対し活動内容のPRや活動への参加を働きかけます。
- ◆ 名鉄三河線跡地の緑地整備や堀川、蜷川の水辺環境整備を進め、碧南レールパークや堀川緑地と合わせて水と緑のネットワークの充実を図ります。
- ◆ 住宅が密集した地域では、空き地等の公園・緑地への活用や、オープンスペースへの花壇の設置等を推進します。
- ◆ 名鉄三河線跡地と矢作川が交差する周辺に、水の拠点として親水性のある緑地等の整備を検討します。
- ◆ 社寺林等市街地内に残る樹木・樹林の保全に努めます。



(5) アクションプログラム

密集市街地の住環境の改善を目指す地区として、以下のプログラムにより、地区内の緑の「保全」、「活用」、「創造」「管理」を図ります。



(6) 市民等の役割

地区内の住民、事業所、緑化団体等は、接道部の緑化や公園、街路樹等の維持、管理活動等に積極的に関わり、行政との協働により緑のまちづくりを進めます。

<p><住民の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★自宅でのフラワーポットや生垣の設置、壁面緑化 ★公園の活性化に関する協議会への参加 ★公園の清掃活動等への参加等 	<p><事業所の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★接道部や敷地内の緑化 ★公園の活性化に関する協議会への参加 ★地域の緑化活動や清掃活動等への参加等 	<p><緑化団体等の活動></p> <ul style="list-style-type: none"> ★公園等の清掃活動や緑化活動の充実 ★公園や街路樹等の維持、管理体制への参加 ★公園の活性化に関する協議会への参加等
--	--	--

第9章 計画の実現に向けて

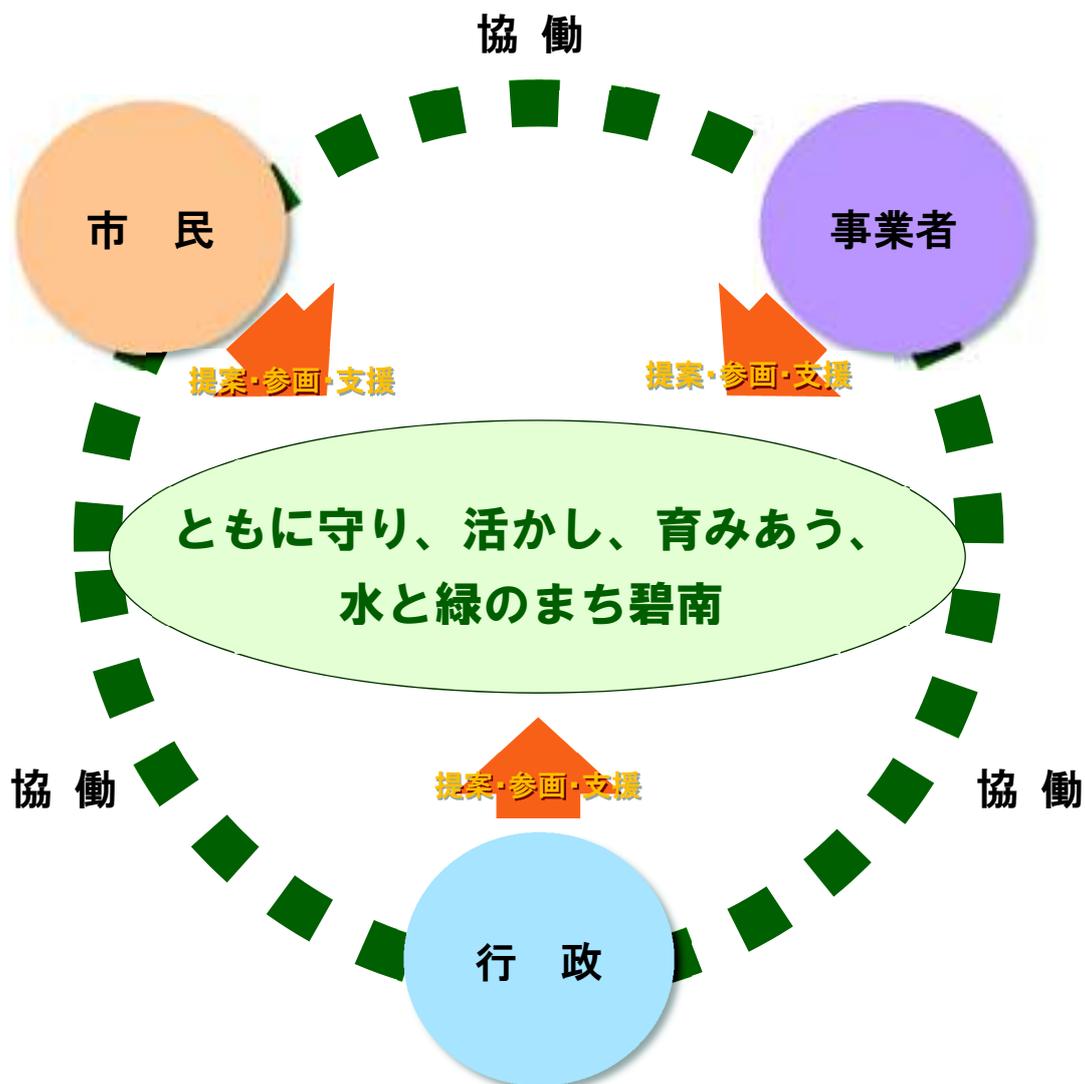
9.1 緑のまちづくり推進体制

(1) 基本的な考え方

緑の将来像である『ともに守り、活かし、育みあう、水と緑のまち碧南』の実現は、市民、事業者、行政が同じ目標に向かって協働して取り組むことが必要です。

各主体がそれぞれの意見を出し共通認識を醸成する場を設け、提案・参画・支援し合う協働の緑のまちづくりを推進します。

また、緑のまちづくりの推進にあたっては、ホームページや広報等により本計画を公表し、計画の周知と緑のまちづくり意識の向上を図ります。



(2) 協働によるまちづくり体制の構築

① 碧南市協働のまちづくりに関する基本条例との連携

- 本市では、さまざまな地域課題の解決に向けて、市民のより積極的、自発的なまちづくりへの参加や取組を後押しするため、「碧南市協働のまちづくりに関する基本条例」が平成25年4月1日より施行されています。
- 緑のまちづくりにおける地域課題に対して、本条例に基づく地域まちづくり組織等と連携しながら、ワークショップ等の議論の場を設け、そこに議論を活発化させるのに必要な情報を分かりやすく提供する等の支援を行います。



ワークショップの様子

② 緑のまちづくりへの参加意識の醸成

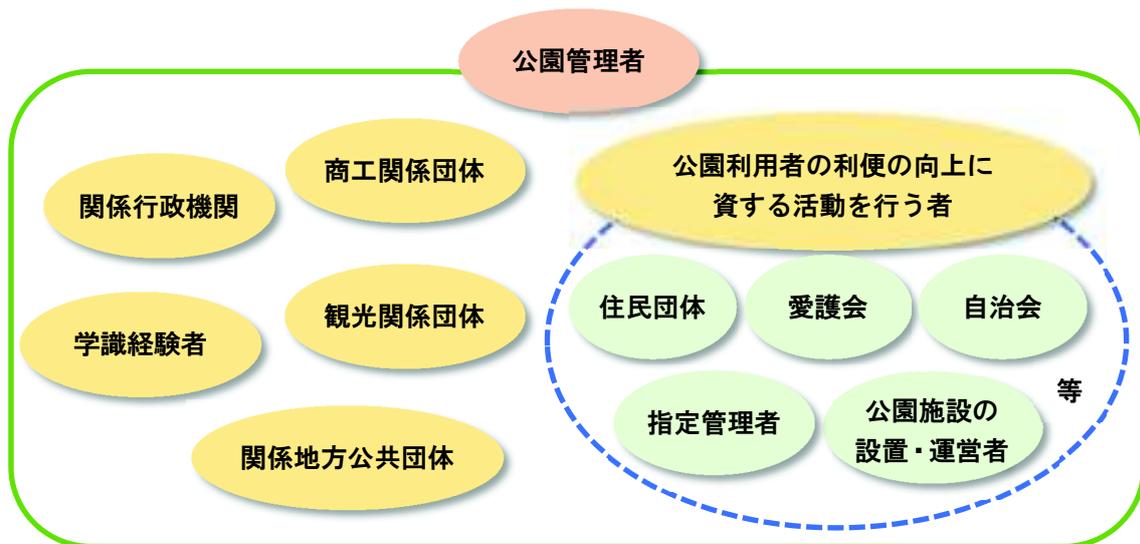
- 本市では、公園等愛護会や花いっぱい活動団体等を通して、すでに多くの市民が緑に関する活動に参加しています。また、市民アンケート調査では、街路樹、公園、花壇等の維持管理ボランティアの参加意向が約60%と高く、市民が気軽に参加できるよう、緑に関する活動の周知と活動に必要な資材や情報の提供を行います。
- 子供や若い世代が緑に関する活動に関心を持てるよう、様々な年代の市民が気軽に参加できるイベント等を企画し、緑に関する活動への参加意識の醸成を図ります。
- 地区別懇談会（平成30年10月開催）では、地域で取組めそうな活動について話し合いました。「公園の清掃活動」については、比較的公園が少ない西端地区や新川地区で関心が高く、こうした地域性への配慮も必要です。

③ 公園の活性化に関する協議会の検討

平成29年6月の都市公園法の改正により、公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができることとなりました。この協議会は、公園管理者の他、関係機関や地域住民の代表等で構成され、公園の活性化に必要な情報の共有や公園利用上のルールづくり等の協議を行うことが想定されます。

本市においては、協議会設置の仕組みづくりを検討するとともに、緑のまちづくり意識の高い地域等へ協議会設置の働きかけを行います。

【協議会イメージ】



【協議会における協議事項（例）】

- 多様な主体が連携した地域の賑わいの創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整
- ボール遊び等地域の多様な公園利用ニーズに応じた公園ごとの利用ルール
- 保育所等の設置の検討に当たって、地域における情報共有、調整
- 新たな施設の導入や大規模な再整備を含む都市公園の中長期的な整備方針・計画
- 都市公園ごとの特性を踏まえた都市公園のマネジメントの方針・計画 等



緑のまちづくりへの参加イメージ

9.2 計画の進捗管理

緑地の保全や緑化等の施策を計画的に推進していくためには、計画を適切に評価し管理する体制を整えていく必要があります。

計画の進捗管理においては以下の点に留意し、施策の着実な実施に努めます。

■ 定期的な市民意識の把握

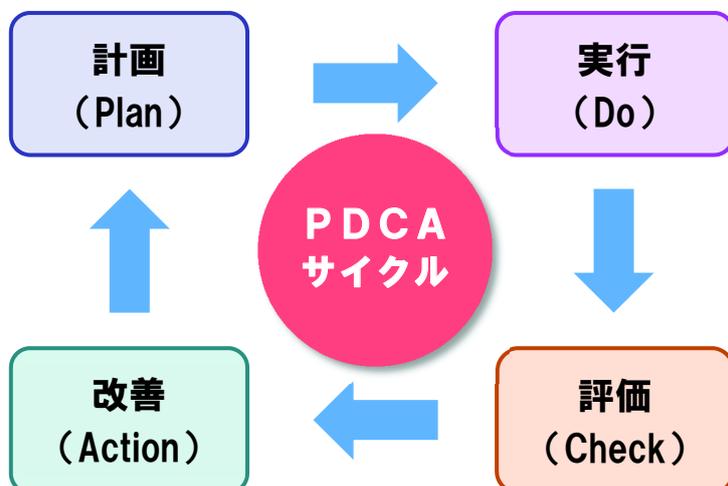
- ◆ 市政アンケートを継続して実施し、公園、緑化に関する施策の満足度や優先度を把握し、取組の効果を分析します。
- ◆ 緑に関するイベントを通じて、公園、緑化に関する市民意向を把握し、施策に活用します。

■ 目標値等による進捗状況の分析

- ◆ PDCAサイクルによる施策の進行管理を行い、計画の実効性を高めます。その上で、概ね5年後を目途に本計画で設定した目標値等の達成状況を評価し、計画の進捗状況を分析します。
- ◆ 施策の進捗の遅れや、十分な効果が出ていない場合等、施策実施にあたっての課題を明らかにします。

■ 必要に応じた計画の見直し

- ◆ 計画の目標年次である2030年（令和12年）までの間であっても、本計画に大きな影響を及ぼすような社会情勢の変化があった場合には、機動的に計画の見直しを行います。
- ◆ 計画の見直しは、市民・事業者等の参画のもと、評価・分析を行い、必要な見直しを行います。



都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区 基幹 公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準とする。
都市 基幹 公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規 模公 園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

用語一覧

あ 行

あいち森と緑づくり事業

森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、愛知県が平成21年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑の整備保全を図る事業。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地等、建物によって覆われていない土地あるいは敷地内の空地の総称。

か 行

河川区域

一級河川、二級河川又は準用河川の指定がされた河川の区間に存在し、①河川の流水が継続して存する土地及び反復して流水に覆われるため水生植物が繁茂する等、河状を呈する土地、②河川管理施設の土地、③堤外の土地で①と一体的に管理する必要があると指定された区域をいう。

公害防止協定

地方公共団体と企業の間で交わした公害防止に関する協定のこと。

公募設置管理制度 (Park-PFI)

都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きで、事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、

事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

公有水面

公有水面埋立法において定義される「国が所有する河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面」で、公有水面の埋立の規制を図るため、同法で「埋立を行う者は都道府県知事の免許を受けなければならない」等の規定がある。

公共施設緑地

都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園緑地に準じる機能を持つ施設。

さ 行

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

施設緑地

都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」を合わせた総称。

市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物等の所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。(都市緑地法第55条)。

生産緑地地区

生産緑地法に基づき、市街化区域内の農地のうち、将来にわたって適切に保全される緑地として指定された地区。

生物多様性

動植物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

た 行**地域制緑地**

「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例等によるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、風致地区、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区等の制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としている。

地区計画

主として街区内の居住者等の利用に供される道路・公園等の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を定め、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境の整備及び保全を図るために、都市計画法に基づき定める計画。

都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地の範囲。

都市計画道路

健全な市街地の形成と活力ある都市形成に寄与するため、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいい、その機能に応じて、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類に分けられる。

都市公園

都市公園法に基づいて、国や地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2において、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、市町村が定めるもの。

都市農業振興基本法

都市農業（市街地及びその周辺の地域において行われる農業）の安定的な継続を図るとともに、都市農業の多様な機能の発揮を通じ良好な都市環境の形成に資することを目的として制定された法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や新設又は変更に関する事業。

な 行**農用地区域**

農業振興地域内の土地で、今後おおむね1

0年以上にわたり農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地等の区域。

は 行

パブリックコメント

市が計画や条例等を策定したり変更したりするとき、その内容を案の段階で公表し、案に対する意見や提案、要望を広く市民から募集する手続きのこと。

ま 行

水と緑のネットワーク

水辺や緑の持つ機能をより効果的に発揮するため、公園・緑地等を緑道や河川等をつなぎ、「水」と「緑」豊かな都市環境を形成すること。

密集市街地

老朽化した建築物が密集しており、かつ、道路公園等の公共施設が十分確保されていない防災上及び住環境上問題のある市街地。

民間施設緑地

民有地で一般市民の利用が可能であり、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

や 行

誘致距離

都市公園の配置として、住区基幹公園については、以下のような範囲内で配置することが目標とされている。

【街区公園】

誘致距離250mの範囲内で1ヶ所当たり面積0.25haを標準として配置する。

【近隣公園】

誘致距離500mの範囲内で1ヶ所当たり面積2haを標準として配置する。

【地区公園】

誘致距離1kmの範囲内で1ヶ所当たり面積4haを標準として配置する。

ユニバーサルデザイン

言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。

用途地域

都市機能の維持・増進、居住環境の保護等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途や形態について制限を行う制度。

ら 行

緑地協定

土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定。(都市緑地法第45条、第54条)。

緑地保全地域

里地・里山等都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地域。(都市緑地法第5条)

緑地率

施設緑地及び地域制緑地の合計面積の地域面積に占める割合。

緑被率

上空から見て樹林地・草地、農地、水面が覆っている面積(緑被面積)の地域面積に占める割合。

緑化地域制度 _____

緑が不足している市街地等において、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。(都市緑地法第34条)。

緑化率 _____

建築物の敷地面積や道路延長に対する緑地面積、緑化延長の割合のこと。

わ 行**ワークショップ** _____

地域づくり活動において、住民参加の手法として、参加者自身が地域の課題を把握。共有化した上で、地域の将来像を話し合う手法。

